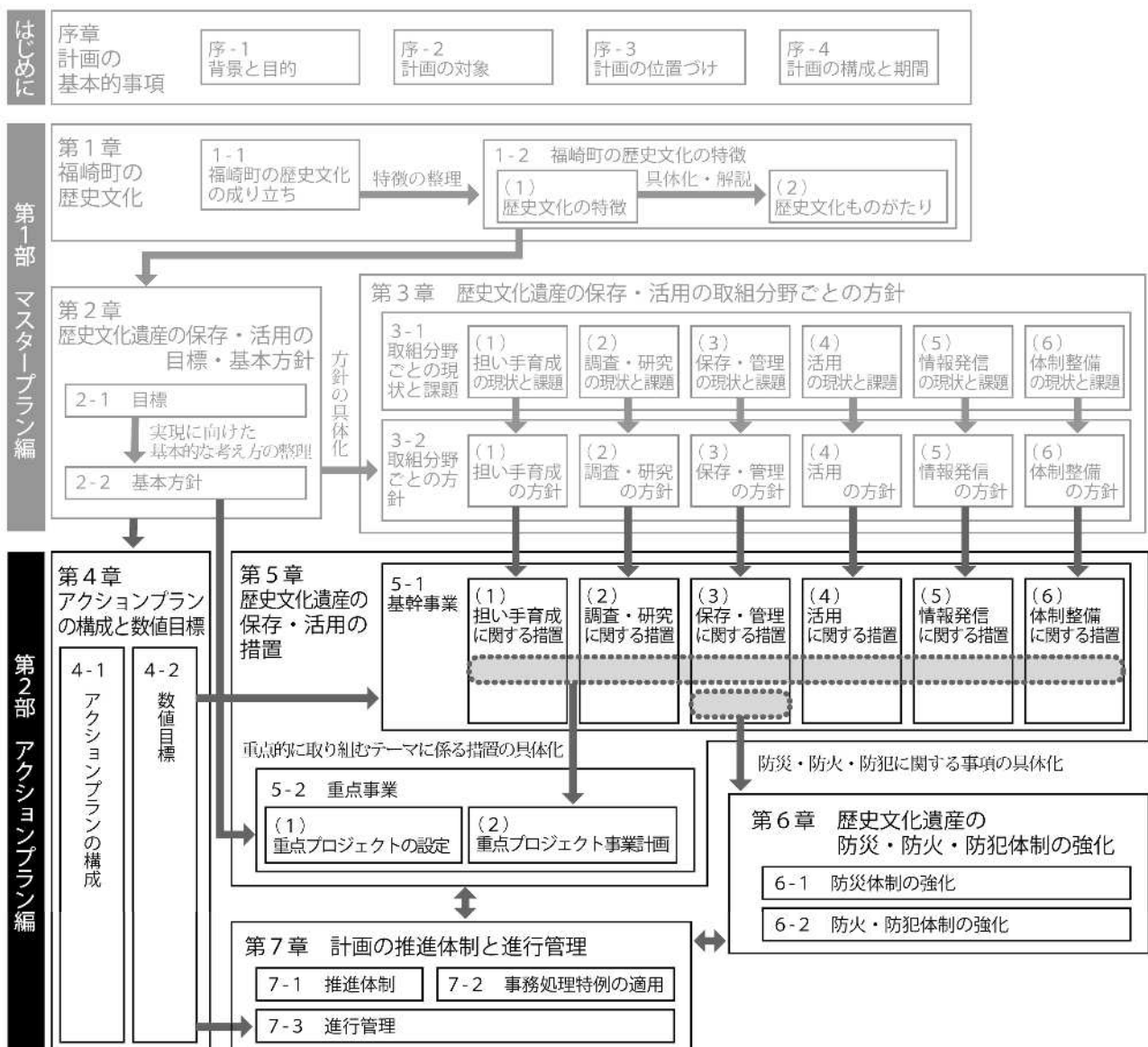


第 2 部

歴史文化遺産の保存・活用の方策

【アクションプラン編】

第2部では、第1部で示した目標「“美しき村”を目指した歴史文化まちづくり」を実現するために、設定した方針に基づく取組内容を具体化し、本計画の計画期間（7年間）で実施する事業計画や推進体制等を示しています。



第4章 アクションプランの構成と数値目標

4-1 アクションプランの構成

「第2部 歴史文化遺産の保存・活用の方策【アクションプラン編】」（第4章～第7章）では、「第1部 歴史文化遺産の保存・活用の考え方【マスタープラン編】」で設定した目標「“美しき村”を目指した歴史文化まちづくり」と、その実現に向けた方針に基づき、歴史文化遺産の保存・活用の取組を着実かつ効果的に実施するための具体的な方策を定めます。

アクションプラン編の各章では次の事項を定めます。

● 第4章 アクションプランの構成と数値目標（本章）

アクションプランの構成と、第2章で定めた目標の実現に向けた具体的な数値目標を定めます。

● 第5章 歴史文化遺産の保存・活用の措置

歴史文化遺産の保存・活用のために、計画期間に実施する措置（事業）を定めます。措置は、次の2つの事業で構成して、福崎町の歴史文化の魅力の向上を図ります。（図4-1）

5-1 基幹事業：福崎町の歴史文化を確実に保存・継承し、その魅力を底上げするための基本となる措置です。

第3章の「3-2 取組分野ごとの方針」を踏まえて、取組分野ごとに設定します。

5-2 重点事業：福崎町の歴史文化の特徴に磨きをかけて、福崎らしい歴史文化を育み、活かし、まちづくりに戦略的に活かすための措置です。

第1章の「福崎町の歴史文化の特徴」で整理した「歴史文化ものがたり」や第2章の「歴史文化遺産の保存活用の目標と基本方針」などを踏まえて、重点的に取り組むテーマを設定し、一連の事業計画を設定します。

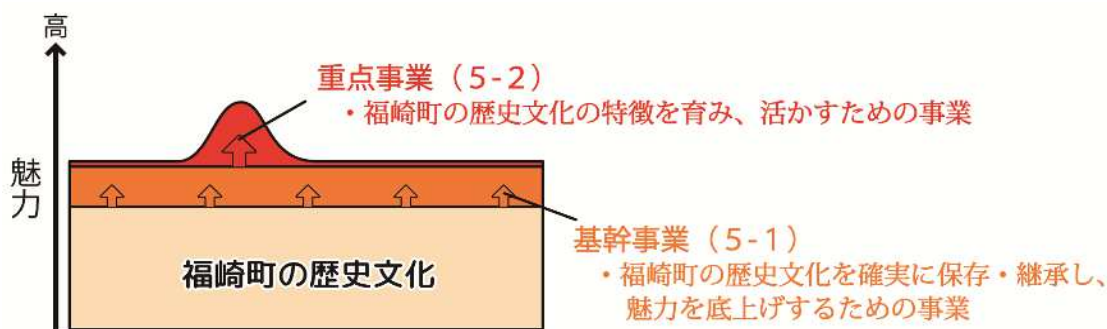


図4-1 措置の構成（基幹事業と重点事業による福崎町の歴史文化の魅力向上イメージ）

● 第6章 歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制の強化

第5章5-1で定める措置のうち、特に歴史文化遺産の防災・防火・防犯に対する事項について、その内容を具体化して示します。

● 第7章 計画の推進体制と進行管理

計画の推進に向けた各主体の役割と連携体制、文化財保護法に基づく事務処理特例に関する事項、計画の進行管理の方法について定めます。

4-2 数値目標

目標とする「『美しき村』を目指した歴史文化まちづくり」の実現に向けて、関係するさまざまな主体が協働して取り組むためには、どのような状況をつくり出していくかを分かりやすく示すことで、目標の共有を促していくことが求められます。具体的には、本計画に基づく各種施策・事業の展開を通じて、第2章で掲げた5つの基本方針に基づく取組が進められている状況をつくり出すことが、「美しき村」へとつなげていく第一歩であるといえます。

そこで、本計画期間において目指す目標値（令和10年度時点の値）を、5つの基本方針ごとに表4-1のとおり設定します。なお、令和10年度には、この指標と目標値をもとに計画の効果を検証し、次期計画の作成に活用していきます。

表4-1 数値目標（令和10年度の目標値）

基本方針	指標 ※1	数値目標※2		調査方法 ※3
		基準値 (基準年次)	目標値 (令和10年度)	
1 「こころ豊かな ひとづくり」に 取り組みます	①まちの歴史や伝統を感じられることを誇りに思う住民の割合	16.2% (H30)	20.0%	住民 アンケート 調査
	②福崎町の歴史文化を大切に思う中学生の割合	32.5% (R2)	35.0%	中学生 アンケート 調査
2 「自立(律)のま ちづくり」を進 めます	③福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動に参加している住民の割合	12.6% (H30)	15.0%	住民 アンケート 調査
	④重点的に保存・活用に取り組みたい歴史文化遺産がある自治会の割合	78.8% (R2)	90.0%	自治会 アンケート 調査
3 「福崎“つなが り人”が連携・ 協働します	⑤福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動に参加している企業勤務者（町外居住）の割合	1.2% (H30)	5.0%	企業 アンケート 調査
	⑥福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動に参加している大学生の割合	8.9% (H30)	10.0%	大学生 アンケート 調査
4 歴史文化がつく る「福崎らしさ」 を活かします	⑦知人や友人を案内したい町内の観光地がある住民の割合	36.7% (H30)	40.0%	住民 アンケート 調査
	⑧主要な歴史文化遺産等（9つ）のうち、中学生の認知度が50%以上のものの数	5つ (H30)	9つ	中学生 アンケート 調査
5 「地域間交流」 により歴史文化 遺産の魅力を高 めます	⑨観光入込客数	416千人 (R1)	500千人	観光動態 調査
	⑩近隣の市町との連携などによる広域行政の推進に関する施策が重要と思う住民の割合	52.5% (H30)	60.0%	住民 アンケート 調査

※ 1：具体的指標は次のとおりとします。

- ①福崎町の好きなところ、誇れるところとして、「まちの歴史や伝統が感じられる」を回答する住民の割合
- ②福崎町の歴史文化が、自分たちにとって「とても大切」であると回答する中学生の割合
- ③日頃の行動や活動として、「福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動」に「継続して参加している」又は「ときどき参加している」と回答する住民の割合
- ④今後自治会で重点的に保存・活用に取り組みたい歴史文化遺産とその内容を尋ねる設問に対して、少なくとも 1 つの歴史文化遺産をあげられる自治会の割合
- ⑤日頃の行動や活動として、「福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動」に「継続して参加している」又は「ときどき参加している」と回答する企業勤務者（福崎工業団地・企業団地内の従業員 50 名以上の企業等の町外から勤務者）の割合
- ⑥日頃の行動や活動として、「福崎町の歴史や地域の伝統文化を次世代に引き継ぐ活動」に「継続して参加している」又は「ときどき参加している」と回答する大学生（神戸医療福祉大学の学生）の割合
- ⑦知人や友人を案内したいと思う町内の観光地の有無について、「ある」と回答する住民の割合
- ⑧町内の 9 つの歴史文化遺産等は、「ア．柳田國男と民俗学」、「イ．吉識雅夫」、「ウ．銀の馬車道」、「エ．大庄屋三木家住宅」、「オ．播磨国風土記」、「カ．固寧倉」、「キ．秋祭り・屋台」、「ク．かくしほちよじ」、「ケ．七種山」をあげています。それぞれについて、「よく知っている」「大体知っている」「少し知っている」のいずれかの回答をした人を「知っている（認知している）」こととした時の、中学生の認知度が 50 % 以上のものの数。なお、H30 調査では、ア・イ・ウ・キ・ケの 5 つが 50 % 以上の認知度であった。
- ⑨年間入込 10,000 人以上及び特定月 5,000 人以上の観光地、観光施設、イベント等の延べ入込客数のデータ（福崎町調べ）。なお、延べ入込客数調査のため、複数の観光地等を訪れた場合は重複してカウントされる。
- ⑩福崎町が実施する施策の重要度について、「近隣の市町との連携などによる広域行政の推進」が「重要」又は「やや重要」と回答する住民の割合

※ 2：目標値については、上位・関連計画との整合・調整や社会情勢の変化への対応の必要性、事業計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

なお、指標⑨の目標値は、第 5 次総合計画後期基本計画に示す「めざそう値」（令和 5 年（2023）の目標値）を示していますが、今後、第 6 次総合計画に示される目標値に修正する予定です。

※ 3：「住民アンケート調査」、「大学生アンケート調査」、「企業アンケート調査」は、福崎町総合計画の作成にあたって実施、「自治会アンケート調査」、「中学生アンケート調査」は、本計画の作成・改訂にあたって実施するものとします。なお、観光動態調査は、兵庫県による観光動態調査をさします。

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の措置

5-1 基幹事業

福崎町の歴史文化を確実に保存・継承し、その魅力を底上げするための措置（基幹事業）として、「担い手育成」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」、「体制整備」の6つの方針ごとに、合計75事業をあげています。

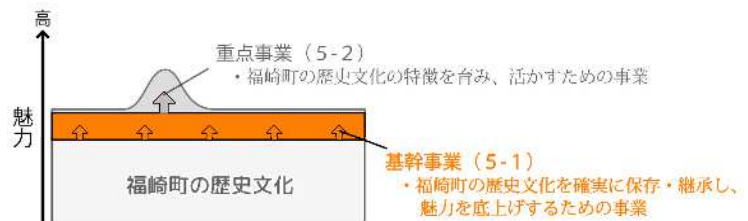


図5-1 基幹事業の位置づけ

内訳は、「担い手育成」14事業、「調査・研究」10事業、「保存・管理」12事業、「活用」13事業、「情報発信」11事業、「体制整備」15事業であり、次ページ以降に各事業の内容や取組主体、計画期間、財源を整理しています。

【表の凡例】（表5-1～表5-6）

● 取組主体

- ・主体の区分は、2ページの「(2) 計画の推進主体」の区分によります。なお、「行政」については、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用の主管課である福崎町教育委員会社会教育課とその他関係課に区分しています。
- ・「◎」は中心となって取り組む主体（その他関係課は中心になって取り組む課を記載）、「○」は連携・協力して取り組む主体、を表しています。

● 計画期間

- ・計画期間を、「前期」（令和4・5年度）、「中期」（令和6～8年度）、「後期」（令和9・10年度）の3期間に区分し、実施する期間に  を表示しています。
- ・これまでも実施してきた事業の継続・拡充は灰色矢印（）、新規事業は橙色矢印（）で表示しています。

● 財源

- ・国や県の補助金を活用するものは「国費」、「県費」、町費により実施するものは「町費」、活動団体や民間企業等の資金を活用するものは「団体費」と表示しています。

(1) 担い手育成に関する措置

「歴史文化の担い手となる福崎“つながり人”を育む」ために、表 5-1 にあげる 14 事業を実施します。

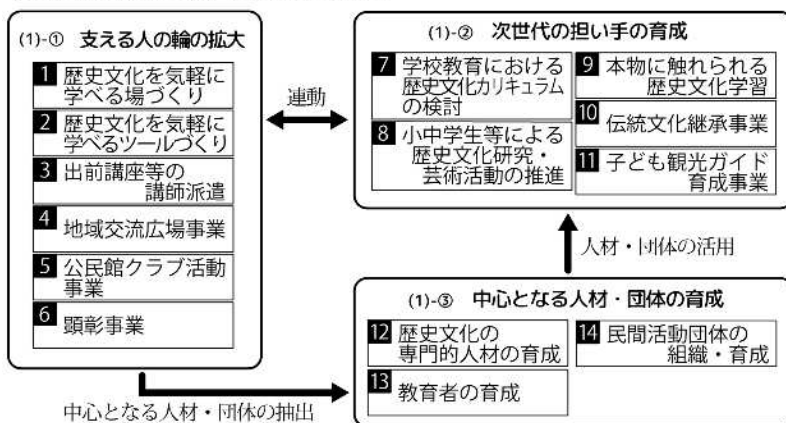
より多くの人々が歴史文化遺産を身近に感じられる環境をつくり出すための場づくりやツールづくり、教育者の育成を進め、それらをもとに学校教育や地域住民の主体的な活動に展開することで、次世代の担い手となる子どもたちや、歴史文化の保存・活用を中心となって担う専門的な人材・民間活動団体などのリーダー的な人材の育成を図ります。また、育成した担い手を活かしながら、調査・研究や保存・管理、活用などの各取組分野の事業を展開していきます。(図 5-2)

表 5-1 担い手育成に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政 社会 教育課	その他 関係課	前期 令和 4・5 年度	中期 令和 6～8 年度	後期 令和 9・10 年度	
歴史文化の担い手となる福崎“つながり人”を育みます	1	歴史文化を気軽に学べる場づくり 下張り文書剥がし・整理や発掘体験、歴史文化ものがたりを活かした歴史ウォーク、初心者向け歴史文化学習講座などを実施する。	○	○	◎	○				国費 町費
	2	歴史文化を気軽に学べるツールづくり 身近な小学校区を単位とした歴史文化読本や漫画、絵本、カルタなど、親しみやすく、楽しみながら歴史文化を学べるツールを作成する。	◎	◎	◎	○				国費 町費
	3	出前講座等の講師派遣 「福崎まちづくり出前講座」や「まちの先生」の各制度を活用し、歴史文化分野における講師派遣を行う。	○	○	◎	◎ 総務課				町費 団体費
	4	地域交流広場事業 ふるさと発見ウォークや昔の遊び体験、茶道教室など、歴史文化をテーマとした地域交流広場事業を推進する。	◎		○	○				県費 町費
	5	公民館クラブ活動事業 趣味の活動から歴史文化への興味・関心につなげるための関連する歴史文化遺産や偉人などを学ぶ機会の創出や、さらなる活動の展開や交流のための成果発表会等を開催する。	◎		◎	○				町費 団体費
	6	顕彰事業 「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」の実施など、福崎ゆかりの偉人やその功績を顕彰する取組を実施する。	○	○	◎	○				町費

歴史文化の担い手となる福崎っつながり人を育みます	(1)-② 福崎町の歴史文化の次世代の担い手を育みます	7	学校教育における歴史文化カリキュラムの検討 各科目と連携した小中一貫の歴史文化カリキュラムなど、学校教育において福崎町の歴史文化を継続的に学ぶことができるカリキュラムの作成・運用を検討する。	○	○	◎ 学校教育課	→			町費
		8	小中学生等による歴史文化研究・芸術活動の推進 「柳田國男ふるさと賞」や歴史文化をテーマとした絵画展の開催などを通じて、小中学生等による歴史文化に係る研究・芸術活動を推進する。	○		◎ 学校教育課	→			町費
		9	本物に触れられる歴史文化学習 「ふくさき歴史体験隊」や学校教育での出土遺物貸出や校外学習等、本物の歴史文化遺産等に触れながら学べる機会を提供する。			◎ 学校教育課	→			国費 町費
		10	伝統文化継承事業 祭りの太鼓や舞等の技術など、受け継がれる伝統の技・知識・知恵を伝える取組を推進する。	◎		○	→			国費 県費 町費
		11	子ども観光ガイド育成事業 学校教育と連携し、小学生・中学生・高校生等による観光ガイドを育成する。	◎	○	◎ 観光交流室 学校教育課	→			国費 県費 町費
	(1)-③ 歴史文化の保存・活用 に中心となって取り組める人材や団体を育みます	12	歴史文化の専門的人材の育成 学習講座等を通じて、古文書を解読できる人材、かたりべとなる人材、歴史文化について解説できる人材など、歴史文化に関する知識や技術をもつ専門的人材を育成する。	○	○	◎ 地域振興課	→			国費 県費 町費
		13	教育者の育成 小中学校教員が福崎町の歴史文化に対する理解と知識を深めることができる研修会・勉強会等を実施する。		○	◎ 学校教育課	→			国費 県費 町費
		14	民間活動団体の組織・育成 歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体を組織・育成する。	◎		○		→		町費 団体費

【担い手育成に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開（例）】

- 17 民俗文化調査 (調査・研究)
- 30 民俗文化の保存・継承 (保存・管理)
- 52 子ども向けの情報発信 (情報発信)
- 19 地域の歴史文化遺産把握調査 (調査・研究)
- 74 観光受け入れ体制の検討・構築 (体制整備)
- 20 古文書調査 (調査・研究)
- 21 地域史誌の編纂 (調査・研究)
- 31 歴史文化遺産の日常的な維持・管理 (保存・管理)
- 43 地域の歴史文化遺産マップづくり (活用)
- 64 調査・研究体制の構築 (体制整備)
- 75 歴史文化人材バンクの創設に向けた検討 (体制整備)

図 5-2 担い手育成に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(2) 調査・研究に関する措置

「さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行う」ために、表 5-2 にあがる 10 事業を実施します。

これまで十分な把握調査ができていなかった歴史的建築物、美術工芸品の一次調査（把握調査）とともに、民俗文化や古文書の調査、地域のお宝の把握調査を継続して実施し、文化財的な価値が高いと思われるもの等についての詳細調査や指定等文化財のさらなる価値の解明に向けた学術調査を実施します。そして、調査成果をもとに、文化財指定・登録等や歴史文化遺産の保存・修理、美術工芸品の記録作成などの保存・管理、空き家となる歴史的建築物の活用に向けた検討などの活用、調査成果を地域に還元するための説明会・講演会・シンポジウム等の開催などの情報発信、「(仮称) ふくさき遺産」の認定制度の創設などの体制整備の各取組分野の措置へとつなげていきます。また、地域のお宝の把握や古文書調査の成果などをもとに、地域史誌の編纂を進め、町民等の身近な歴史文化遺産の再認識による日常的な維持・管理へと結びつけていきます。

一方で、歴史民俗資料館の収蔵品の整理を進め、収蔵品の適切な保存・管理や効果的な活用、展示などの情報発信に展開していきます。

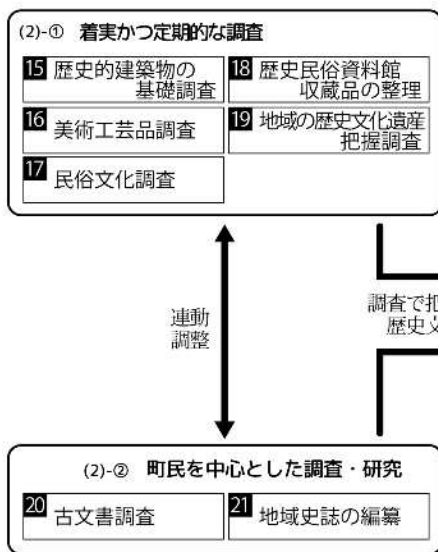
それらの調査・研究の成果をもとに、福崎町の歴史文化についての総合的な調査・研究を進め、各取組分野の措置のベースにしていくと同時に、次期計画の作成に向けた資料としていきます。(図 5-3)

表 5-2 調査・研究に関する措置

方針		No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
				町民等	専門家	行政		前期 令和 4・5 年度	中期 令和 6～8 年度	後期 令和 9・10 年度	
						社会 教育課	その他 関係課				
さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行います	(2)-① 歴史文化遺産の着実な把握調査と定期的な追跡調査を推進します	15	歴史的建築物の基礎調査 古民家や寺社建築などの歴史的建築物の把握調査（一次調査）を実施する。	○	◎	◎	○				県費 町費
		16	美術工芸品調査 自治会や寺社等が所有する古文書や絵画、彫刻などの美術工芸品の把握調査（一次調査）を実施する。	○		◎					国費 県費 町費
		17	民俗文化調査 各自治会の祭り・行事の実施状況の定期的な調査、家の年中行事や民間説話などの調査等を実施する。	◎	○	◎	○				国費 県費 町費
		18	歴史民俗資料館収蔵品の整理 歴史民俗資料館に収蔵する民具の来歴調査・整理や、資料のリスト化・データ化等を実施する。			◎					県費 町費
		19	地域の歴史文化遺産把握調査 各自治会や小中学生、出身者等が大切に思う歴史文化遺産の把握調査を実施する。	◎		◎	○				町費

さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行います	(2)-② 町民を中心とした歴史文化遺産の把握調査及び歴史文化研究を推進します	20	古文書調査 町民や専門家との協働で、区有文書や寺社文書、三木家未調査資料等の把握調査及び整理を実施する。	◎	◎	◎					県費 町費
		21	地域史誌の編纂 自治会等による歴史文化や歴史文化遺産の調査・研究を通じた地域史誌の編纂を推進する。	◎		○	○				町費 団体費
	(2)-③ 歴史文化遺産の価値や福崎町の歴史文化のさらなる魅力を明らかにします	22	未指定の歴史文化遺産の詳細調査 把握した歴史文化遺産の価値を明らかにするための詳細調査や、文化財指定等の可能性があるものの学術調査を実施する。	○	◎	◎	○				町費
		23	指定等文化財の学術調査 指定等文化財のさらなる価値の解明に向けて、指定等文化財や関連する歴史文化遺産の学術調査を実施する。	○	◎	◎					県費 町費
		24	福崎町の歴史文化総合調査研究 福崎町の歴史文化の価値や魅力に関する調査・研究を実施する。	○	◎	◎	○				町費

【調査・研究に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開（例）】

- 9 本物に触れられる歴史文化学習 (担い手育成)
- 29 歴史文化遺産の保管・収蔵施設の充実 (保存・管理)
- 34 美術工芸品の記録作成 (保存・管理)
- 56 資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討 (情報発信)
- 60 特別展・企画展の開催 (情報発信)
- 25 文化財指定・登録等 (保存・監理)
- 27 歴史文化遺産の保存・修理 (保存・管理)
- 32 指定等文化財の保存活用計画の作成 (保存・管理)
- 40 歴史的建築物の活用 (活用)
- 51 説明会・講演会・シンポジウム等の開催 (情報発信)
- 12 歴史文化の専門的人材の育成 (担い手育成)
- 31 歴史文化遺産の日常的な維持・管理 (保存・管理)
- 69 「(仮称)ふくさき遺産」認定制度の創設・運用 (体制整備)

図 5-3 調査・研究に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(3) 保存・管理に関する措置

「歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝える」ために、表 5-3 にあがる 12 事業を実施します。

これまで指定等による保存の措置が図られていない歴史文化遺産のうち、特に必要なものについては、調査・研究の成果を踏まえた上で、文化財の指定・登録等や他法令に基づく指定等を進め、各法制度に基づく補助事業も活用しながら、歴史文化遺産の価値を保存します。また、喫緊の課題となっている絵馬の保存・修理等の方策の検討事業、民俗文化の保存・継承のための取組・記録作成等の事業を実施します。特に公開・活用を行う指定等文化財については、必要に応じて個別の保存活用計画を作成し、保存・管理や修理・補修、防災・防火・防犯のために講じる措置を具体化します。これらによる適切な保存・管理体制のもとに、歴史文化遺産の学校教育での活用や身近に感じられる場づくりなどによる担い手育成、また、歴史文化遺産を活用したイベントや観光振興に向けた整備・事業等を推進していきます。

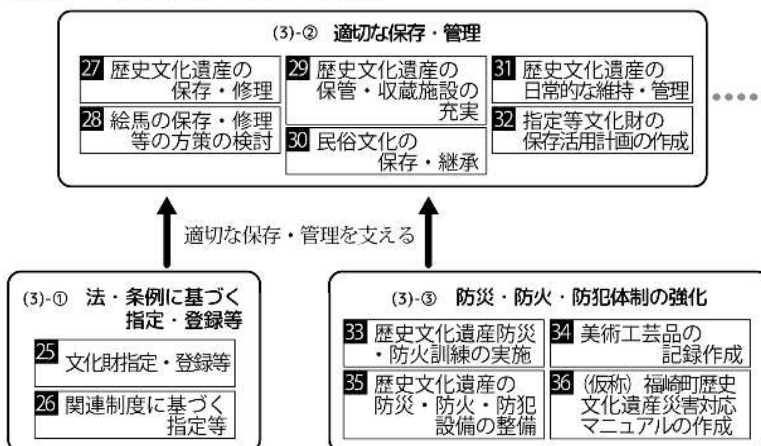
一方で、歴史文化遺産の防災・防火・防犯は、予防から応急対応、復旧・復興に至る一連の行動指針を示した「歴史文化遺産災害対応マニュアル」の作成、指定等文化財を中心とした防災・防火・防犯設備の設置、歴史文化遺産防災・防火訓練、美術工芸品の記録作成などを実施します。特にマニュアルは、内容をホームページ等でも発信し、「福崎応援民」全体での歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制づくりにつなげます。(図 5-4)

表 5-3 保存・管理に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政	社会教育課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝えます	(3)-① 法・条例に基づく指定・登録等を推進します	25 文化財指定・登録等 登録文化財の提案制度を活用しながら、文化財指定・登録等を推進し、現状変更の許可制・届出制により価値を保存する。	○	○	◎					町費
		26 関連制度に基づく指定等 景観や自然環境などの関連制度に基づく指定等を推進し、各制度に従い価値を保存する。	○	○	○	◎ まちづくり課 住民生活課				町費
	(3)-② 歴史文化遺産を適切に保存・管理します	27 歴史文化遺産の保存・修理 歴史文化遺産データベースに掲載する歴史文化遺産で、老朽化や破損などがみられるものの保存・修理を実施する。	◎	○	◎	○				国費 県費 町費 団体費
		28 絵馬の保存・修理等の方策の検討 絵馬の保存・修理や適切な管理のための方策を検討する。	○	◎	◎					町費
		29 歴史文化遺産の保管・収蔵施設の充実 既存の建築物を利用した美術工芸品等の保管・収蔵施設の整備、史料の保存・収蔵設備の充実等を検討する。		○	◎					町費
		30 民俗文化の保存・継承 保存会等を中心とした祭り・行事等の伝統の技の保存・継承等の取組や映像記録等の継続的な記録作成を行う。	◎	○	◎	◎ 学校教育課				国費 県費 町費

歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝えます	(3)-② 歴史文化遺産を適切に保存・管理します	31	歴史文化遺産の日常的な維持・管理 境内清掃や古墳の草刈り等の維持・管理や文化財協力員等による見回り等を実施する。	○	○					町費 団体費
		32	指定等文化財の保存活用計画の作成 指定等文化財に必要なもの（公開・活用を行うもの等）について、適切な保存・管理（材料確保の方策や防災・防犯対策等を含む）のもとに活用を行うための個別計画を作成する。		○	○				町費
	(3)-③ 歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制を強化します	33	歴史文化遺産防災・防火訓練の実施 歴史文化遺産の防災・防火の意識醸成や体制強化のための定期的な防災・防火訓練を実施する。	○	○	○ 住民生活課				町費
		34	美術工芸品の記録作成 災害等に備え、美術工芸品の写真撮影等の記録作成を行う。	○	○					国費 県費 町費
		35	歴史文化遺産の防災・防火・防犯設備の整備 指定等文化財を中心に、防災・防火・防犯設備の設置を推進する。	○	○	○ 住民生活課				県費 町費
		36	(仮称)福崎町歴史文化遺産災害対応マニュアルの作成 歴史文化遺産の防災・防火の知恵の調査・整理や防災・防火・防犯意識の醸成・予防から応急対応、復旧・復興に至る災害対応マニュアルを作成する。	○	○	○ 住民生活課				県費 町費

【保存・管理に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開（例）】

- 1 歴史文化を気軽に学べる場づくり (担い手育成)
- 18 歴史民俗資料館収蔵品の整理 (調査・研究)
- 37 歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践 (活用)
- 39 歴史文化を活かしたイベントの開催 (活用)
- 40 歴史的建築物の活用 (活用)
- 46 歴史文化遺産の活用のための整備 (活用)
- 47 歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備 (活用)
- 56 資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討 (情報発信)
- 60 特別展・企画展の開催 (情報発信)
- 71 資料データベース作成と活用方策の検討 (体制整備)

図 5-4 保存・管理に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(4) 活用に関する措置

「歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かす」ために、表 5-4 にあがる 13 事業を実施します。

日本遺産等の広域の連携事業との連携のもと、歴史文化を活かした観光振興方策の検討を行い、新たな商品開発・特産品づくりや歴史文化を活かしたイベントの開催、歴史的建築物の活用や歴史文化遺産の活用のための整備・周辺環境の整備などを実施します。また、着地型観光の魅力を創出するために、各自治会における活用の取組と連携を図りながら、観光・周遊ルートの設定や交通体系の充実等の施策を実施します。

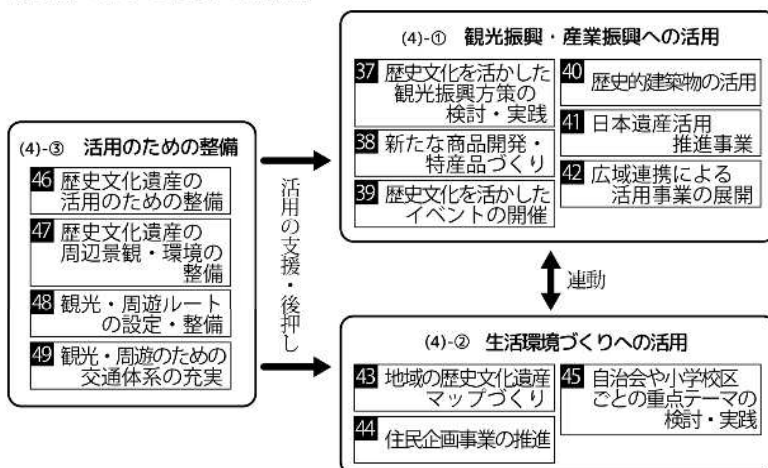
観光活用に向けた各種事業は、情報発信に関する措置と連携を図りながら実施するとともに、観光客などの来訪者等との積極的な関わりを創り出して、「福崎応援民」の拡大や連携した取組への展開へとつなげます。また、各自治会での活用の取組は、観光振興だけでなく、地域住民の意識啓発・担い手育成へと結び付け、主体的な調査・研究や保存・管理の取組へとつなげていきます。(図 5-5)

表 5-4 活用に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政	その他	前期 令和 4・5 年度	中期 令和 6～8 年度	後期 令和 9・10 年度	
歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします					社会 教育課	その他 関係課				
	37	歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践 これまで開発・整備されてきた商品や施設を歴史文化の正しい理解へとつなげるための活用方策や新たな観光振興方策等を検討して、計画的かつ効果的な取組を実施する。	○	○	○	◎ 地域振興課 観光交流室				国費 県費 町費
	38	新たな商品開発・特産品づくり 町民・企業・学生などからの提案やコラボレーションなどを通じて、もち麦をはじめとした多様な歴史文化を活かした新たな商品開発・特産品づくりの取組を推進する。	◎	○	○	◎ 地域振興課 農林振興課				県費 町費
	39	歴史文化を活かしたイベントの開催 楽しみながら歴史文化遺産に楽しみながら触れあい、学ぶことができるイベントや、鉄道・バス事業者や旅行社などと連携した福崎の歴史文化の魅力を体感できる観光イベントなどを開催する。	○	○	◎	◎ 地域振興課 観光交流室 住民生活課				国費 県費 町費 団体費
	40	歴史的建築物の活用 登録有形文化財や、歴史文化遺産データベースに掲載する歴史的建築物で空き家となるものを、地域振興に資する施設等として修理・整備し、活用する。	◎	○	○	◎ まちづくり課 住民生活課				国費 県費 町費 団体費
	41	日本遺産活用推進事業 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の活用事業を展開する。	○	○	○	◎ 地域振興課 観光交流室				国費 県費 町費 団体費
	42	広域連携による活用事業の展開 広域に係る歴史文化遺産や歴史文化ものがたりについて、関係市町村等と連携した活用事業を展開する。	○	○	○	◎ 地域振興課 観光交流室				町費

歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします	(4)-② 歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	43	地域の歴史文化遺産マップづくり 歴史文化ものがたりを活かしながら、自治会などが中心となって、身近な歴史文化遺産の再確認や町民の誇り・愛着の醸成、町外への魅力発信などのための歴史文化遺産マップを作成する。	◎	◎	◎ 地域振興課					国費 県費 町費 団体費
		44	住民企画事業の推進 歴史文化ものがたりや歴史文化遺産を身近な生活環境づくりに活かすため、町民等からの提案型の事業（住民企画事業）を推進する。	◎	○	○					町費 団体費
		45	自治会や小学校区ごとの重点テーマの検討・実践 自治会や小学校区を単位として、重点的に取り組むテーマ等を検討して実践する。	◎	○						町費
	(4)-③ 歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	46	歴史文化遺産の活用のための整備 さまざまな活用方法（観光、教育、日常利用など）や活用主体（子ども、高齢者、外国人、障がい者など）を想定した上で、歴史的建築物の活用のための整備、遊歩道や解説・案内板、便益施設等の整備などを推進する。	◎	○	◎ 地域振興課 まちづくり課					国費 県費 町費
		47	歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備 歴史文化遺産の魅力の維持・向上等のため、周辺の景観形成や環境保全の取組を実施する。	◎	○	◎ まちづくり課 地域振興課					県費 町費
		48	観光・周遊ルートの設定・整備 歴史文化ものがたりに関係する歴史文化遺産を巡るルートを設定・整備する。		○	◎ 観光交流室					国費 県費 町費
		49	観光・周遊のための交通体系の充実 歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用を促進し、交通ネットワークの充実を図る。	○	○	◎ 観光交流室 まちづくり課					町費

【活用に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開（例）】

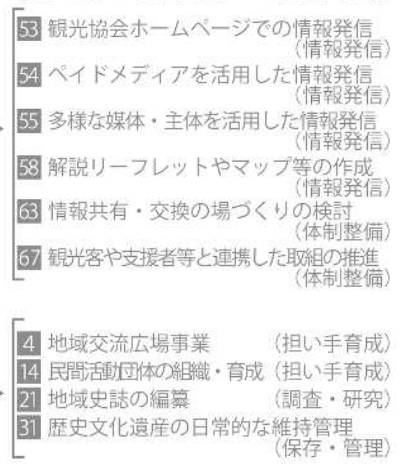


図 5-5 活用に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(5) 情報発信に関する措置

「価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信する」ために、表 5-5 にあがる 11 事業を実施します。

子どもから大人まで幅広い層の町民等を対象とした歴史文化情報の発信事業（子ども向けの情報発信や広報誌での情報発信等）、福崎町の歴史文化に興味をもって訪れる人を増やすための歴史文化情報の発信事業（観光協会ホームページやペイドメディア※¹による情報発信等）、そして、訪れた人がより魅力的に歴史文化を味わうことができ、より深く知ることができる歴史文化情報の発信事業（観光アプリの充実や資料館・記念館等の情報発信機能の強化、解説リーフレットやマップ等の作成など）を実施します。

これらの情報発信事業を通じて、町民等の意識啓発による日常的な保存・管理や専門的な人材の育成などへとつなげるとともに、情報に基づいて来訪する方々のニーズに対応するための事業（交通体系の充実や受け入れ体制の整備など）を展開し、ファン層などの幅広い担い手の獲得へとつなげていきます。（図 5-6）

表 5-5 情報発信に関する措置

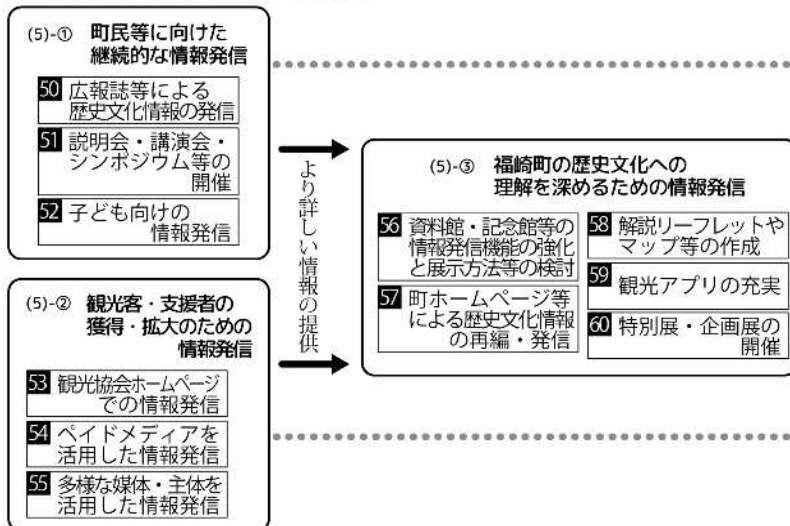
方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政 社会 教育課	その他 関係課	前期 令和 4・5 年度	中期 令和 6～8 年度	後期 令和 9・10 年度	
価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します	(5)-① 町民等が歴史文化を身近に感じられる継続的・定期的な情報発信を行います	50 広報誌等による歴史文化情報の発信 『広報ふくさき』（福崎町）、『福崎町文化』（福崎町文化センター）、『うぶすな』『辻川界隈』『記念館新聞』（柳田國男・松岡家記念館）による継続的・定期的な歴史文化情報の発信を行う。		○	◎	◎ 総務課				町費
		51 説明会・講演会・シンポジウム等の開催 発掘調査説明会や歴史文化に関する講演会、シンポジウム等を開催し、最新の調査・研究成果を地域に還元する。		◎	◎					国費 県費 町費
		52 子ども向けの情報発信 『ふくさき再発見シリーズ』などの学習資料の作成・配信や、子ども向けホームページの開設などを実施する。			◎					国費 町費
	(5)-② 福崎応援民を獲得・拡大するための魅力的な情報発信を行います	53 観光協会ホームページでの情報発信 福崎町観光協会ホームページにおいて、歴史文化ものがたりなどを活かした魅力的な歴史文化情報を発信する。			○	◎ 観光交流室				町費
		54 ペイドメディアを活用した情報発信 マス4媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）などのペイドメディアを活用して認知度を上げるための歴史文化情報の発信を行う。			◎	◎ 観光交流室				国費 町費
		55 多様な媒体・主体を活用した情報発信 SNS や口コミサイト、メールマガジンなどの多様な媒体を活用し、民間企業・団体やインフルエンサー※ ² などと連携した効果的な情報発信を行う。	◎		○	○				町費 団体費

※ 1：ペイドメディアとは、費用を支払って、広告や情報を掲載するメディアをさします。

※ 2：インフルエンサーとは、発言や行動が人々や世間に対して大きな影響力をもつ人物をさします。

価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します	(5)-③ 福崎町の歴史文化の理解を深めるための情報発信を行います	56	資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討 歴史民俗資料館の展示方法・展示内容の検討、柳田國男・松岡家記念館のリニューアル改修等を行う。	○	○	◎	○						国費 県費 町費
		57	町ホームページ等による歴史文化情報の再編・発信 町ホームページの歴史文化情報を体系的に整理して再構成するとともに、これまでの広報に連載してきた記事を再編して発信する。			◎							国費 町費
		58	解説リーフレットやマップ等の作成 歴史文化遺産の解説や観光・周遊マップ、歴史文化遺産の分布図などのリーフレットを作成・発行する。	○		◎	◎ 観光交流室						国費 県費 町費
		59	観光アプリの充実 歴史文化ものがたりを巡るルートを追加するなど、観光アプリの歴史文化情報を充実させる。			○	◎ 観光交流室						国費 町費
		60	特別展・企画展の開催 三木家住宅などの歴史的な建造物や、歴史民俗資料館などの文化・観光施設等での特別展・企画展を継続的・定期的に開催する。	○	○	◎	○						県費 町費

【情報発信に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開（例）】

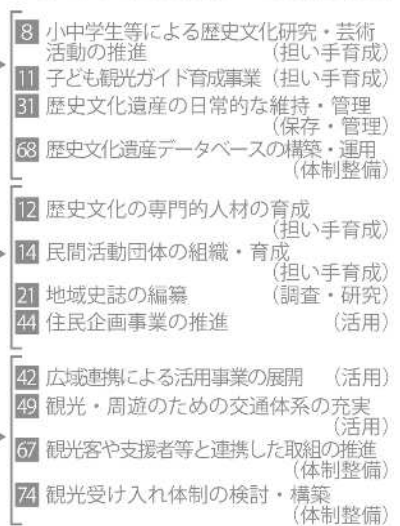


図 5-6 情報発信に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(6) 体制整備に関する措置

「各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整える」ために、表 5-6 にあづける 15 事業を実施します。

主体間の連携の体制（庁内連携体制の整備や情報共有・交換の場づくり、調査・研究体制など）や歴史文化遺産の保存・活用の取組を推進するための制度・仕組み等の体制（歴史文化遺産データベースや「（仮称）ふくさき遺産」認定制度、歴史文化遺産パートナー制度、保存・活用の取組に対する助成など）の整備に関する各種事業を実施することにより、「担い手育成」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の各分野の取組の推進を支えます。（図 5-7）

表 5-6 体制整備に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政 社会教育課	その他 関係課	前期 令和 4・5 年度	中期 令和 6～8 年度	後期 令和 9・10 年度	
各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます	(6) -① 庁内の歴史文化まちづくりに係る体制を強化します	61 庁内連携体制の整備 歴史文化に詳しい職員の育成などの歴史文化遺産の保存・活用体制を充実させるとともに、関係各課や関係施設間の連携体制を整える。			◎	◎ (庁内各課)				町費
		62 取組に対する助言・指導体制の整備 町民等が気軽に相談できる相談窓口を設置し、必要に応じて専門家を派遣して助言・指導を行える体制を整える。		○	◎					町費
	(6) -② さまざまな主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組める体制を整えます	63 情報共有・交換の場づくりの検討 町民等をはじめとしたさまざまな主体が連携するための情報共有・交換の場の設置に向けた検討を行う。	◎	◎	◎					町費
		64 調査・研究体制の構築 町や各自治会、文化財協力員、小中学校教員、専門家等が連携し、継続的な調査・研究ができる体制を整える。	◎	◎	◎					町費
		65 文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の取組 文化観光まちづくり協議会を中心として、さまざまな主体が連携して保存・活用に取り組める体制を整える。	◎	◎	◎	◎ 観光交流室				町費 団体費
		66 (仮称)歴史文化遺産パートナー制度の検討 企業や大学、民間活動団体等による歴史文化遺産の保存・活用への協力・支援を促進するための「(仮称)歴史文化遺産パートナー制度」の創設を検討する。	◎	◎	◎	◎ 地域振興課				町費
		67 観光客や支援者等と連携した取組の推進 町出身者や関係者、来訪者・観光客などと連携した情報発信や保存・活用の取組を推進する。	◎	◎	◎	◎ 地域振興課				町費

各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます	(6)-③ 歴史文化遺産の保存・活用の取組を支える仕組みを整えます	68	歴史文化遺産データベースの構築・運用 歴史文化遺産データベースを町ホームページで公開し、町民等からの情報収集による継続的な更新を行う。	○		◎					町費
		69	「(仮称)ふくさき遺産」認定制度の創設・運用 指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、町民等が大切に思うものなどを認定して、その保存・活用の取組を支援する制度を創設・運用する。	○	○	◎					町費
		70	歴史文化遺産の保存・活用の取組に対する助成 町民等の保存・活用の取組に対して助成を行う。			◎	◎ 地域振興課				国費 県費 町費
		71	資料データベース作成と活用方策の検討 町の所有・保管する資料等の公開活用に向けた資料データベースの作成や公開活用方策の検討を行う。		○	◎					町費
		72	歴史文化情報の発信状況の一元化管理 各施設で発信する歴史文化情報の調整・整合を図るとともに、案内資料・マップの連携した配布・発信体制を整える。			◎	◎ 観光交流室				町費
		73	財源確保の仕組みづくり ふるさと納税の活用や基金創設など、歴史文化遺産を保存・活用するための財源確保の仕組みを検討・構築する。		○	◎	○				町費
		74	観光受け入れ体制の検討・構築 ガイド体制の整備、多言語対応など、多様な観光客の受け入れ体制を検討・構築する。	◎	○	◎	◎ 観光交流室				国費 県費 町費
		75	歴史文化人材バンクの創設に向けた検討 専門知識・技術をもつ人材を調査・研究や保存・活用の取組に活用するための人材バンクの創設を検討する。	◎	◎	◎	○				町費

【体制整備に関する措置の関係】

【その他の取組分野への展開】

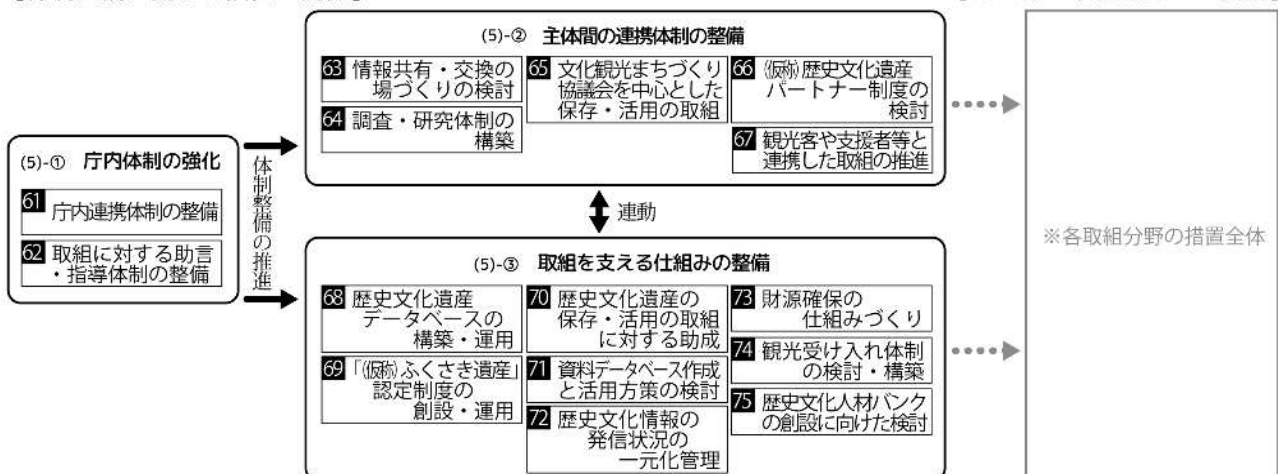


図 5-7 体制整備に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

5-2 重点事業

(1) 重点プロジェクトの設定

福崎町の歴史文化の特徴に磨きをかけて、福崎らしい歴史文化を育み、活かし、まちづくりに戦略的に活かすための措置（重点事業）の一連のまとまりを「重点プロジェクト」として設定します。

重点プロジェクトのテーマは、福崎町の歴史文化遺産の保存・活用の「基本方針」（2-2参照）並びに上位関連計画に即すとともに、本計画の作成にあたって実施したアンケート調査の結果を

考慮して、福崎町の歴史文化の特徴を整理した「歴史文化ものがたり」（1-2参照）のなかから、重点的に保存・活用に取り組むものがたりを抽出して設定します。

本計画の計画期間（令和4～10年度）においては、図5-9に示すように、

- ・福崎町の歴史文化の特徴を育み、活かすための視点をもとに設定した5つの「基本方針」に即することが求められます
- ・学校教育や自治会等の各主体の取組と連携しながら、「民俗学のふるさと」づくりを町全域で展開し、辻川界隈を中心に各地域がつながる魅力的なまちづくりや観光に結びつけることが求められます
- ・多くの町民等が大切に思う民俗文化や柳田國男に関連する歴史文化遺産を対象にすることで、事業効果や歴史文化に対する興味・関心の向上につなげることが求められます

という視点のもと、「学問・芸術文化のふるさと」、「祭りと信仰」、「人・物・情報の十字路口」の3つの歴史文化ものがたりを中心とした「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトを重点プロジェクトに設定します。

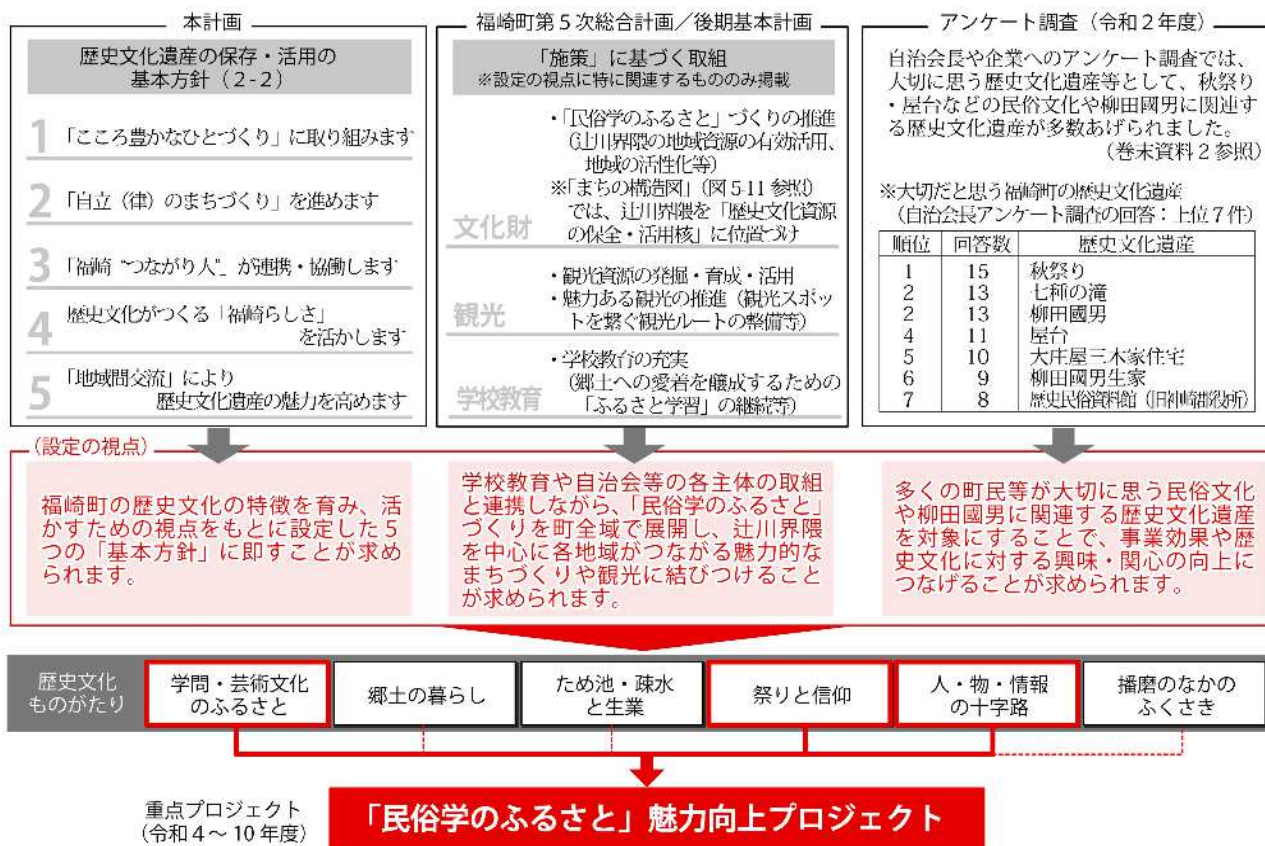


図5-9 重点プロジェクトの設定

「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト

柳田國男は、神東郡辻川村（福崎町辻川）に生まれて幼少期を過ごしました。柳田は、古くからの道が交わり、人や物、情報が行き交う辻川の地でさまざまな知識を身につけ、11歳の時、近世姫路藩の大庄屋を務めた旧家三木家に預けられ、歴代当主が収集した大量の書物を読みあさりました。そして、これらの経験を

いしづえ
礎に、後に日本民俗学を開拓・確立しました。このことから、福崎町では、昭和61年（1986）11月制定の「福崎町民憲章」などにおいて「民俗学のふるさと」※1という言葉を用い、「民俗学のふるさと」をキャッチフレーズに、各種まちづくりの取組を進めてきています。また、日本民俗学会の若手研究の奨励賞を福崎町から授与するなど、学会と連携した民俗学の普及・発展に向けた取組も進めてきました。

しかし、「民俗学」とは何か、「民俗学のふるさと」の魅力は何か、それをどのように活かせば良いか、という具体的な内容や方法は十分に理解・共有されていないのが現状です。そのため、取組の対象地域や内容が限定的になり、その魅力を十分に活かしてきれていないことが課題といえます。

福崎町民憲章（昭和61年11月22日制定）

“民俗学のふるさと”福崎町は、清流市川にはぐくまれ、豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化のふるさとです。

先人のたゆまぬ努力によって、絶えざる躍進を続ける福崎町に、わたしたちは、誇りと責任をもち、活力とうるおいのある平和な町づくりのため、この憲章を定めます。

- 一 恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一 豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りがいい文化の町をつくりましょう。
- 一 人を大切にし、みんなで助けあい、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一 心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一 くふうと努力を重ね、生きがいある、未来をひらく町をつくりましょう。

福崎町の「民俗学のふるさと」としての魅力は、柳田國男の生誕の地として、日本民俗学の確立へとつながる柳田の思想・発想の背景となる原体験に関連する歴史文化遺産が数多く残ることにあることは言うまでもありません。これに加えて、柳田をはじめとした各界偉人を輩出する礎となった“人と人との密接なつながり”、“教育環境”、“「みち」を通じた他地域とのつながり”、“学問・芸術文化を育む良好な環境”が、形を変えながらも現在に受け継がれていることなど※2が、その魅力の大きな要素になっているといえます。

福崎町の「民俗学のふるさと」としての魅力をより一層高めていくためには、町内各地域で受け継がれる身近な民俗文化から、「民俗学」を体験しながら学び、理解を深め、民俗文化と「民俗学」を結び付けていくこと、そして、関連するさまざまな歴史文化遺産をつなぎ合わせて、町全域で「民俗学」との関わりを感じられる環境をつくり出しながら、まちづくりや観光に活用していくことが求められます。

そこで、「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの推進にあたって、次の2つの方針を設定します。

方針1：「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します

町内各地域に受け継がれる民俗文化を民俗学の視点から調査・研究を行うことにより、民俗文化の記録保存や価値の解明、担い手となる人材の育成などに結び付けます。

方針2：「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします

古くからの道筋を活かしながら、「民俗学のふるさと」に関連する町内各地域の歴史文化遺産をつないで、まちづくりや観光に活かします。

※1：「民俗学」とは、民間伝承（ならわし、しきたり、言い伝えなど）の調査を通して、名もなき人々（一般庶民）が築き上げてきた生活や文化が、どのように表現され、どのような形で存在し、どう推移してきたのかを探求する学問です。柳田國男は、『民間伝承論』（1934）で「事象そのものを現象としてありのままに凝視し、「わかっている」「当たり前」だといわれているその奥の真理を洞察することである。常民の自ら知らなかったこと、今もなお知らないことに心づくことが我々の学問なのである。」と記しています。また、「民俗学では、専門家、民俗学者というものは必要がない。住民の一人一人が、自分たちがやっていること、考えていることの由来と意味とをよく考えてその価値を判断できれば、民俗学の目的は達せられる。」（『福崎町史』第一巻（1994）、千葉徳爾）とも述べています。

民俗学は、世界的には19世紀頃から欧米を中心に誕生しており、日本の民俗学は「日本民俗学」、さらに、柳田が築いた「野の学問」（学歴や職業にかかわらず民俗事象に興味関心のある者は誰でも参加できるという在野性や、現場におけるフィールド科学性等のある学問）としての民俗学は「柳田民俗学」と区分されて用いられる場合もありますが、日本における「民俗学」の原点であったことを捉え、「民俗学のふるさと」と称することとしています。

※2：祭り・行事や旧村単位の地域コミュニティの継承、充実した学校教育・生涯学習、東西南北の交通の結節点としての役割、大学や企業の立地や観光地としての来訪者との交流などが該当します。

「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの対象とする歴史文化遺産は次のように整理でき、これらは「民俗学のふるさと」魅力向上をテーマとした関連文化財群※¹であるともいえます。

■ プロジェクトの対象とする歴史文化遺産

プロジェクトの対象とする歴史文化遺産は、柳田國男に関連する歴史文化遺産、年中行事・民俗芸能や民間説話とそれらに關係する歴史文化遺産、東西南北に走る古くからの道筋です。現段階では、これらのすべてを把握できているわけではなく、プロジェクトを推進するなかで対象に追加すべきものが生じることを前提とした上で、特にプロジェクトの中心となる主な歴史文化遺産は図 5-10 のとおり整理できます。

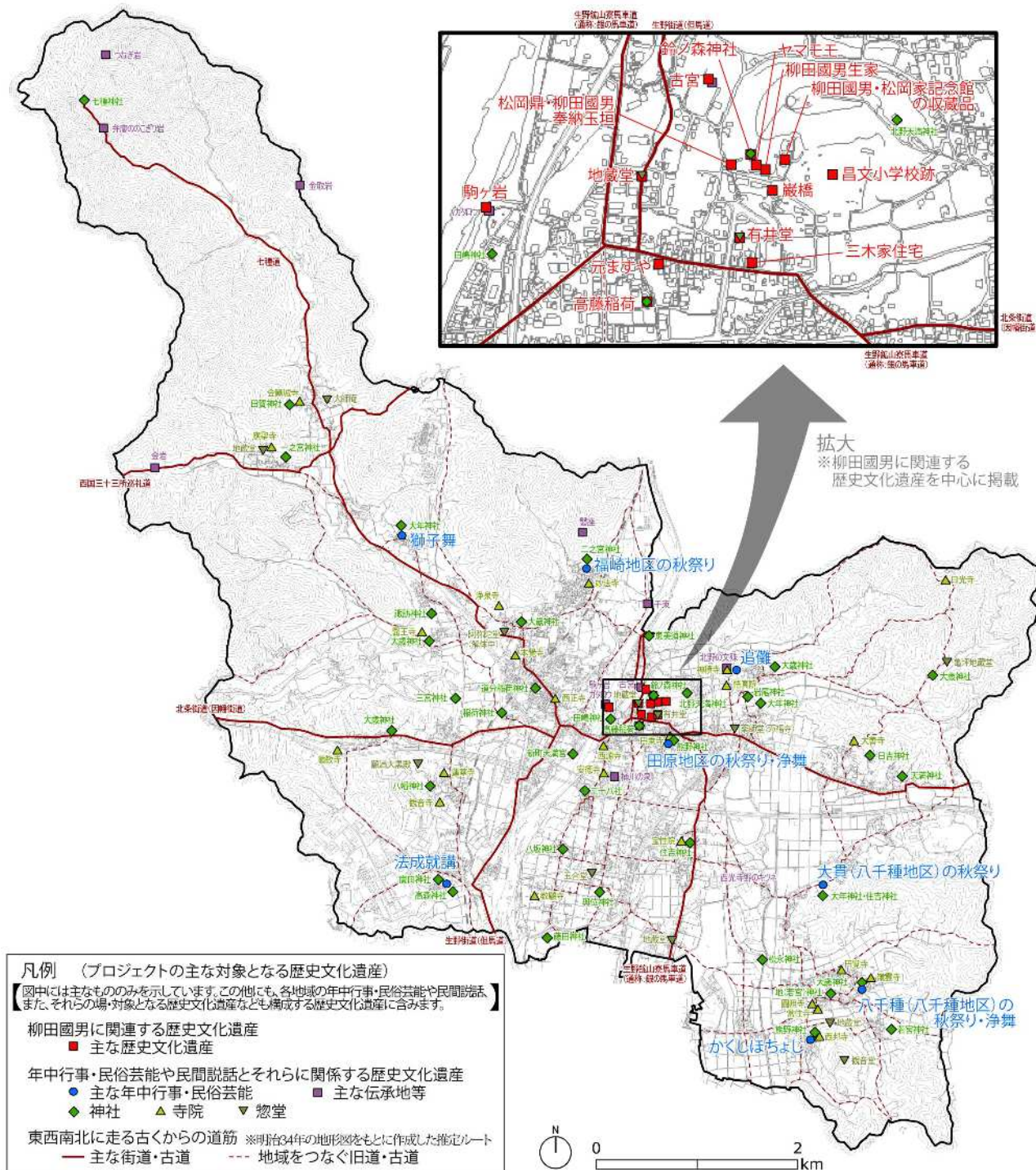


図 5-10 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの対象とする主な歴史文化遺産

※ 1：関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(文化庁))である。

(2) 重点プロジェクト事業計画

重点プロジェクトは、町全域を対象に事業を展開していくことを基本としたうえで、事業の推進にあたっては、「民俗学のふるさと」魅力向上に関連する歴史文化遺産の集積がみられ（図 5-10）、福崎町第 5 次総合計画において「歴史文化資源の保全・活用核」に位置付けられている（図 5-11）辻川界隈を拠点地域に設定し、古くからの道筋を手がかりにして、町内各地域がつながる環境をつくり出していきます（図 5-12）。

拠点地域は、町内の各地域における民俗文化に係る調査成果などの取組の情報発信や地域間の情報交換・交流の拠点として、また、それらを通じた民俗文化の観光活用に向けた取組の拠点としての役割を担うものとします。

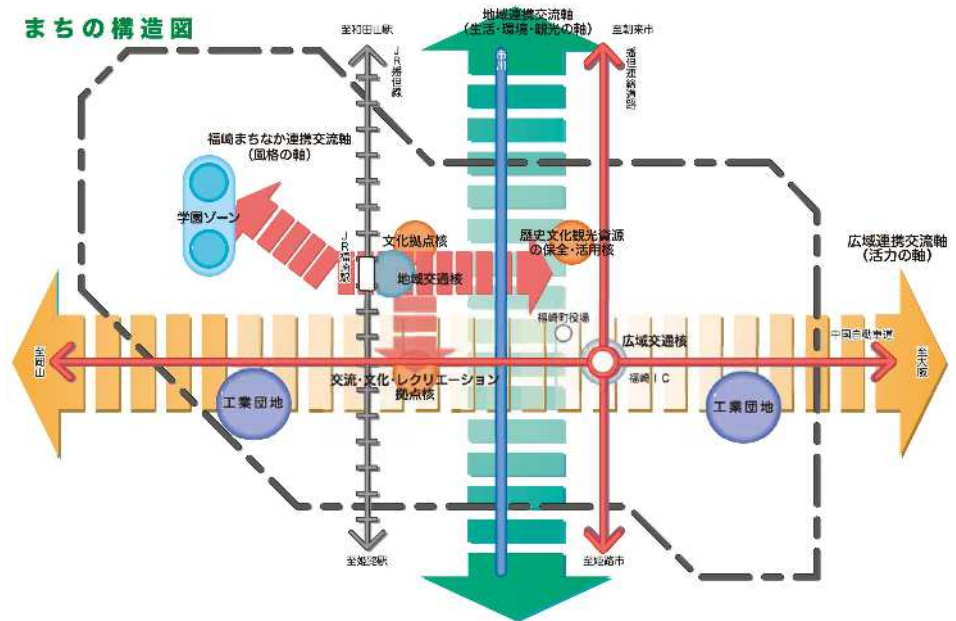


図 5-11 福崎町第 5 次総合計画に掲げる「まちの構造図」

重点プロジェクトは、合計 18 事業（表 5-7）を図 5-12 に示す形で相互に関係づけながら展開していくこととしています。

方針 1（「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します）に基づく事業では、町全域を対象に、柳田國男を通じて福崎町の民俗文化について学んだり、民俗文化に係る調査を実際に体験するなど、民俗学についての理解を深めることができる事業を実施します。特に事業 No.1-3,1-4,1-5 は、福崎町（社会教育課、学校教育課・小中学校）と文化財協力員が連携して、小学校区単位で各地域の民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究、記録作成などを実施します。

方針 2（「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします）に基づく事業では、辻川界隈では施設整備等を進めて拠点機能の向上を図り、各小学校区や自治会では、民俗文化調査を踏まえながら、重点的に取り組む歴史文化遺産等を設定して保存・活用の取組を進め、まちづくり活動の手掛かりにしていきます。また、それらの各種整備や取組がより効果的に観光振興に結びつくよう、文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討のもとに、古くからの道筋やそこに伝わる民間説話などの歴史文化遺産を手掛かりに、町内各地を巡る観光・周遊のためのルート設定・整備並びに周遊促進のための案内機能の充実や交通体系の充実に向けた事業を実施します。

特に方針 1 と方針 2 の両方にまたがる「柳田國男・松岡家記念館のリニューアル」（事業 No.1-7,2-1）では、柳田國男・松岡家記念館を、地域住民が民俗文化・民俗学について学び、調査・研究や保存、活用に向けた取組を行うための拠点、観光客が町内各地の民俗文化を知り、観光周遊をする際の拠点、さらには町内外の人々の交流の拠点となるようリニューアルします。

【表の凡例】（表 5-7）

● 取組主体

- ・主体の区分は、2 ページの「(2) 計画の推進主体」の区分によります。なお、「行政」については、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用の主管課である福崎町教育委員会社会教育課とその他関係課に区分しています。
- ・「◎」は中心となって取り組む主体（その他関係課は中心になって取り組む課を記載）、「○」は連携・協力して取り組む主体、を表しています。

● 計画期間

- ・計画期間を、「前期」（令和 4・5 年度）、「中期」（令和 6～8 年度）、「後期」（令和 9・10 年度）の 3 期間に区分し、実施する期間に  を表示しています。
- ・これまでも実施してきた事業の継続・拡充は灰色矢印（）、新規事業は赤色矢印（）で表示しています。

● 財源

- ・国や県の補助金を活用するものは「国費」、「県費」、町費により実施するものは「町費」、活動団体や民間企業等の資金を活用するものは「団体費」と表示しています。

表 5-7 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト事業計画

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期 令和4・5年度	中期 令和6～8年度	後期 令和9・10年度	
					社会教育課	その他関係課				
方針1： 「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します	1-1	『故郷七十年』等の活用事業 『故郷七十年』や柳田國男の著書、『福崎町史』（千葉徳爾執筆箇所等）などを読む会を開催し、『故郷七十年』の注釈書や小学生向けコンテンツの作成などを進める。 【基幹事業 No.1,2】	◎	◎	◎	○				国費 町費
	1-2	民俗文化に触れるフィールドワーク 屋台巡行マップづくり、郷土料理・行事食の調査・食べ比べ、鳥居・狛犬比較会など、民俗文化に係る調査や地域間での比較などを町民等と一緒に実施する。 【基幹事業 No.1,17】	○	○	◎	○				町費
	1-3	小中学校と連携した民俗文化調査 学校教育との連携のもと、年中行事や民間説話、みちに関わる歴史文化遺産など、民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究を進める。 【基幹事業 No.8,17】	◎	○	◎	◎ 学校教育課				国費 県費 町費
	1-4	民俗文化の記録等の作成 小中学校と連携した民俗文化調査の成果をとりまとめた報告書やパンフレット等を作成する。 【基幹事業 No.30】	◎	○	◎	◎ 学校教育課				国費 県費 町費
	1-5	「民俗学のふるさと」に係る企画展等の開催 調査・研究成果の展示・報告などを定期的に開催する。 【基幹事業 No.60】	○	○	◎	○				町費
	1-6	地域における周遊ルートの検討・マップづくり 小学校区や自治会の区域における民俗文化をテーマとした関連する歴史文化遺産を巡る周遊ルートの検討や周遊マップづくりを実施する。 【基幹事業 No.43,48】	◎	○	◎	◎ 地域振興課 観光交流室				国費 県費 町費 団体費

方針2： 「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします	1-7	柳田國男・松岡家記念館のリニューアル等 柳田國男・松岡家記念館の改修等を行い、福崎町における民俗文化の保存・活用の拠点機能を強化する。 【基幹事業 No.56】	○	○	◎	○			国費 県費 町費
	2-1								
	2-2	歴史民俗資料館の保管・収蔵・展示機能の充実 民具などの保管・収蔵設備の充実とともに、展示方法・展示内容を検討して、展示機能の充実を図る。 【基幹事業 No.29,46,56】	○	○	◎	○			国費 県費 町費
	2-3	三木家住宅の保存・修理・活用・整備 各棟の修理や土塀補修、厩の復元を行うとともに、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備を行う。 【基幹事業 No.27,46】	◎	○	◎	○			国費 県費 町費 団体費
	2-4	柳田國男生家の保存・修理・活用・整備 茅葺（藁葺）屋根の葺き替え等の保存・修理を行うとともに、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備を行う。 【基幹事業 No.27,46】	◎	○	◎	○			国費 県費 町費
	2-5	歴史的建造物の活用に向けた整備 辻川界隈の歴史的建築物のうち、可能なものについて、まちづくりや周遊観光の拠点としての整備を進める。 【基幹事業 No.40】	◎	○	○	◎ まちづくり課 住民生活課			国費 県費 町費 団体費
	2-6	観光ガイドや語りべの育成・活用 観光ガイドや語りべを育成し、観光受け入れ体制を整える。 【基幹事業 No.12,74】	◎	○	◎	◎ 地域振興課 観光交流室			町費
	2-7	文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討・実践 辻川界隈を中心に、町内外の各地域と連携した観光振興のあり方や、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館、三木家住宅等の各施設の役割分担のあり方等を検討し、実践する。 【基幹事業 No.37,65】	◎	◎	◎	◎ 地域振興課 観光交流室			国費 県費 町費 団体費
	2-8	小学校区や自治会単位での重点的な取組の検討・実践 民俗文化を中心とした関連する歴史文化遺産の整理のもとに、取組の対象や内容を検討して実践する。 【基幹事業 No.45】	◎		○				町費
	2-9	観光・周遊ルートの設定・整備 古くからの道筋を中心に、そこに伝わる民間説話などを手掛かりに各地域をつなぐ周遊ルートを検討・設定し、道筋の景観づくりなどを進める。 【基幹事業 No.48】			○	◎ 観光交流室			国費 県費 町費
	2-10	周遊案内機能の充実 「民俗学のふるさと」に関連する歴史文化遺産の案内板・解説板の整備や観光アプリの充実（音声ガイドの搭載など）を進める。 【基幹事業 No.46,58,59】	◎	○	◎	◎ 地域振興課 観光交流室 まちづくり課			国費 県費 町費

方針 2： 「民俗学のふるさと」の魅力を まちづくりや観光に活かします	2-11	観光・周遊のための交通体系の充実 歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用など、観光・周遊を推進できるよう、交通ネットワークの充実を図る。 【基幹事業 No.49】	○	○	◎ 観光交流室 まちづくり課				町費
	2-12	民間企業等と連携した民俗文化の保存・活用 町内企業等による（仮称）歴史文化遺産パートナー制度の活用や旅行者等と連携した祭り・行事等の公開・活用などを検討・推進する。 【基幹事業 No.39,66,67】	◎	◎	◎ 地域振興課 観光交流室 住民生活課				町費 団体費

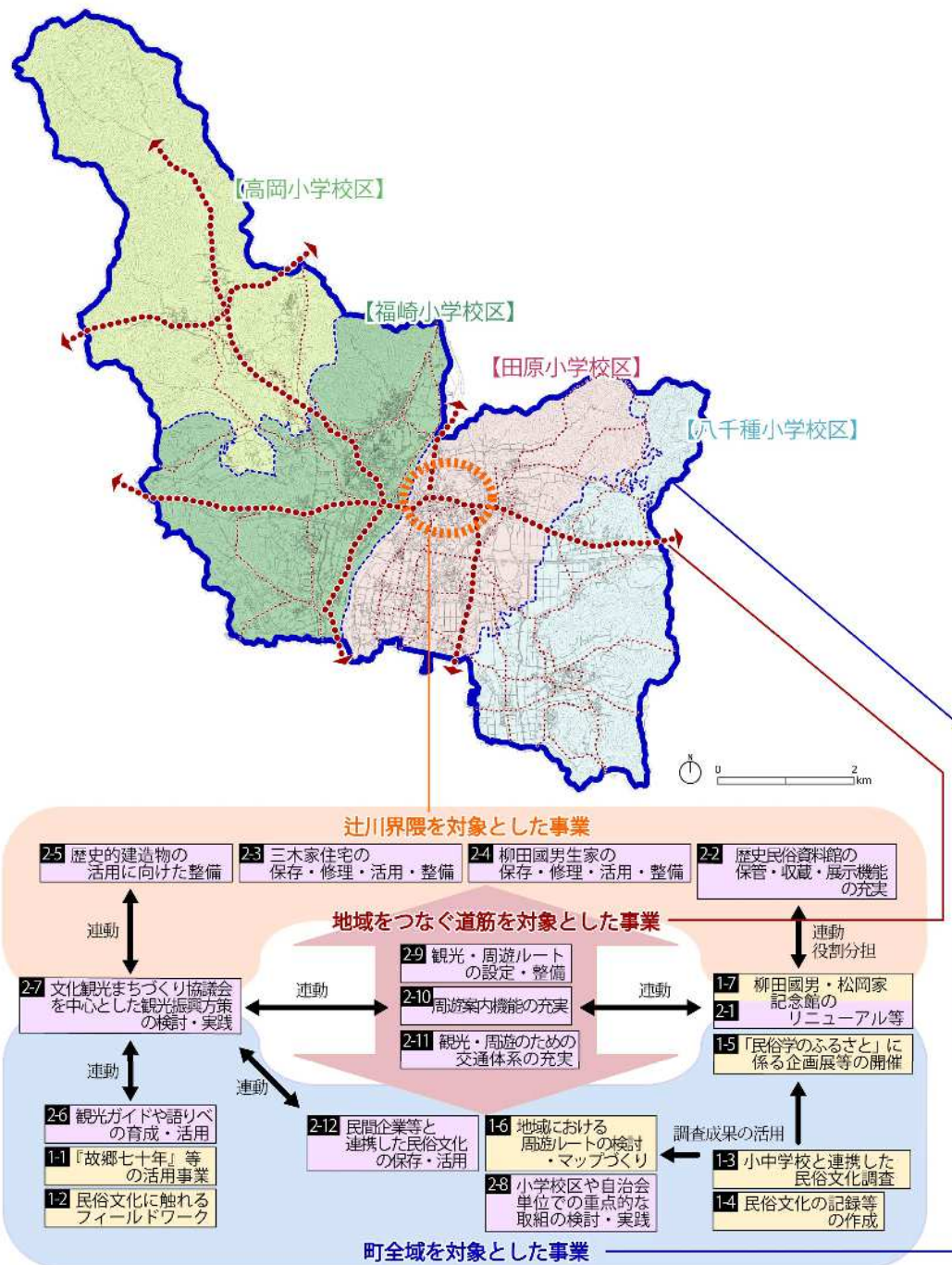


図 5-12 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの展開イメージ

第6章 歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制の強化

6-1 防災体制の強化

(1) 背景と課題

日本は地震、台風、豪雨等の災害が多発する国であり、それらの災害は、多くの人命を奪うとともに、歴史文化遺産も甚大な被害を与えるものとなっています。

平成7年(1995)1月17日の阪神・淡路大震災による被害を受け、国では、平成8年(1996)の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について(通知)」をはじめ、平成9年(1997)には「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き」を刊行、平成11年(1999)には「重要文化財(建造物)耐震診断指針」を策定しました。また、平成20年(2008)2月18日の中央防災会議において、中部圏・近畿圏の内陸地震による文化遺産の被災可能性が報告されたことを受けて、「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」が組織され、平成21年(2009)4月、特に地震時に想定される災害から重要文化財や歴史的価値のある建造物、歴史的な市街地等を守るための防災対策・防災設備のあり方などを示した「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」がとりまとめられました。

その後も平成23年(2011)3月11日の東日本大震災や平成28年(2016)4月14・16日の熊本地震などの震災をはじめ、激甚化・頻発化する豪雨災害などにより、被災する文化財が後を絶たず、文化財防災体制の強化が喫緊の課題とされてきました。これを受けて、令和2年(2020)10月には、独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターが設置され、文化財の減災や迅速な救援のための体制づくりと技術開発、救援活動に対する支援等の文化財防災体制の整備が進められています。

一方、近畿圏の2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)及び関西広域連合では、平成24年(2012)10月に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結し、同協定に基づき、平成30年(2018)3月に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」が策定されました。このガイドラインに基づき、兵庫県では、令和3年(2021)3月に、災害等の危機発生時に速やかに文化財の保護措置が図られるよう、文化財担当職員がとる行動を明らかにした『兵庫県文化財災害対応マニュアル』を作成しました。

福崎町の自然災害としては風水害が多く、明治時代には防災対策が十分でなかったこともあって、連年のように洪水が発生していたことが『神崎郡誌』に記されています。なかでも、戦前最大の災害は、昭和8年(1933)6月14日の大降雹でした。想像を絶したこの災害を『神戸新聞』は7段ぬきの大見出しで「突如物凄い雷雨を伴ひ 大旋風暴威を揮ふ 死傷者三百余一家屋の倒壊算なし」と報じました。被害の中心は田原村でしたが、八千種村・福崎町も相当な被害を受けました。この大降雹で被害を受けた八坂神社の老松の根株(八反田区)は、覆い屋がかけられて保存され、その被害の大きさを伝えています。

戦後は、戦時中の山林乱伐による水害が相次ぎ、また、大型台風の襲来も多く、暴風のほかに豪雨を伴い、被害が拡大しました。昭和31年(1956)の福崎町合併以降の台風・豪雨等による大きな自然災害は表6-1のとおりで、なかでも昭和40年(1965)の台風と集中豪雨(9月14日～16日午



昭和8年の大降雹の被害
(八坂神社の松(八反田区))



昭和40年の台風・集中豪雨
による水害(新町区)

前で通算降水量 388 mm) では、七種川が駅前区で約 100m にわたって決壊し、1,200 戸余 (町内の約 3 分の 1) の家屋が浸水して道路が通行不能になるなどの被害が出たことが記録に残っています (『神崎タイムス』(昭和 40 年))。

また、近年は全国的にも 1 時間の降水量が 50 mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨による災害が発生しており、本町においても、「日最大 1 時間降水量」と「日降水量」の統計 (統計期間：昭和 51 年 (1976) 3 月～令和 2 年 (2020) 6 月) から、平成 20 年代以降に短時間強雨が増加しています (表 6-2)。

表 6-1 昭和 31 年以降の主な自然災害 (台風・豪雨等)

年 月	概 要
昭和 38 年 6 月	集中豪雨により北浦谷池決壊、農地・施設等に甚大な被害発生
昭和 40 年 9 月	台風 23 号と集中豪雨で七種川堤防決壊等の甚大な被害発生
昭和 47 年 9 月	集中豪雨による被害発生
昭和 51 年 9 月	台風 17 号と集中豪雨による被害発生
平成 2 年 9 月	台風 19 号と集中豪雨による被害発生
平成 16 年 8～10 月	台風 16、18、21、23 号による被害発生
平成 23 年 9 月	台風 12 号による甚大な被害発生

資料：町勢要覧

表 6-2 日最大 1 時間降水量・日降水量

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
日最大 1 時間降水量	69.5 mm	62.0 mm	56.5 mm	55.5 mm	53.5 mm
	平成 21 年 8 月 2 日	平成 29 年 9 月 17 日	平成 20 年 9 月 3 日	平成 30 年 9 月 4 日	令和元年 9 月 11 日
日降水量	197.0 mm	194.5 mm	182.0 mm	180.0 mm	173.0 mm
	平成 27 年 7 月 17 日	平成 23 年 9 月 3 日	昭和 51 年 9 月 10 日	平成 2 年 9 月 18 日	平成 24 年 6 月 19 日

資料：神戸地方気象台 (福岡地域気象観測所) データ

一方、地震災害では、本町を横断する山崎断層帯について、30 年以内 (算定基準日：平成 27 年 1 月 1 日) にマグニチュード 7 程度以上の規模の地震発生確率は、主部北西部で 0.1～3%、主部南東部で 0.1% 未満とされており、福岡町直下でマグニチュード 6.9 の地震が発生した場合、約 2,700 戸余の建物が全半壊することが想定されています (『福岡町強靱化計画』(令和 2 年 6 月) より)。

このような自然災害への対応として、福岡町では、地震災害対策計画、風水害対策計画、大規模事故等対策から構成される『福岡町地域防災計画』を策定し、定期的な改定を行うとともに、洪水・土砂災害編とため池編の 2 種類の『福岡町防災マップ』の発行、『福岡町強靱化計画』や『福岡町水防計画』の策定などにより防災対策を図ってきました。

特に、歴史文化遺産の防災対策については、『福岡町地域防災計画』にいち早く「文化財対策の実施」の項目を盛り込んで、防災対策や意識啓発の取組を実施してきました。しかし、その取組は一部に限られ、町域に広く分布する数多くの歴史文化遺産を確実に継承するための防災体制の構築には至っていないことが課題となっています。

文化財対策の実施

- (1) 防災計画：指定等を受けている文化財については、平素より所有者もしくは管理者によって、十分な管理を行うよう注意し、避雷針の建設、破損個所の修理、根本的な解体修理等必要な事業については国庫補助を得て、順次施行するよう指導する。未指定のものであっても、地域の文化財の所在を事前に把握できるよう努力し、啓発活動を行う。
- (2) 応急復旧対策：突発した災害については、所有者、管理者により、できる限りの防止、あるいは非難を敢行し、被害を最小限度に食い止めるよう努力するとともに、直ちに町並びに教育部に報告する。又、文化財救護チームを編成し、救護活動が速やかに行えるよう努力する。

(『福岡町地域防災計画 (令和 3 年度改訂版)』(令和 4 年、福岡町防災会議))

これらの背景・課題を踏まえ、国や県が示す防災対策の方向性に即し、歴史文化遺産の所有者や町民等、行政、専門家等が相互に連携して、次に示す「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興・復元」の3つの視点からの取組を推進し、歴史文化遺産の防災体制の強化を図ることとします。なお、前述の『福崎町地域防災計画』に示す「(1) 防災計画」は「災害予防」、「(2) 応急復旧対策」は「災害応急対応」と「災害復旧・復興・復元」にあたり、それぞれ同計画に定める指針に基づく取組を具体化したものになります。

また、福崎町においては、今後『(仮称) 福崎町歴史文化遺産災害対応マニュアル』(次節の防火・防犯に係る内容を含む)を作成し、次に掲げる取組内容をより具体化するとともに、広く関係主体に周知していくこととします。

以下では、【措置番号】の表記で、本計画期間に実施する関連措置を示します。(70～81 ページの措置番号に対応)

(2) 災害予防

- ・歴史的な建造物等については、所有者による耐震診断の受診を促進し、安心して活用できるよう建造物の耐震化に向けて、福崎町が中心となって支援を行います。
- ・文書等の史料については、大学等の専門家との連携のもとに、福崎町が中心となって、台帳化やデジタル化を継続して実施し、記録保存(アーカイブ化)を進めます。【措置 No.20, 34】
- ・福崎町は、歴史文化遺産の情報の公開・非公開について整理した上で歴史文化遺産データベースを継続的に更新し、各自治会で組織する自主防災組織への情報提供(非公開情報を含む)を行うとともに、災害発生時の歴史文化遺産データベースの活用方法についての検討並びに周知を図ります。併せて、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、防災重点ため池の浸水想定区域などの防災マップの情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせた歴史文化遺産ハザードマップを作成・公表(非公開情報を除く)し、災害危険度の高い歴史文化遺産の再確認並びに対策の検討を促進します。【措置 No.68】
- ・「歴史ウォーク」や「福崎町自然歩道を歩こう大会」などの歴史文化遺産を巡るウォーキングイベントをさまざまなコースで定期的で開催したり、自治会ごとの歴史文化遺産マップづくりや学校教育と連携した把握調査を推進したりすることで、町内各地の歴史文化遺産の存在を認識してもらう取組を進め、非常時における迅速な情報収集を行える体制づくりを進めます。【措置 No.7, 39, 43】
- ・これまでの防災・減災の知恵や技術について、自治会を中心とした把握調査や、「柳田國男ふるさと賞」や学校教育と連携した小中学生等による調査などを進め、子どもから大人まで、幅広い年代の防災意識の向上を図るとともに、それらの知恵や技術を歴史文化遺産の防災対策に活かす方策を検討します。【措置 No.6, 7, 36】
- ・福崎町では、被災時に応急的な歴史文化遺産の保全拠点となり得る施設について、事前に役割分担などの調整を進めます。

(3) 災害応急対策

- ・指定等文化財の所有者・管理者は、指定等文化財が被災した場合、速やかに福崎町(教育委員会社会教育課)に被害の状況を報告し、必要な手段を講じます。
- ・自治会を単位として防災体制の強化を図るとともに、自治会相互の連携・協力体制を築くことで、被災した地域への迅速な応急対策を実施します。
- ・福崎町は、被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に収集し、ヘリテージマネージャーや大学などの各分野の専門家との連携のもとに、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない応急対策を講じます。
- ・町全域が被災するような大規模災害の場合、災害直後は町全体で人命を最優先とした体制復旧に努めるこ

とから、歴史文化遺産については外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請するとともに、外部支援組織・団体に対して、速やかに歴史文化遺産データベース等を提供するなど、歴史文化遺産の災害応急対策に協力します。

（４）災害復旧・復興・復元

- ・指定等文化財が被災した場合は、国・県及び専門家の支援並びに所有者の協力のもとに、福崎町が中心となって、文化財の価値を保存・継承するための復旧・復興方策を速やかに検討し、復旧・復興を進めます。

【措置 No.27】

- ・古文書の復旧・写真等個人資料の復元にあたっては、歴史資料ネットワーク等の協力を得て、速やかに実施することを検討します。【措置 No.27】
- ・復旧・復興に伴う各種工事により、緊急の埋蔵文化財大規模発掘調査が必要とされる場合は、国、県の支援のもとに、福崎町が中心となって速やかに実施することを検討します。
- ・歴史文化遺産の復元の指針となる情報や発災前に記録化した歴史文化遺産に関する情報や記憶を持つ者は、災害復興・復旧の際の参考資料として提供します。
- ・自らが被災しなかった町民等は、被災地域の歴史文化遺産の復旧・復興に向けた取組に積極的に参加するよう努めます。
- ・歴史文化遺産の復旧・復興・復元の取組のうち可能なものについては、地域の活性化の事業として積極的に活用します。
- ・大規模災害からの復興まちづくりの推進や地域コミュニティの再結成などにあたっては、歴史文化遺産を積極的に活用します。
- ・災害を踏まえて、防災・減災の知恵や技術についての情報を更新し、次の世代へと受け継ぎます。

6-2 防火・防犯体制の強化

(1) 背景と課題

歴史文化遺産の防火については、国では、昭和24年（1949）1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開するとともに、国宝・重要文化財を中心に防火対策を講じてきました。しかしながら、平成31年（2019）4月に発生したノートルダム大聖堂（フランス・パリ）の火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査では、自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合等や、管理体制の脆弱性等が確認されました。このことを受けて、令和元年（2019）9月、文化庁、消防庁、国土交通省が連携して『国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』が作成されました。さらに、同年10月に発生した首里城火災を受けて、同年12月に『世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画』が策定され、令和2～6年度までの5か年を計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面、防火を含む防災計画の策定や設備の定期点検、防災（防火）訓練の実施などのソフト面の両面から重点的な取組を進めることされました。

一方、歴史文化遺産の防犯については、全国各地で、無人の寺社を中心とした仏像等の美術工芸品の盗難が多発するなかで、防犯対策の徹底について、国から都道府県・市町村の教育委員会に対して、度々通知が出され、文化財所有者等への周知徹底・注意喚起が促されてきました。平成22年（2010）4月には、無住の今養寺（大阪府）における重要文化財大日如来坐像の盗難などを受けて、次の通知が出されました。

- 1 特に、無人の寺社で文化財を保存・管理している場合には、改めて文化財の状況を確認すること。
- 2 見回りの回数を増やすなど、定期的な見回りを徹底すること。
- 3 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。
- 4 万一、盗難の被害にあった場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などの最新の記録をとり、台帳を作成すること。
- 5 所有者、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。

文化財の防犯対策について（平成22年4月26日 22庁財第139号）

また、平成27年（2015）2月以降、寺社等に油のような液体が散布され、文化財を汚損する被害が相次いだことを受けて、同年4月には、文化財の防犯体制の徹底に関して、所有者等との日常管理体制の再確認、防犯体制の強化の必要性についての注意喚起、異常を発見した場合の連絡体制の確認、文化財の防犯対策の方法などについての通知が出されました。

兵庫県では、『兵庫県文化財災害対応マニュアル』（令和3年（2021）3月）の「各種災害への対応」の項目の一つとして「火災」「盗難・盗掘」をあげて、発災時の対応を示しています。そのなかで、「火災」による歴史文化遺産の被害としては、焼失、焼損及び消火活動に伴う水損が想定され、火災が万が一発生した場合は、早期発見、早期消火を行い、被害を最小限に留めることが最も大切であるとし、火災発生時の行動の流れが示されています。また、「盗難・盗掘」については、その被害は指定等文化財に限ったことではなく、むしろ、無住の堂に安置されている仏像や、小さく運び出しやすそうな未指定の像、古墳や廃寺跡などでの埋蔵文化財の盗掘など、普段警戒が薄いものが被害に遭う恐れが大きく、盗難に対しては、「盗られない、盗らせない」、「盗られても取り返す」ことが重要であるとし、具体的な対応の対策として、施錠、センサー、カメラなどの事前の防犯対策や地元自治会等による定期的な巡視、また、安置・保管されている物品のリスト化（物品返還時の証拠として有効）などが示されています。

福崎町においても、平成28年（2016）に悟真院で火災が発生し、本堂は屋根を残して焼け落ち、町指定

文化財の石造宝塔も焼損（同年、保存処理を実施）しました。また、町内の寺院や惣堂の仏像等の盗難の被害も複数件が確認されていることから、福崎町では、指定等文化財への自動火災報知設備の設置や、文化財防火デーにあわせた消防訓練の実施などによる意識啓発、また、一部の歴史文化遺産への防犯カメラの設置や歴史文化遺産マップや地域史誌の編纂にあわせた写真撮影・記録化などの対策などに取り組んできています。

このように、歴史文化遺産の防火・防犯については、予防のための意識を高めること、犯罪を抑止し、被害を最小限にとどめるための防火・防犯設備の設置などの対策を強化すること、そして、被害が発生した際の的確な対応が求められます。特に防犯では、福崎町の歴史文化遺産は、無人の寺社や惣堂等に保管されているものも少なくないことから、指定文化財だけではなく、未指定の歴史文化遺産も盗難・盗掘やき損等の対象になっていることを認識し、歴史文化遺産の所有者だけでなく、町民等、行政、専門家等が相互に連携して、地域全体で歴史文化遺産の防犯対策に取り組んでいくことが求められます。

これらの背景・課題を踏まえ、国や県が示す防火・防犯対策の方向性に即し、歴史文化遺産の所有者や町民等、行政、専門家等が相互に連携して、次に示す「防火・防犯意識の高揚」、「防火・防犯対策」、「防火・防犯対応」の3つの視点からの取組を推進し、歴史文化遺産の防火・防犯体制の強化を図ることとします。

以下では、【措置番号】の表記で、本計画期間に実施する関連措置を示します。（70～81 ページの措置番号に対応）

（２）防火・防犯意識の高揚

- ・歴史文化遺産の防火体制を強化するため、中播消防署との連携のもと、福崎町が中心となって、文化財防火デーの防火訓練などの歴史文化遺産を対象とした防火訓練を継続的に実施し、歴史文化遺産の所有者・管理者や町民等の防火意識の向上並びに消防機関への迅速な通報体制の構築、防火設備の適切な使用や観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得を図ります。また、町民等は、防火訓練に積極的に参加し、地域全体で迅速かつ適切な対応を図ることができる体制づくりを進めます。【措置 No.33】
- ・福崎町は、広報誌等を通じて、指定文化財だけでなく、未指定の仏像や備品の盗難、建物のき損などの被害を受けていることを定期的に発信・周知し、地域の歴史文化遺産が犯罪リスクに晒されていることの理解を高めます。
- ・「（仮称）ふくさき遺産」の認定制度の創設・運用を通じて、地域で大切にされている歴史文化遺産を顕在化し、地域住民への周知を図ります。【措置 No.69】
- ・福崎町は、広報誌やホームページ等を通して、所有者や各自治会などによる防犯対策等の取組を積極的にPRし、さらなる町民等の意識啓発を図るとともに、犯罪の抑止につなげます。
- ・町民等は、自分たちの自治会の区域に所在する歴史文化遺産を知り、所有・管理などの状況を踏まえて、盗難等の危険性が高いものを事前に把握するよう努めます。

（３）防火・防犯対策

- ・指定等文化財については、火災による被害を最小限にできるよう、自動火災報知機の設置、消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防災対策などを進めます。また、防犯対策として、施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の設置を進めます。福崎町では、これらの防火・防犯設備の整備にあたって、財政的支援を行うとともに、専門家からの助言・指導等を受けることとします。【措置 No.35】
- ・指定等を受けていない歴史文化遺産については、福崎町の支援のもとに、所有者や自治会が中心となって、防火・防犯設備の設置の必要性の検討を行い、必要に応じて防火・防犯設備の設置を進めます。【措置 No.35】

- ・防火・防犯設備については、所有者・管理者等が、正常に作動するかを定期的に確認します。特に、防犯設備については、監視の死角や盲点となりやすい場所が生じていないか等の定期点検・確認を行います。
- ・歴史文化遺産の周辺環境の美化・清掃に努め、町民等が意識している存在であることを示し、犯罪の抑止効果を高めます。【措置 No.31】
- ・歴史文化遺産が無人の寺社・惣堂等に保管されている場合や、建物の老朽化により維持管理・防犯対策が困難な場合は、近隣の有人の寺社や公民館等の施設可能な施設等に移設することを検討します。
- ・文化財協力員を中心に、自治会による歴史文化遺産の見回り・点検を定期的に行います。【措置 No.31】
- ・町民等の健康増進のためのウォーキングやランニングのコースに歴史文化遺産を組み入れるなど、日常生活のなかで歴史文化遺産に親しみ、異変があれば通報できる体制を整えます。
- ・福崎町は、歴史文化遺産データベースを有事の際に活用できるよう、既存の掲載物件で写真撮影ができていないものや内容が十分に把握できていないものの確認調査、並びに歴史文化遺産の把握調査をふまえた追加掲載を進め、歴史文化遺産データベースの内容を継続的に充実させるとともに、各自治会で組織する自主防災組織への情報提供を行います。【措置 No.34, 68】
- ・歴史文化遺産を公開・活用した行事やイベントなどの取組を行う場合には、盗難やき損等の危険性を検討した上で、必要に応じて警備員の配置や警察署、地域住民への巡回協力依頼などを行い、的確な管理体制を構築して実施します。

（４）防火・防犯対応

- ・火災が発生した場合は、直ちに消防・警察へ連絡するとともに、初期消火の措置を講じます。鎮火後、被害状況を確認の上、歴史文化遺産に焼損・水損等があった場合には、速やかに福崎町（教育委員会社会教育課）へ連絡します。
- ・不審な状況があった場合は、き損の確認、福崎町歴史文化遺産データベースと照合し備品の亡失確認を行います。き損・盗難が確認された場合は、速やかに警察及び福崎町（教育委員会社会教育課）へ連絡します。福崎町は、町内の文化財所有者や各自治会、県・周辺市町に対して、速やかに被害状況等を連絡・報告を行い、第二・第三の被害の発生を食い止めます。
- ・焼損・水損・き損等による修復・復元が必要な場合は、福崎町と専門家等が協議し、修復・復元の方策を検討します。【措置 No.27】

第7章 計画の推進体制と進捗管理

7-1 推進体制

(1) 推進主体ごとの役割と体制

目標とする「“美しき村”を目指した歴史文化まちづくり」の取組を進めるためには、計画の推進主体である「町民等」、「行政」、「専門家」のそれぞれが、自らの役割を認識して、自発的に歴史文化遺産の保存・活用の取組を実施することが求められます。

推進主体ごとの役割と体制（中心となって取り組む構成員・組織・団体等）は、次のように設定します。

● 町民等

（福崎町に住む人（住民）と自治会等の地域組織、福崎町に通勤・通学する人、福崎町内の企業・大学、福崎町を舞台に活動・交流する人や団体）

役 割
・町民は一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、福崎町や自らが暮らす地域の歴史文化に興味・関心を持ち、自主的に学び、考え、身近な歴史文化遺産の保存・活用の取組から実践していきます。また、行政や専門家、民間の活動団体の活動に協力・参加し、公民館クラブ活動や生涯学習への参加などをきっかけに、歴史文化遺産の保存・活用にに取り組む団体の設立などのより積極的な活動へとつなげていきます。 ・歴史文化遺産の所有者・管理者は、当該歴史文化遺産を保存・継承するための状況把握、防災・防火・防犯などの危機管理に取り組むとともに、その価値の周知や活用に努めます。 ・歴史文化遺産の保存・活用は、さまざまな地域課題の解決に向けた手掛かりにもなり得ることから、まちづくりの各種取組と身近な歴史文化遺産を積極的に関連づけた活動を進めます。 ・自治会は、歴史文化遺産の保存・活用を担う基礎単位であることから、文化財協力員を中心に、自治会員の意識啓発（各自治会の区域内の歴史文化遺産の所在の認識、価値の共有等）を図り、日常的な維持管理の活動を実施します。 ・個々の自治会だけでは保存・活用が困難な広域にわたる歴史文化遺産や、関連する自治会と連携・協力して取り組むことでより一層の魅力を創出できる歴史文化遺産もみられることから、地区（田原・八千種・福崎）や小学校区（田原・八千種・福崎・高岡）等で連携した取組を検討・推進します。 ・民間の活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学びながら活動を推進するとともに、情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努めます。 ・町内の企業・大学は、CSR・USR活動^{※1}やメセナ活動^{※2}、有するノウハウの活用・協業などを通じて、行政や専門家、町民（自治会や民間の活動団体など）が行う歴史文化遺産の保存・活用の取組に積極的に参加・協力します。また、町外からの通勤・通学者は、自らの暮らしの場の一つである福崎町の歴史文化について、学び、考え、歴史文化遺産の保存・活用の取組に積極的に参加・協力するよう努めます。 ・福崎町で活動する町外企業等は、福崎町の社会状況や歴史文化の特徴を十分に理解した上で、福崎町における歴史文化まちづくりに資する企業活動を実施するよう努めます。

※1：CSR・USRは、企業（Corporate）・大学（University）の社会的責任（Social Responsibility）を意味します。企業・大学が自らの利益を追求するだけでなく、その組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者（社会全体）にとってプラスになる活動全般を指します。幅広い概念ですが、典型的なものとして、地球環境への配慮やボランティア活動などの社会貢献、地域社会参加などの地域貢献などがあげられます。

※2：メセナ（Mécénat）は、フランス語で芸術文化の擁護・支援を意味する言葉であり、メセナ活動とは、企業による芸術文化活動の支援をさします。CSR活動の一環として積極的に取り組まれるようになってきています。

体 制		
町民・地縁組織 地域のまちづくり組織	自治会 (計 33 自治会)	・自治会の区域における住民相互の連絡、環境の整備、歴史文化遺産の日常的な維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。(自治会内の子ども会や老人会、消防団などの組織を含む)
	文化財協力員 (1 自治会 1 名)	・文化財（歴史文化遺産）の調査・保存・活用に関する活動や日常的な巡視、地域住民への啓蒙活動や情報提供等に関するものを行う。 ※今後、小学校区単位の取組を推進するため、文化財協力員の小学校区ごとの連携のための組織（文化財協力員会）の設置を検討します。
民間の活動団体	保存会 (計 39 団体)	・伝統芸能の所作・技術の伝承や用具の修理など、祭り・行事や民俗芸能等の民俗文化の保存・継承に向けた活動を行う。
	図書館応援隊	・図書館の運営を支援するボランティアグループで、子どもたちへのサポートや障がい者へのサポート、環境美化の援助などを行う。
町内企業・大学や 通勤・通学者	福崎町商工会	・地域の企業・事業者が会員となり、お互いの事業の発展や地域の発展のための活動など、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行う。
	株式会社 PAGE	・神戸新聞社と一般社団法人ノオト（兵庫県丹波篠山市）の共同出資によるまちづくり会社。大庄屋三木家住宅や観光交流センターの指定管理業務を行う。
	神戸医療福祉大学	・人間社会学部で構成される単科大学で、本町高岡を拠点とする。「包括連携協力に関する協定」に基づき、大学バスの一般者利用や民俗辻広場まつり等のイベントへの参加などで連携している。
福崎町を舞台に活動する町外企業等	※今後、鉄道会社、バス会社、旅行会社などと協議の上、連携した取組を検討する。	
※新たに設立される民間の活動団体や歴史文化遺産の保存・活用に取り組む民間企業など、上記にあげていない町民等についても、今後、必要に応じて追加していく。		

● 行 政 (福崎町とその関係機関)

役 割

- ・歴史文化遺産の保存・活用の担い手の育成や情報発信、継続的な調査、文化財指定等や関連法制度に基づく指定等、保存・活用のための整備等の骨格となる施策は、行政が中心となって実施します。
- ・歴史文化遺産の保存・活用に関係する各種施策は、多様な分野が連携・調整を図りながら企画立案・事業推進を図ることが求められることから、社会教育課をはじめ、観光交流室、地域振興課、まちづくり課、農林振興課、住民生活課、学校教育課などの関係部局が相互に協力し、分野を横断した総合的な取組を進めます。
- ・町民等による文化財の保存・活用の取組を支援する仕組み（制度や事業）を整えるとともに、関係する各主体が連携して取り組むための体制整備を中心となって進めます。
- ・小・中学校では、児童生徒が日常的に歴史文化に触れ合い、歴史文化を実感する機会を設けていくことで、地域への理解を深め、郷土愛を育み、次世代を担う人材を育成します。また、教員は福崎町の歴史文化に対する理解を深めて教育に生かすとともに、歴史文化遺産の保存・活用を担う一員として、調査・研究をはじめとした各種取組に積極的に参加・協力します。

体 制

福崎町	教育委員会 社会教育課 【文化財保護の 主管課】	・文化財係は、文化財（歴史文化遺産）に関する業務、社会教育係は、社会教育・生涯学習・文化財（歴史文化遺産）・人権・子ども会に関する業務、文化係は芸術・文化の振興及びコミュニティに関する業務を行う。（福崎町立神崎郡歴史民俗資料館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館、文化センターなどの関連施設の運営に関する業務を含む） 〔構成〕8名（福崎町立神崎郡歴史民俗資料館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の職員を含む）
	観光交流室	・観光の企画・調整、観光振興に関する業務を行う。（福崎町観光協会、駅前・辻川観光交流センターの運営に関する業務を含む） 〔構成〕4名（地域振興課、農林振興課、社会教育課の兼任）
	地域振興課	・商工業の振興や地域づくりに関する業務を行う。
	まちづくり課	・都市計画、土木・建築等に関する業務等を行う。
	農林振興課	・農林業の振興に関する業務等を行う。
	住民生活課	・防災・防火・防犯に関する業務等を行う。
	教育委員会 学校教育課	・学校教育・子育て支援に関する業務等を行う。
町関係機関	福崎町観光協会	・観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務を行う。
	福崎町文化協会	・柳田國男・松岡家の顕彰事業、歴史や伝承を大切にしたい新しい文化の創造、文化施設・設備の充実と促進、文化グループの育成等を行う。

● 専門家

(大学等の専門家、ヘリテージマネージャー、文化財審議委員会等の学識経験者等による組織)

役 割	
・大学や博物館などの専門家は、福崎町の歴史文化に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、町民等を中心とした保存・活用の取組の原動力となるよう、調査・研究の成果を分かりやすく発信し、地域へと還元します。 ・豊富な知識と経験を活かして、町民等や行政による調査・研究や保存・活用などに対して指導・助言を行い、福崎町における歴史文化まちづくりを適切な方向へと導きます。特に、歴史文化遺産の修理や活用のための現状の変更などを行う場合には、その価値を適切に保存するための措置について、専門的な視点から助言・指導や技術的支援を行います。 ・行政の実施する生涯学習や講演会などの歴史文化遺産の担い手育成のための各種事業に協力し、福崎町の歴史文化の価値や魅力の周知や歴史文化遺産の保存・活用のリーダーとなる人材の育成に努めます。 ・災害発生時には、文化財レスキュー・文化財ドクターとして、歴史文化遺産の被災状況の把握やその復旧・復興に向けた支援を行います。	

体 制		
大学	神戸大学大学院 人文学研究科 地域連携センター	・自治体や市民と連携して、歴史文化を活かしたまちづくり支援や、地域歴史遺産を活用できる人材の育成などの活動を行う。福崎町では、歴史文化遺産の掘り起こしや史料調査等の共同研究で連携している。
博物館	兵庫県立 考古博物館	・古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究などの業務を行う。
	兵庫県立 歴史博物館	・郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究などの業務を行う。
ヘリテージ マネージャー	ひょうごヘリテ ージ機構 H2O	・地域に眠る歴史的文化遗产を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす活動などを行う。
	兵庫県みどりの ヘリテージマネ ージャー会	・県内の樹木など、天然記念物の保存・活用に関する活動を行う。
	兵庫県名勝部門 ヘリテージマネ ージャー連絡会	・県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する活動を行う。
審議組織	福崎町文化財 審議委員会 【地方文化財保護 審議会】	・文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 〔構成〕文化財に関し豊かな知識・経験のある者 5 名以内で組織
※連携して歴史文化遺産の保存・活用に取り組む大学や博物館など、上記にあげていない専門家についても、今後、必要に応じて追加していく。		

（２）主体間の連携体制

「町民等」、「行政」、「専門家」の３つの推進主体が、それぞれの主体による取組に対して協力・支援等を行い、相互に連携して、本計画を推進します。特に、３つの主体を横断する組織（主体間横断組織）として、「福崎町文化財保存活用地域計画協議会」と「文化観光まちづくり協議会」を位置づけ、それらにより各主体の取組相互の連携・調整を図ります。また、兵庫県教育委員会の指導・支援のもとに歴史文化遺産の適切な保存のもとに活用の施策を展開するとともに、町域を超えて価値を形成する歴史文化遺産を効果的に活用するために、関連する組織や都市と協力するなど、町外の関係機関との連携のもとに計画を推進します。

なお、民間の活動団体や企業、関係機関等で、福崎町の歴史文化遺産の保存・活用に積極的に取り組む団体等については、文化財保存活用支援団体（文化財保護法第 192 条の 2）への指定を推進し、より一層の取組の推進並びに連携体制の拡充を図ります。

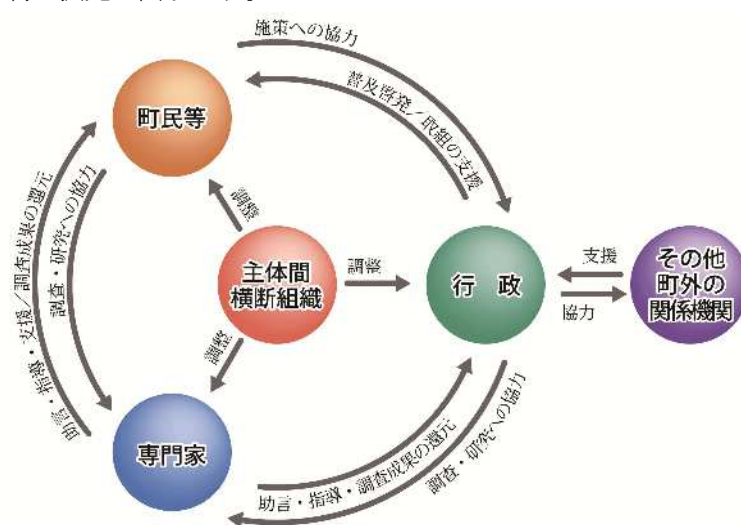


図 7-1 本計画の推進のための主体間の連携イメージ

● 主体間横断組織

体 制	
福崎町文化財保存活用地域計画協議会 【法定協議会】	・ 福崎町文化財保存活用地域計画の作成・変更・実施等に関する事項を協議する。 〔構成〕委員 15 名以内（町・県職員、学識経験者、関係団体等）
文化観光まちづくり協議会	・ 辻川界隈の歴史文化遺産を活用したエリア開発に関する事業と同事業の町全域への展開や銀の馬車道沿道地域との連携事業を行う。 〔構成〕福崎町、(株)神戸新聞社、(一社)ノオト

● その他町外の関係機関等

体 制	
兵庫県教育委員会	・ 歴史的・学術的価値の高い県内文化財の指定・保護、文化財の普及・活用に係る業務を行う。
兵庫県地域創生局地域振興グループ	・ 県内の歴史文化遺産の掘り起こしと情報発信等を行う。
日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会	・ 日本遺産の魅力発信のための「情報発信・人材育成事業」、「普及啓発事業」、「調査研究」、「公開活用のための整備」の事業を推進する。
銀の馬車道ネットワーク協議会	・ 銀の馬車道による南北交流の促進やツーリズムの振興による地域おこしを狙いとした各種事業を推進する。
岩手県遠野市	・ 友好都市提携に基づき、小学生交流やイベントでの相互の町の紹介・展示や特産品販売等で連携する。
※ 今後、近隣市町などの関連する自治体と協議の上、連携した取組を検討する。	

図 7-1 に示す連携体制のうち、本計画の推進のために構築する新たな体制のうち、特にポイントとなるものは、次の2つです。なお、①は重点プロジェクト：方針1、②は重点プロジェクト：方針2に対応しており、重点プロジェクトを実施するなかで、これらの体制を整備・構築し、今後の福崎町の歴史文化まちづくりのさらなる推進に向けた体制を整えていきます。

① 文化財協力員を中心とした推進体制

自治会ごとに1名を選出してもらい、福崎町教育委員会が委嘱している文化財協力員について、調査・保存・活用に関する活動や日常的な巡視、地域住民への啓蒙活動や情報提供などのこれまでの職務を継続して実施してもらうとともに、小学校区単位での歴史文化まちづくりの推進の中心的な役割を担ってもらうこととします。小学校区単位で地域文化財協力員会を組織し、基礎単位となる自治会相互の連携、小・中学校をはじめとした関係する主体との連携を図りながら、小学校区ごとの特徴を活かした取組を推進します。特に重点プロジェクトでは、小学校と連携して民俗文化の調査を行い、その成果の記録化の作業を福崎町教育委員会社会教育課とともに実施します。(図 7-2)

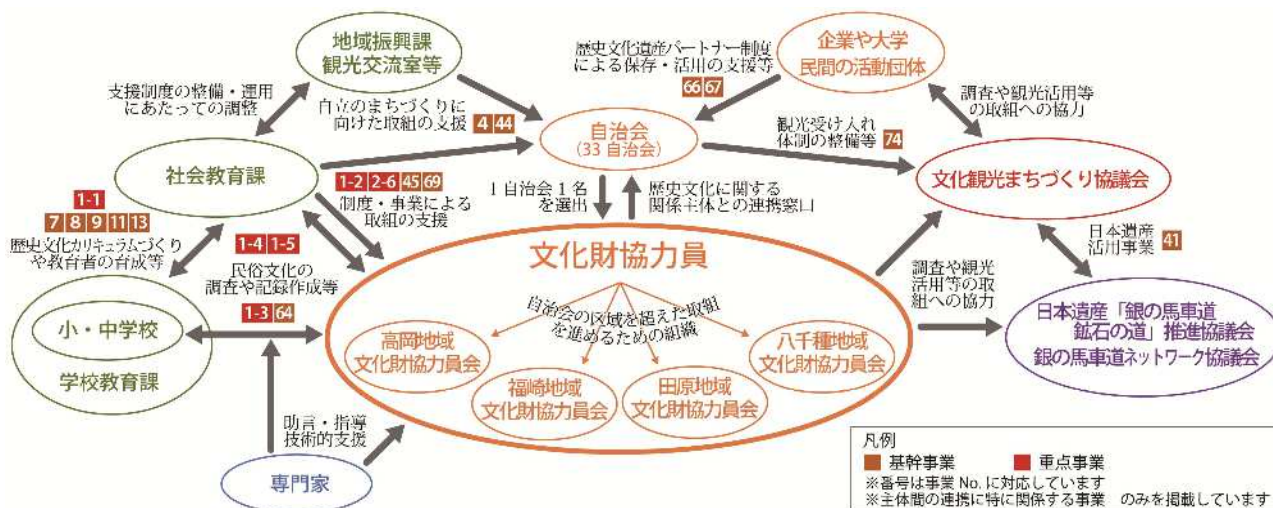


図 7-2 文化財協力員を中心とした推進体制

② 文化観光まちづくり協議会を中心とした推進体制

歴史文化遺産を活かした今後の観光振興施策は、文化観光まちづくり協議会を中心に、そのあり方や具体的な方策の検討を行い、地域における観光受け入れを活かしながら、近隣市町などの関係自治体等や鉄道・バス・旅行会社などの町外企業等などの関係主体との連携・調整を図りながら、実践していきます。(図 7-3)

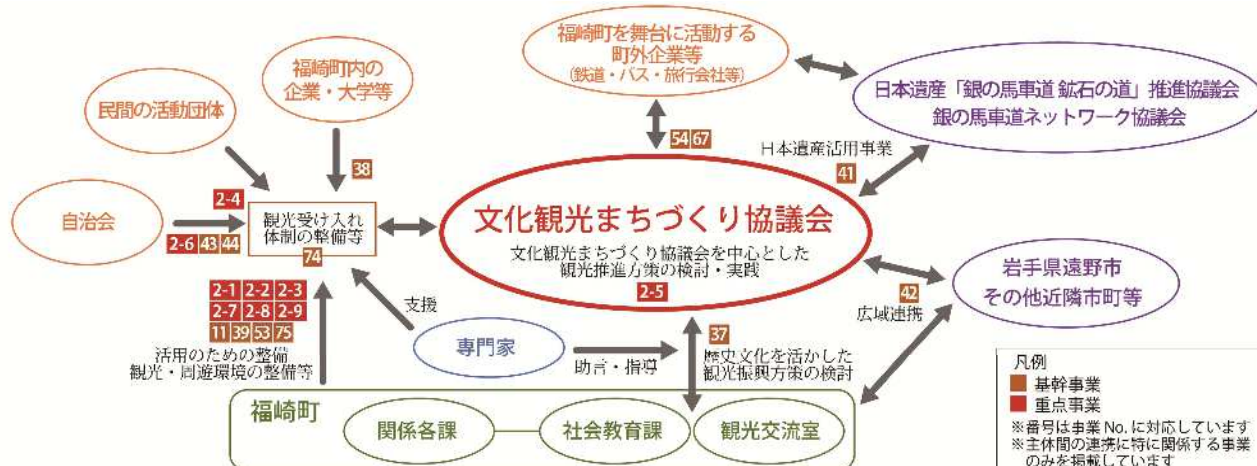


図 7-3 文化観光まちづくり協議会を中心とした推進体制

7-2 事務処理特例の適用

(1) 事務処理の特例

認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、福崎町の判断により実施することができる特例対象の事務の範囲は次に掲げるとおりです。

【事務処理の特例】

- ①重要文化財の所有者以外の者による公開の許可、取消、停止命令
(当該重要文化財が福崎町内に所在するものである場合に限る)

なお、上記事務の実施を希望する際には、兵庫県と事前に相談を行ったうえで進めるものとします。

(2) 文化財登録原簿への登録の提案

文化財指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、滅失・散逸等の危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて穏やかな保護制度である登録文化財の仕組みを活用して、所有者等の創意によるさまざまな活用を促進しながら次世代への継承を図ります。

登録の提案にあたっては、当該歴史文化遺産が登録基準を満たすかどうかについて、福崎町文化財審議委員会の意見を聴き、兵庫県と相談を行った上で提案を行うものとします。

7-3 進行管理

本計画は、計画期間が令和4～10年度の7年間と長期にわたることから、歴史文化遺産の保存・活用の措置（第5章）は、「前期（令和4～5年度）」、「中期（令和6～8年度）」、「後期（令和9～10年度）」に分けて事業計画（計画：Plan）を設定しています。

この計画に基づいて、各年度において着実に事業を実施（実行：Do）し、定期的に事業内容や効果の点検・自己評価（評価：Check）並びに施策の見直し（改善：Action）を行うことで、本計画に掲げる目標の実現に向けた効果的な取組を推進していきます。

各年度においては、「福崎町文化財保存活用地域計画協議会」（法第183条の9に基づく協議会）を1～2回程度開催し、事業計画の内容や進捗状況の確認等を行うとともに、本町の歴史文化遺産が抱える課題の把握や解決方策の検討を継続的に実施します。

前期の最終年度となる令和5年度、中期の最終年度となる令和8年度には、各計画期間における事業の進捗状況等を中心とした中間評価を行い、上位・関連計画との整合・調整や社会情勢の変化への対応の必要性、事業計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて「第2部 アクションプラン編」に定める数値目標や措置等の施策を中心に見直し、計画の変更を行うこととします。

また、本計画の計画期間の最終年度となる令和10年度には、計画期間全体における計画内容の実施状況の確認と評価を行い、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用に係る課題や方針等を再検討し、「第1部 マスタープラン編」を含めた計画全体を見直して、次期計画を作成します。

また、第6章の防災・防火・防犯に関する事項については、災害や被害等が発生後に、方針・方策を点検し、必要に応じて見直しを行います。

なお、令和5・8・10年度に実施する評価の結果は、福崎町ホームページ等で公表して進捗状況を広く周知することで、多くの町民等の理解と協力を得ながら計画を推進していくこととします。

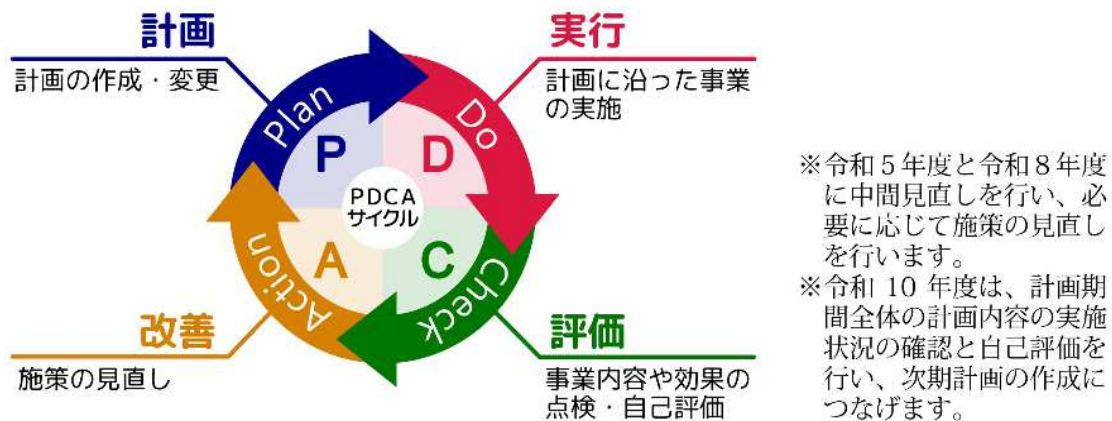


図 7-4 PDCAサイクルによる計画の進行管理

卷 末 資 料

資料1 作成の経緯

福崎町では、「福崎町文化財保存活用地域計画」の作成に向けて、令和2年（2020）3月に福崎町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱を制定し、学識経験者や商工・観光・まちづくり団体等の関係者、行政などで組織する「福崎町文化財保存活用地域計画協議会」（以下、「協議会」という）を組織しました（構成は表S1-1のとおり）。

令和2年（2020）7月31日の第1回協議会を皮切りに、令和3年（2021）1月に第2回協議会、同年3月に第3回協議会、同年7月に第4回協議会、同年11月に第5回協議会を開催して計画内容の協議を行いました。この期間において、令和2年8月12日～9月23日に企業アンケート調査、同年8月20日～9月23日に自治会アンケート調査、同年9月に中学生アンケート調査を実施するとともに、令和2年11月19日～令和3年1月中旬で、文化財協力員への調査配布による歴史文化遺産（石造物、絵馬、祭り・行事）追跡調査を実施しました。また、令和3年6月10日に第1回文化庁協議、同年11月17日に第2回文化庁協議を実施するとともに、令和3年7月16日には福崎町文化財審議委員会において計画作成の進捗状況を報告し、計画内容に対する意見聴取を行いました。

令和3年12月15日～令和4年1月17日の1ヶ月間でパブリックコメントを実施しました。また、同期間中の令和3年12月23日には区長会総会において計画案の概要を説明し、意見聴取を行いました。

（以下、今後追加予定）

表 S1-1 福崎町文化財保存活用地域計画協議会 委員一覧

区分	氏名	所属・役職	備考
福崎町	近藤 博之	福崎町副町長	
	高橋 渉	福崎町教育長	
	野邊 正彦	福崎町技監	
	成田 邦造	福崎町役場地域振興課長	
	山下 勝功	福崎町役場まちづくり課長	
兵庫県	甲斐 昭光	兵庫県教育委員会事務局文化財課課長	
学識経験者	菱田 哲郎	京都府立大学教授	会長
	村上 裕道	京都橘大学教授	
	尾瀬 耕司	神戸建築文化財研究所主宰/兵庫県ヘリテージマネージャー	
	井上 舞	神戸大学大学院人文学研究科特命助教	
商工・観光・まちづくり等関係団体	井垣 和子	一般社団法人ノオト	
	後藤 雅一	福崎町観光協会会長	副会長
	釜坂 道弘	文化財保護審議委員	
	小幡 八郎	福崎町商工会副会長	
	西井 和俊	福崎町区長会代表/文化財保護審議委員	
オブザーバー	大江 篤	園田学園女子大学教授/兵庫県文化財保護審議委員	第2回協議会より

（事務局）福崎町教育委員会社会教育課

表 S1-2 福崎町文化財審議委員会 委員一覧

区分	氏名	備考（所属／専門等）	任期：2 年
会長	釜坂 道弘	郷土史	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
副会長	足立 裕美子	ヘリテージマネージャー／建築	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
委員	桑谷 祐顕	叡山学院学監／歴史・工芸	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
	西井 和俊	記念物	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
	中濱 久喜	相生市教育委員会／考古	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

表 S1-3 「福崎町文化財保存活用地域計画」の作成の経過

年月日		内容
令和 2 年 (2020)	3 月 27 日	「福崎町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱」の制定
	7 月 31 日	第 1 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	8 月 12 日～9 月 23 日	企業アンケート調査の実施
	8 月 20 日～9 月 23 日	自治会アンケート調査の実施
	9 月	中学生アンケート調査の実施
	11 月 19 日 ～令和 3 年 1 月中旬	歴史文化遺産（石造物、絵馬、祭り・行事）追跡調査の実施
令和 3 年 (2021)	1 月 8 日	第 2 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	3 月 19 日	第 3 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	6 月 10 日	第 1 回文化庁協議（オンライン）
	7 月 7 日	第 4 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	7 月 16 日	令和 3 年度第 1 回文化財審議委員会での意見聴取
	11 月 12 日	第 5 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	11 月 17 日	第 2 回文化庁協議
	12 月 23 日	区長会総会での意見聴取
	12 月 15 日 ～令和 4 年 1 月 17 日	計画素案に対するパブリックコメントの実施
令和 4 年 (2022)	2 月 日	第 6 回福崎町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	2 月 日	令和 3 年度第●回文化財審議委員会での意見聴取
	3 月 日	令和 3 年度第●回教育委員会での計画案の報告
	3 月 日	
	3 月 日	

資料２ 自治会・中学生・企業アンケート調査の結果

資料２－１ 自治会アンケート調査

実 施 概 要

- 目 的：町民が大切に思う福崎町の歴史文化遺産、各区の歴史文化遺産の実態や取組意向などの把握を通じて、町民等が共感・共有し、協働で歴史文化まちづくりに取り組める計画を作成するための検討資料とする。
- 対 象：町内３３区長
※区長宛で依頼した上で、他に適任者（文化財協力委員や歴史・文化に詳しい人）がいる場合の委任や、役員・区民との相談の上での回答も可とした。
- 実施方法：（配 布）区長文書の訪問配布時に配布
※パソコンでの回答入力を希望される場合は調査票データの送信（回 収）ＦＡＸ、メール、役場へ持参のいずれか
- 実施期間：令和２年８月２０日～令和２年９月２３日
- 設 問：１．福崎町の歴史・文化について
① 大切に思う福崎町の歴史文化遺産
２．区の歴史文化遺産について
② 区を代表する歴史文化遺産とその活用意向
③ 区でのこれまでの歴史文化遺産の保存・活用の取組経緯
④ 区での今後の歴史文化遺産の保存・活用の取組意向と取組にあたっての課題
３．福崎町における、今後の歴史文化遺産を活かしたまちづくりについて
⑤ 歴史文化遺産を活かしたまちづくりに係る各施策の重要性
⑥ 福崎町や各区における歴史文化遺産を活かしたまちづくりに対する自由意見
- 回収結果：配布数 ３３票
回収数 ３３票
回収率 １００％

設問①

福崎町の歴史文化遺産のうち、大切だと思うものは何ですか。
大切だと思う歴史文化遺産の名前をいくつでもご記入ください。

【回答区数：33 区（100%）】

● 大切に思う福崎町の歴史文化遺産

- ・合計 451 件の回答があった。（※歴史文化遺産数は 247 件（抽象表現の回答も 1 件とカウント））
- ・類型別では、「歴史的な建物、石造物」が 110 件と最も多く、「祭りや講など」が 83 件、「自然・風景」が 67 件、「人物やその功績」が 59 件、「遺跡」が 45 件と続いている。（図 S2-1）
- ・具体的な歴史文化遺産では、「秋祭り」が 15 件と最も多く、「七種の滝」と「柳田國男」が 13 件、「屋台」が 11 件、「大庄屋三木家住宅」が 10 件、「柳田國男生家」が 9 件、「歴史民俗資料館（旧神崎郡役所）」が 8 件と続いている。「秋祭り」と「屋台」を両方回答しているのは 6 件であることから、「秋祭り」又は「屋台」のいずれかを回答しているのは 20 件であり、全体の 61%を占める。（表 S2-1）

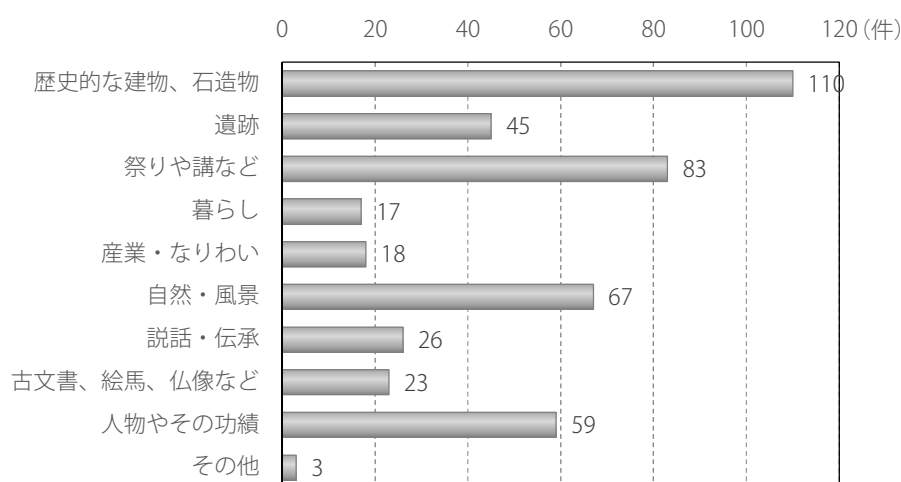


図 S2-1 大切に思う福崎町の歴史文化遺産の類型別の回答傾向

表 S2-1 大切に思う福崎町の歴史文化遺産（上位 19 件）

順位	回答数	歴史文化遺産の名称	類型
1	15	秋祭り	祭りや講など
2	13	七種の滝	自然・風景
2	13	柳田國男	人物やその功績
4	11	屋台	祭りや講など
5	10	大庄屋三木家住宅	歴史的な建物、石造物
6	9	柳田國男生家	歴史的な建物、石造物
7	8	歴史民俗資料館（旧神崎郡役所）	歴史的な建物、石造物
8	7	妙徳山古墳	遺跡
8	7	鬼追式（神積寺）	祭りや講など
10	6	大塚古墳	遺跡
10	6	七種山	自然・風景
10	6	井上通泰	人物やその功績
10	6	松岡映丘	人物やその功績
14	5	神積寺	歴史的な建物、石造物
14	5	石造鳥居（岩尾神社）	歴史的な建物、石造物
14	5	もち麦	産業・なりわい
14	5	木造薬師如来坐像（神積寺）	古文書、絵馬、仏像など
14	5	松岡鼎	人物やその功績
14	5	松岡静雄	人物やその功績

※集計にあたっては、回答趣旨が変わらない範囲で表現を修正している。

表 S2-2 大切だと思う福崎町の歴史文化遺産（全回答一覧）

歴史的な建物・石造物	回答数
大庄屋三木家住宅	10
柳田國男生家	9
歴史民俗資料館（旧神崎郡役所）	8
神積寺	5
石造鳥居（岩尾神社）	5
金剛城寺	4
石橋（岩尾神社）	4
岩尾神社	4
岩尾神社本殿	3
石造五重塔	2
應聖寺	2
日光寺	2
余田大歳神社	1
二之宮神社	1
七種神社	1
田賀神社	1
田嶋神社	1
住吉神社	1
道分け稲荷神社	1
愛宕神社	1
一之宮神社本殿	1
一之宮神社山門（麻呂太さん）	1
安徳寺	1
観音寺	1
悟真院唐門	1
五合堂	1
上中島地藏堂	1
固寧倉	1
旧辻川郵便局	1
旧小國家住宅	1
新町三木家住宅	1
巖橋	1
石造五如来坐像	1
石造三尊像	1
おかげ灯籠	1
ビワタビ井堰記念碑	1
ポール中尉等殉職慰霊碑	1
雲津川改修記念碑	1
阿弥陀種子板碑	1
力士墓碑（坂の森墓）	1
力士墓碑（谷風碑）	1
緑り松長太夫墓	1
豊竹紙保墓	1
天真流 清授軒一遊碑	1
「妙徳山山道」の道標	1
法華山一乗寺参りの道標	1
道標（田口：右丹後成相山、左前之庄）	1
道標（余田：右吹谷？、左たま屋？）	1
鈴の森神社玉垣	1
一石一字祈願塔	1
顕彰碑・顕徳碑等の石造物	1
石棺の蓋	1
庚申塔（桜）	1
宝塔 4 基	1
巡礼道灯籠	1
巡礼道道標	1
※寺社	2
※古民家	1
※各地の道標・石仏	1
※石仏	1
※地藏	1
※五輪塔	1
※石灯籠	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

遺跡	回答数
妙徳山古墳	7
大塚古墳	6
東広畑古墳	4
銀の馬車道	3
神谷古墳	3
春日山城跡	2
西国三十三所巡礼道	2
相山古墳	2
東新田古墳	1
朝谷 1 号墳	1
奥ノ向遺跡	1
狐塚遺跡	1
南田原長目遺跡	1
桜東畑遺跡	1
現在調査中の遺跡（桜）	1
高峰山城跡	1
生野街道	1
吸谷道	1
旧陸軍弾薬庫引込線跡地	1
駒ヶ岩の石組（湛保）	1
有舌尖頭器	1
※各地の古墳	1
※古道	2

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

祭りや講など	回答数
秋祭り	15
屋台	11
鬼追式（神積寺）	7
浄舞	4
かくしほちょじ	4
節分祭／斎灯	4
花まつり	4
夏祭り	3
とんど	2
初午	2
地藏盆	2
祇園祭	2
歳旦祭	1
法成就講	1
湯立て	1
節分大護摩（應聖寺）	1
お日待ち	1
お般若行事	1
きつね追い	1
ほっとこれん	1
井ノ口えびずさん	1
金毘羅祭り	1
四万六千	1
申祭	1
虫送り	1
百膳	1
彼岸法要（應聖寺）	1
文殊会式（神積寺）	1
報恩講・涅槃会	1
屋台の狭間	1
鬼追いの面	1
浄舞の天狗面	1
花御堂	1
※寺社の祭りや行事	1
※祭具一式	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

暮らし	回答数
お盆	2
正月	2
サバの押鮓／播州のさば寿司	2
正月のお節料理	1
初詣	1
暮の餅つき	1
雑煮	1
おでん	1
七夕祭り	1
長寿の祝い	1
天道華（八日花）	1
彼岸・お盆の墓参り	1
方言	1
民具類	1

産業・なりわい	回答数
もち麦	5
もち麦麵／もち麦関連商品	3
もち麦の栽培	1
西光寺野開拓疏水トンネル	1
西光寺野疎水路	1
ビワクビ井堰	1
ツノナス	1
米	1
麦	1
家畜	1
林業	1
農耕用の各種道具類	1

自然・風景	回答数
七種の滝	13
七種山	6
應聖寺庭園	3
日光寺山	3
神前山	3
市川	2
長池	2
高倉山	1
三獅子山	1
住吉山	1
春日山	1
大倉山	1
七種檜	1
つなぎ岩	1
笠岩	1
七種川	1
大内川	1
矢口川	1
田口奥池	1
東光寺池	1
矢口奥池	1
矢口口池	1
矢口中池	1
市川東側のため池群	1
熊野神社の森	1
與位神社の森	1
神積寺の森	1
郷社の鎮守の森	1
田嶋神社の太木	1
沙羅樹（應聖寺）	1
七種橋大イチョウ	1
ヤマモモ（鈴ノ森神社）	1
ヤマモモの古木	1
青少年野外活動センター	1
里山公園なぐさの森	1
※山	1
※川	1
※ため池	1
※鎮守の森	1
※イチョウ	1
※ヤマモモ	1
※全域の自然環境	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

説話・伝承	回答数
播磨国風土記	4
河童伝説	3
駒ヶ岩	2
桶川の井戸	1
弘法大師ゆかりの井戸	1
七種の地名由来	1
千束の地名由来	2
大門の地名由来	1
神前山の地名由来	1
神崎郡誌	1
神崎十勝図鑑	1
神積寺と岩尾神社の開削	1
姫ヶ池	1
湯風呂谷	1
春日山城下にまつわる屋号	1
※妖怪キャラクター	1
※小字地名の由来	1
※字名	1
※地名の由来	1
※地域の言い伝え	1

古文書・絵馬・仏像など	回答数
木造薬師如来坐像（神積寺）	5
文殊菩薩（神積寺）	2
銅像誕生釈迦仏立像（應聖寺）	1
薬師如来坐像（有井堂）	1
薬師如来坐像（桜薬師庵）	1
毘沙門天	1
仏光寺（廢寺）の仏像	1
古文書（加治谷・大門共同保管）	1
常盤御前絵馬（鈴ノ森神社）	1
日吉神社絵馬（朝鮮出兵等）	1
余田大蔵神社絵馬（三拾六歌仙）	1
※古文書	4
※神社の絵馬	1
※絵馬	1
※仏像	1
※地域に残る古文書・絵馬・仏像すべて	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

人物やその功績	回答数
柳田國男	13
井上通泰	6
松岡映丘	6
松岡鼎	5
松岡静雄	5
吉識雅夫	4
藤本煙津	4
松岡義之	3
小國鐵十郎	1
岸上大作	1
佐治實然	1
玉木十郎兵衛門	1
三木承太郎	1
松岡家	1
松岡源之助	1
松岡操	1
松田利吉	1
倉本雄三	1
大杉兵太郎	1
堀米令次	1
大杉善吉	1

2 区の歴史文化遺産について

設問②	あなたの区を代表すると思う歴史文化遺産（最大3つまで）をお教えてください。 また、それらのまちづくりへの活用のあり方・意向について、あてはまる番号すべてに○をつけてください
-----	---

【回答区数：30区（91%）、「特になし」又は無回答：3区（9%）】

● 区を代表すると思う歴史文化遺産

- ・30区から合計65件の歴史文化遺産があげられた。
- ・類型別では、「歴史的な建物、石造物」が28件と最も多く、「祭りや講など」が15件、「遺跡」が10件と続いている。「暮らし」及び「産業・なりわい」の回答はみられなかった。（図S2-2）

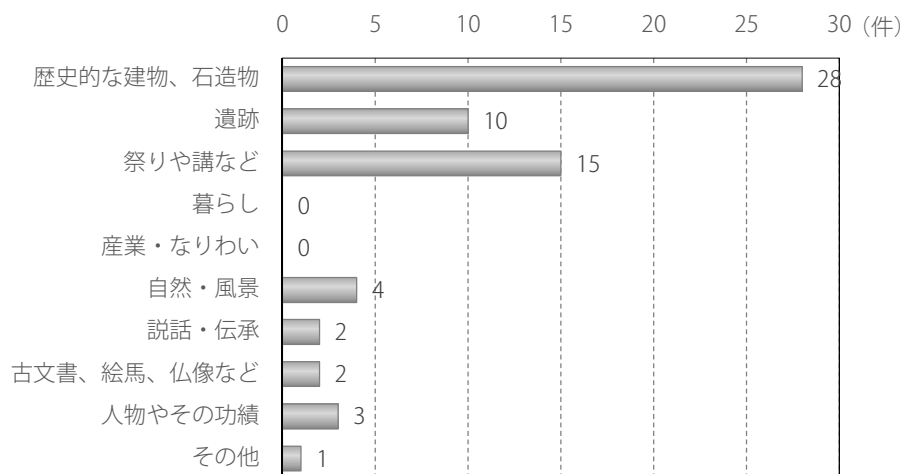


図 S2-2 区を代表すると思う歴史文化遺産の類型別の回答傾向

● 区を代表すると思う歴史文化遺産のまちづくりへの活用の意向

- ・活用意向の回答傾向としては、「区や地区の魅力や活力、生活環境の向上に活かしたい」が30件（46%）と最も多く、「地域外の人にも公開・情報発信して、観光に活かしたい」が27件（42%）、「学校教育や生涯学習に活かしたい」が24件（37%）と続いている。なお、「活用は考えられない」は4件（6%）、「わからない」は6件（9%）であった。（図S2-3）
- ・「その他」の意見としては、「区民の区に対する意識の向上」、「3世代の交流」、「区内のコミュニケーション」、「歴史的意義の継承」といった「区や地区の魅力や活力、生活環境の向上」に関連する内容が多くあげられた。また、なかには「遊歩道等の整備」や「区民の交流拠点としての活用」などの具体的な活用内容の提案もみられた。
- ・歴史文化遺産の類型別の活用意向は、母数が少なく統計的な比較は困難であるが、類型別の大きな違いは見られない。（表S2-3）

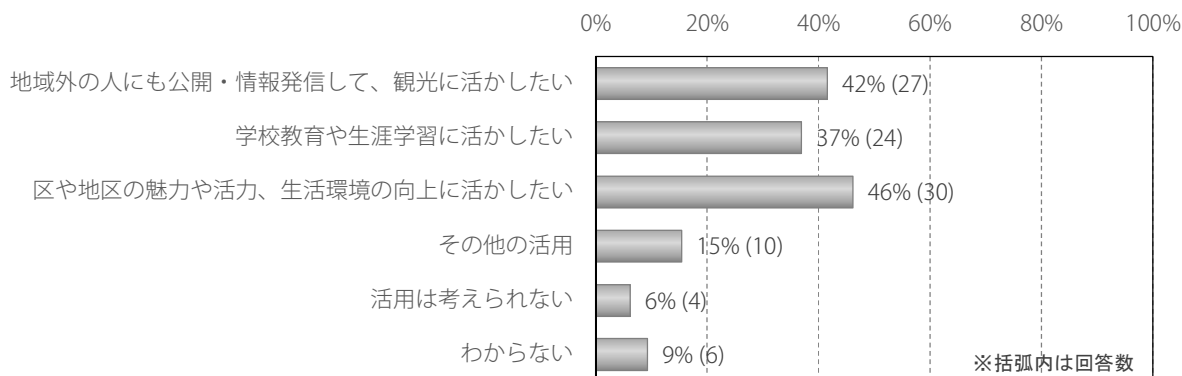


図 S2-3 区を代表すると思う歴史文化遺産の活用意向の回答傾向

表 S2-3 区を代表すると思う歴史文化遺産の類型別の活用意向

類型	母数	地域外の人にも公開・情報発信して、観光に活かしたい	学校教育や生涯学習に活かしたい	区や地区の魅力や活力、生活環境の向上に活かしたい	その他の活用	活用は考えられない	わからない
歴史的な建物、石造物	28	12 (43%)	11 (39%)	13 (46%)	3 (11%)	3 (11%)	2 (7%)
遺跡	10	5 (50%)	4 (40%)	6 (60%)	2 (20%)	0 (0%)	0 (0%)
祭りや講など	15	4 (27%)	3 (20%)	6 (40%)	3 (20%)	0 (0%)	4 (27%)
暮らし	0						
産業・なりわい	0						
自然・風景	4	2 (50%)	3 (75%)	1 (25%)	2 (50%)	0 (0%)	0 (0%)
説話・伝承	2	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)
古文書、絵馬、仏像など	2	1 (50%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
人物やその功績	3	1 (33%)	3 (100%)	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	1	1 (100%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

設問③	あなたの区の歴史文化遺産のうち、これまで（現在を含む）保存や活用に取り組んできたものがあれば、その名前、取組の内容、取組の主体（保存会や連携して取り組んでいる区・団体・大学などを含む）をお教えてください。
-----	--

【回答区数：21 区（64%）、「特になし」又は無回答：12 区（36%）】

● これまで保存や活用に取り組んできた歴史文化遺産

- ・ 21 区から合計 36 件の歴史文化遺産があげられた。
- ・ 類型別では、「祭りや講など」が 13 件と最も多く、「歴史的な建物、石造物」が 12 件、「遺跡」・「自然・風景」・「古文書、絵馬、仏像など」が 3 件、「その他」が 2 件であった。（図 S2-4）
- ・ 寺社に関連する歴史文化遺産（寺社建築や祭り・屋台、仏像、境内樹木など）が大半を占める。

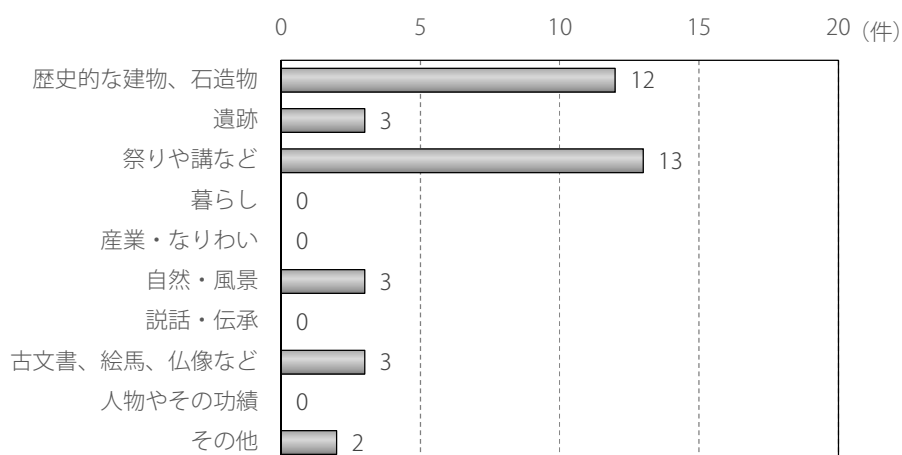


図 S2-4 これまで保存や活用に取り組んできた歴史文化遺産

● これまでの保存や活用の取組内容

- ・「これまで保存や活用に取り組んできた歴史文化遺産」36 件のうち、無回答の 3 件を除く 33 件から、合計 40 件の取組内容があげられた。
- ・取組内容を類型化して整理すると、「Ⅰ. 保存措置・修理等」が 19 件（58%）と最も多く、「Ⅱ. 日常管理」が 14 件（42%）と続いている。（図 S2-5）
- ・歴史文化遺産の類型別では、「歴史的な建物、石造物」は、「Ⅰ. 保存措置・修理等」が 10 件（83%：類型内での割合。以下、本項目について同様。）、「Ⅱ. 日常管理」が 7 件（58%）である。前者は、社殿・堂等の修理、後者は境内の清掃が多くあげられている。
「祭りや講など」も、「保存措置・修理等」が 8 件（67%）と多い。その内容としては、屋台の新調や修理が多く、継承のための祭り・行事の内容変更も 1 件あげられている。また、同類型では「人材育成」も 2 件（17%）の回答がある。

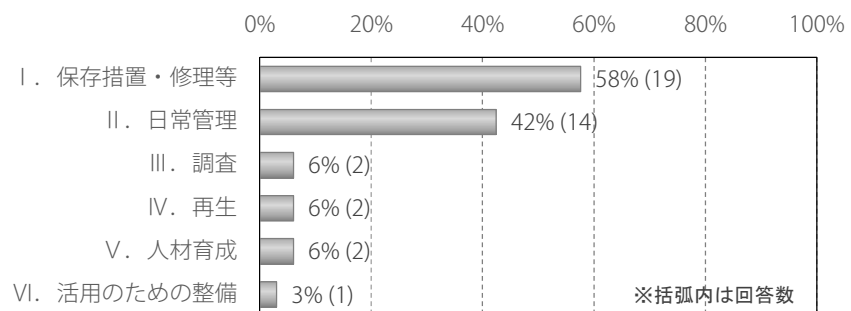


図 S2-5 これまでの保存や活用の取組内容

● これまでの保存や活用の取組主体

- ・「これまで保存や活用に取り組んできた歴史文化遺産」36 件のうち、無回答の 2 件を除く、34 件から、合計 60 件の取組主体があげられた。
- ・取組主体を類型化して整理すると、「A. 区・区役員」が 22 件（67%）と最も多く、青年団や消防団、子ども会、老人会などの「B. 各種団体」が 14 件（42%）、「C. 保存会」が 8 件（24%）と続いている。「F. その他」としては、ボランティアグループや P T A、区の文化財協力員などがあげられた。（図 S2-6）
- ・修理の際の浄財や積立金などのように、寺社に関連する取組には当該寺社に加えて区全体での関わりがみられる。このうち秋祭り・屋台は、保存会、青年団・消防団などの各種団体の積極的な関わりがみられる。

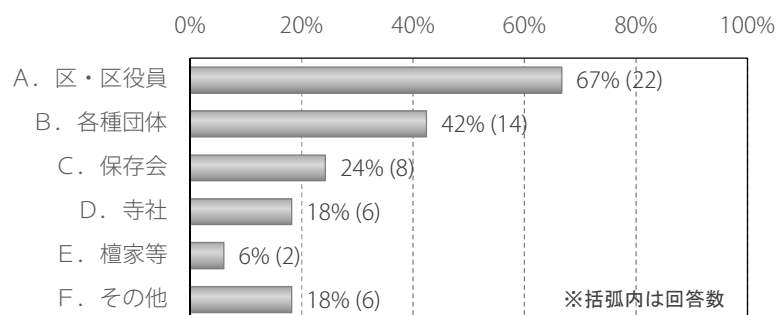


図 S2-6 これまでの保存や活用の取組の取組主体

設問④	あなたの区において、今後、重点的に保存（次の世代への継承）や活用に取り組みたい歴史文化遺産（最大3つまで）と、取り組みたい内容とその理由をお教えてください。また、その取組にあたって、課題となると思われることについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。
-----	---

【回答区数：26 区（79%）、「特になし」又は無回答：7 区（21%）】

● 今後、重点的に保存や活用に取り組みたい歴史文化遺産

- ・21 区から合計 47 件の歴史文化遺産があげられた。
- ・歴史文化遺産の類型別では、「歴史的な建物、石造物」が 17 件、「祭りや講など」が 16 件と多く、「遺跡」が 7 件、「自然・風景」と「古文書、絵画、仏像など」が 3 件、「その他」が 1 件であった。（図 S2-7）

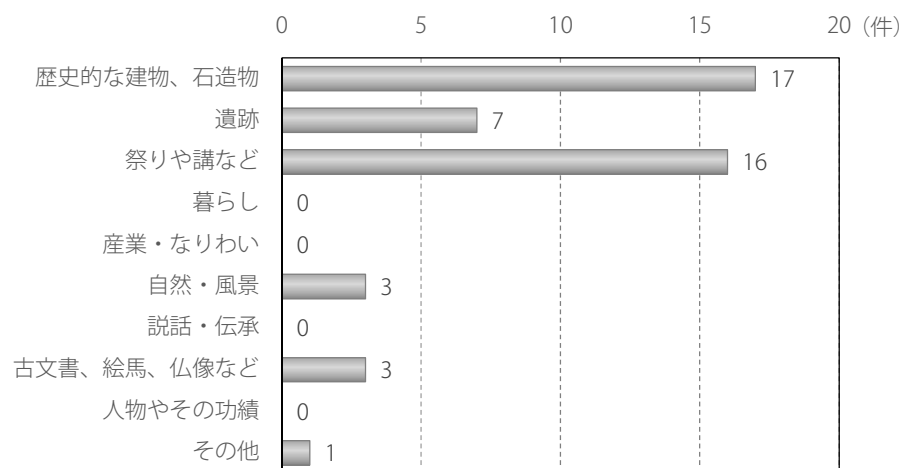


図 S2-7 今後、重点的に保存や活用に取り組みたい歴史文化遺産

● 今後、取り組みたい内容と理由

- ・「今後、重点的に保存や活用に取り組みたい歴史文化遺産」47 件のうち、無回答の 2 件を除く 45 件から、合計 48 件の取組内容があげられた。
- ・取組意向の内容を類型化して整理すると、「Ⅰ. 保存措置・修理等」が 17 件（38%）と最も多く、「Ⅱ. 活用のための整備」が 7 件（16%）、「Ⅲ. 調査」が 6 件（13%）と続いている。（図 S2-8）
- ・歴史文化遺産の類型別では、「歴史的な建物、石造物」は、「Ⅰ. 保存措置・修理等」が 11 件（65%：類型内での割合。以下、本項目について同様。）と最も多く、「Ⅲ. 調査」が 3 件（18%）と続いている。「祭りや講など」は、「その他」が 7 件（47%）と最も多いが、その内容は、現在の取組内容の継続が大半で、案内の強化や時間帯の検討が 1 件であった。「保存措置・修理等」と「内容の充実」が 3 件（20%）と続き、前者は屋台等の祭具の修理・新調等があげられ、後者は区外からの参加者の呼び込み、他地域への情報発信や他の歴史文化遺産との連携があげられた。「遺跡」では、「Ⅵ. 活用のための整備」が 4 件（50%）と最も多くあげられたが、これらは遺跡自体の整備ではなく、散策するための遊歩道や周辺環境の整備を中心とした回答であった。
- ・取り組みたい理由については、老朽化や破損の状況、歴史文化遺産の価値などの記載が中心であった。

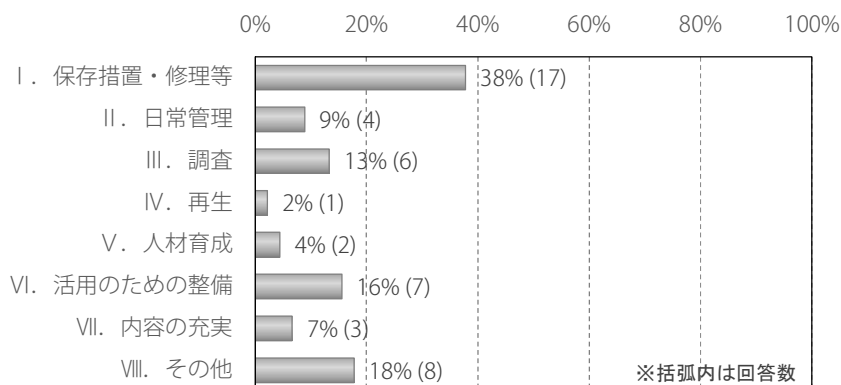


図 S2-8 今後、取り組みたい内容

● 今後の取組にあたっての課題

- ・「今後、重点的に保存や活用に取り組みたい歴史文化遺産」で取組内容の回答があった歴史文化遺産 46 件のうち、「特になし」1 件を除く 45 件について課題の回答が得られた。回答された課題の総数は 130 であった。
- ・全体的な回答傾向としては、「B. 資金面の負担」が 32 件（71%）と最も多く、「E. 具体的な取組方法などが決まっていない」が 27 件（60%）と続いている。（図 S2-9）
- ・「F. その他」は、「歴史的な建築物、石造物」の「I. 保存措置・修理等」で「神社であるため、自治会の資金を使えない」、「遺跡」の「VIII. その他」（消滅した遺跡の伝承）で「古老の聞き取り証言だけで具体的資料が区に残っていない」、「祭りや講など」の「IV. 再生」で「時代の移り変わりで現在の人には理解が難しい」という回答であった。
- ・歴史文化遺産の類型別では、「歴史的な建物、石造物」では「B. 資金面の負担」が 14 件（78%）と多いのに対し、「祭りや講など」の保存・活用の取組にあたって、「C. 価値が共有できていない」が 11 件（69%）、「人手・人材不足」が 9 件（56%）と多くなっている。（表 S2-4）
- ・取組意向の内容別では、「B. 資金面の負担」が「I. 保存措置・修理等」で 16 件（94%）、「VI. 活用のための整備」で 6 件（86%）と多くなっている。（表 S2-5）

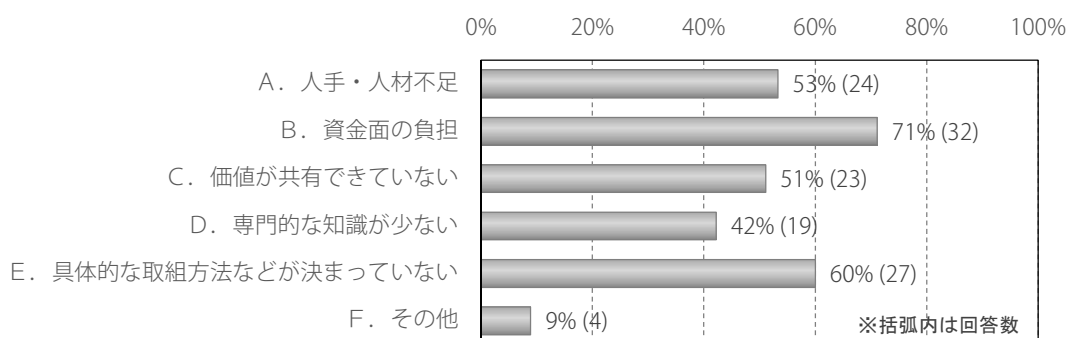


図 S2-9 今後の取組にあたっての課題の回答傾向

表 S2-4 今後の取組にあたっての課題（歴史文化遺産の類型別）

類型	母数	取組にあたっての課題					
		A. 人手・人材 不足	B. 資金面の負 担	C. 価値が共有 できていな い	D. 専門的な知 識が少ない	E. 具体的な取 組方法など が決まってい ない	F. その他
歴史的な建物、石造物	18	4 (22%)	14 (78%)	6 (33%)	8 (44%)	11 (61%)	2 (11%)
遺跡	8	7 (88%)	6 (75%)	3 (38%)	4 (50%)	6 (75%)	1 (13%)
祭りや講など	16	9 (56%)	6 (38%)	11 (69%)	2 (13%)	6 (38%)	1 (6%)
自然・風景	4	2 (50%)	4 (100%)	2 (50%)	2 (50%)	2 (50%)	0 (0%)
古文書、絵馬、仏像など	3	2 (67%)	2 (67%)	1 (33%)	2 (67%)	1 (33%)	0 (0%)
その他	1	1 (100%)	0 (0%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)

表 S2-5 今後の取組にあたっての課題（取組意向の内容別）

類型	母数	取組にあたっての課題					
		A. 人手・人材 不足	B. 資金面の負 担	C. 価値が共有 できていない	D. 専門的な知 識が少ない	E. 具体的な取 組方法など が決まってい ない	F. その他
I. 保存措置・修理等	17	6 (35%)	16 (94%)	9 (53%)	8 (47%)	10 (59%)	2 (12%)
II. 日常管理	4	2 (50%)	3 (75%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25%)	0 (0%)
III. 調査	6	3 (50%)	4 (67%)	2 (33%)	4 (67%)	5 (83%)	0 (0%)
IV. 再生	1	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
V. 人材育成	2	2 (100%)	0 (0%)	1 (50%)	2 (100%)	1 (50%)	0 (0%)
VI. 活用のための整備	7	6 (86%)	6 (86%)	2 (29%)	4 (57%)	5 (71%)	0 (0%)
VII. 内容の充実	3	2 (67%)	1 (33%)	1 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
VIII. その他	8	3 (38%)	2 (25%)	7 (88%)	1 (13%)	5 (63%)	1 (13%)

表 S2-6 今後の取組にあたっての課題（歴史文化遺産の類型及び取組意向の内容別の総括表）

類型	回答数	取組意向の内容		取組にあたっての課題					
			回答数	A. 人手・人 材不足	B. 資金面の 負担	C. 価値が共 有できて いない	D. 専門的な 知識が少 ない	E. 具体的な 取組方法 などが決 まってい ない	F. その他
歴史的な 建物、石造物	17	I. 保存措置・修理等	11	2	10	5	5	6	2
		II. 日常管理	2*	0	1	0	0	1	0
		III. 調査	3	1	2	1	2	3	0
		VI. 活用のための整備	1	1	1	0	1	1	0
遺跡	7	I. 保存措置・修理等	1	1	1	0	0	1	0
		II. 日常管理	1	1	1	0	0	0	0
		III. 調査	1	1	1	1	1	1	0
		VI. 活用のための整備	4	4	3	1	2	3	0
		VIII. その他	1	0	0	1	1	1	1
祭りや講など	16	I. 保存措置・修理等	3	2	3	2	1	2	0
		IV. 再生	1	0	0	1	0	0	1
		V. 人材育成	1	1	0	0	1	0	0
		VII. 内容の充実	3	2	1	1	0	0	0
		VIII. その他	7	3	2	6	0	4	0
自然・風景	4	I. 保存措置・修理等	1	0	1	1	1	1	0
		II. 日常管理	1	1	1	0	0	0	0
		VI. 活用のための整備	2	1	2	1	1	1	0
古文書、絵馬、 仏像など	3	I. 保存措置・修理等	1	1	1	1	1	0	0
		III. 調査	2	1	1	0	1	1	0
その他	1	V. 人材育成	1	1	0	1	1	1	0
計	47	計	46	24	32	23	19	27	4

※2 件のうち 1 件が課題は「特になし」と回答。

設問⑤	今後、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを進める際、福崎町による次の各施策の項目はどのくらい重要だと思いますか。 施策の項目ごとにあてはまる項目を1つずつ選んで、○をつけてください。
-----	---

【回答区数：32区（97%）】

● 今後の福崎町による施策の重要度

・いずれの施策の項目についても、「重要である」・「やや重要である」の回答が多くみられ（全項目平均 87%）、
「重要でない」という回答はみられなかった。

なかでも「ア. 歴史文化遺産の把握や価値評価などの調査・研究」と「オ. これまで保存措置が講じられていない歴史文化遺産の保存制度・事業」が、いずれも平均 1.53*となっており、「重要である」の回答数も 17 区（53%）と最も高い。

一方、「ク. 区・企業・大学を含めた、さまざまな主体が連携するための仕組みづくり」は平均 1.88*、「エ. 専門家の派遣や相談窓口の設置、活動助成などの区や地区の取組の支援」は平均 1.84*であり、他に比べて重要度が低い傾向がみられる。エについては、「重要である」・「やや重要である」の回答の合計数が 24（77%）と他の施策項目に比べて低くなっている。（図 S2-10、図 S2-11）

※「重要である」を 1、「やや重要である」を 2、「どちらでもない」を 3、「あまり重要でない」を 4、「重要でない」を 5 として算出した平均値。

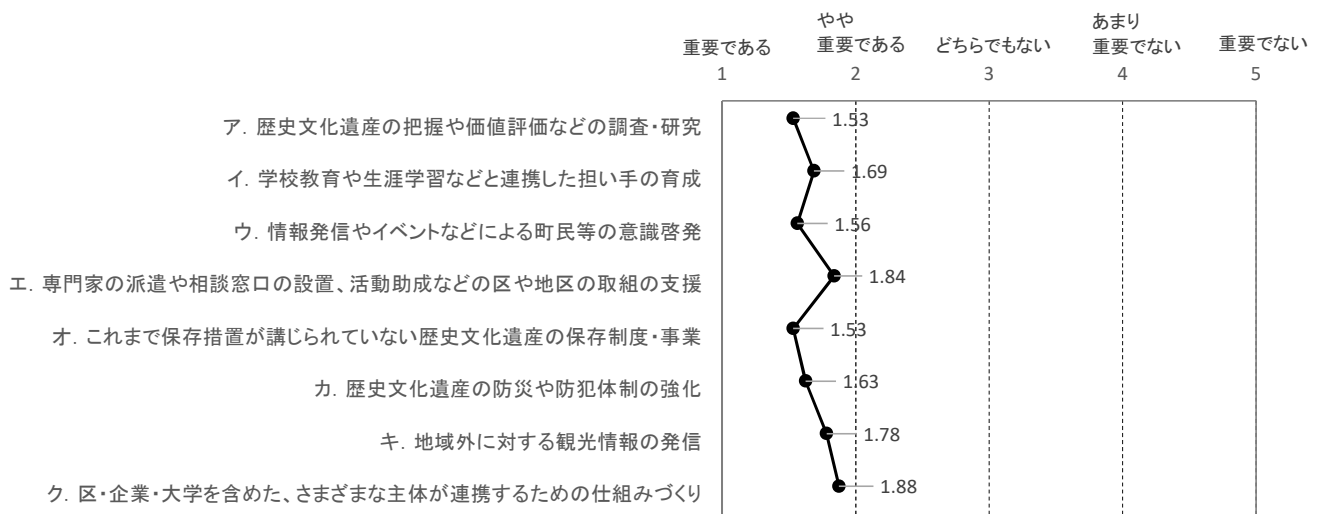


図 S2-10 今後の施策の重要度の回答傾向

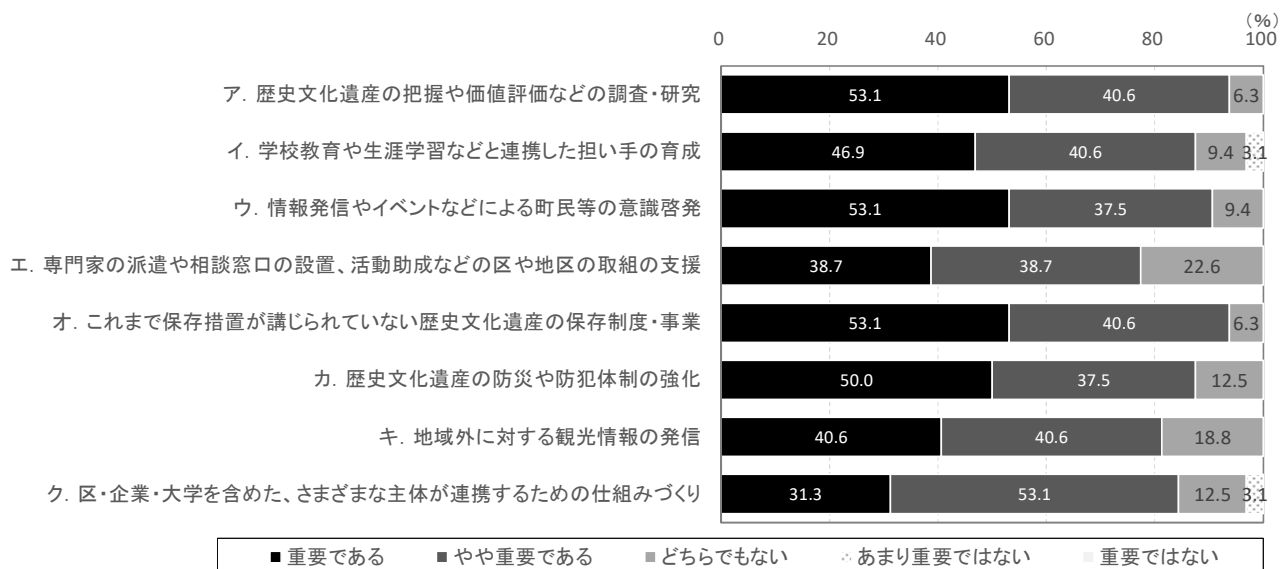


図 S2-11 今後の施策の重要度（各施策の項目に対する回答状況）

設問⑥	福崎町や各区における歴史文化遺産を活かしたまちづくりについて、ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。
-----	--

【回答区数：15 区（45%）、「特になし」又は無回答：18 区（55%）】

● 福崎町や各区における歴史文化遺産を活かしたまちづくりに対する意見

- ・「要望・提案」についての意見と「課題」についての意見に大きく分けられ、「要望・提案」については、「体制」「資金」「調査」「人材育成」「活用」「その他」に細分できる。意見の概要は表 S2-7 の通りである。

表 S2-7 福崎町や各区における歴史文化遺産を活かしたまちづくりに対する意見概要一覧

要望 提案	体制	・教育委員会が所持している各地区に関係した資料を閲覧しやすいようにして欲しい。自分の地区に関する資料を調べたくても、教育委員会がどんな資料をどのくらい所持しているかわからないし、どのような手続きを踏めば良いかわからない。資料は活用してこそ意義があると思うので、自分の地区に関係する資料はもっと自由に閲覧できるようにして欲しい。 ・町が専門家との連絡の窓口になって調査等を推進して欲しい。
	資金	・歴史的な建物等を維持するためには、多額の費用が必要となるが、費用の負担について区民の理解が得られない。さらに少子高齢化や過疎化が進めば、費用の捻出が困難となる。歴史文化遺産を守るために、公的支援の大幅な拡充が必要と考えている。文化財を用いて町が事業を考えるのであれば、文化財の維持も地元任せではなく補助を増やすべきであり、現在の補助は少なすぎる。地元負担が1～2割くらいでないと修理できない。今後、若い世代の人たちが、自分でお金を出して文化財を守っていかうとは思えないと思うため、20年後、30年後を見据えて、今修理できる補助が必要である。 ・文化財の維持管理の地元負担の軽減が望まれる。 ・区民による草刈りや農業従事者による農地周辺の草刈りも、自然・風景という歴史文化遺産の保全作業と捉えて、補助金等の資金面からバックアップをして欲しい。 ・自律（立）のまちづくり事業を継続して欲しい。
	調査	・歴史文化遺産を生かしたまちづくりには、できるだけ多くの人が関わることが大切である。歴史文化遺産が嫌いな人はいないが、あまり興味を示すほどでもなく、難解なイメージがあり、好きな人がやれば良いと考えている人が多いと思う。そのため、自分の地区にどのような歴史文化遺産があるかを知っている人が少ない。まずは地区にどのような歴史文化遺産がどこにあるかを調べて、住民に知ってもらうことが大切である。日常に密着した昔からの冠婚葬祭や各種行事、民間伝承等も地区の老若男女で調べて書き残し、時代の変遷による違いを記録として残すことも大切である。昔の里道、小字の成り立ちを調べることも面白いと思う。この時、できるだけ多くの住民に参加してもらうことが大切で、このような地道な活動を継続して行うことが地区の歴史文化遺産を増やす結果になると思う。 ・滋岡川人のことを調べて紹介してみてもどうか。 ・各家庭に残る歴史文化遺産の調査をしてはどうか。
	人材育成	・小中学生への情報発信とプログラム活動などを通じて、秋祭り以外でも郷土愛を育むことが大切。 ・町内の文化財や遺跡を学校の勉強の一環として取り入れ、知る機会を増やして欲しい。
	活用	・町内の文化財の説明板を設置して、由緒や歴史などを紹介して欲しい。 ・外部へのPR活動が大切。 ・もちむぎ麺料理コンテストなど、福崎町独自のお土産を公募し、もちむぎ麺に並ぶ特産品を開発して欲しい。 ・スタンプラリーなどのイベントを開催しながら観光客の増員を図ることが大切。 ・辻川山公園やさきちゃんプラザ周辺の利活用強化が必要。そのために、住民参画の仕掛けづくりや拠点づくりと、ボランティアではなくお金が稼げる仕組みづくりが必要。 ・西光寺野台地に点在する法華山一乗寺参りの道標を銀の馬車道、西光寺野ため池群や西光寺野用水等とリンクさせ、歴史を後世へ正しく伝える取組をして欲しい。
	その他	・未整備の道路（雲津川沿いの未整備区間など）が景観や生活動線を損ねている。植栽帯などにより、景観に配慮した町道整備をして欲しい。 ・住民が、生活しやすい、生きやすいまちづくりにもっと力を入れるべき。
課題		・政教分離の観点から、神社等には自治会のお金を投入し難いが、維持管理には多額の費用が必要となることが課題である。 ・さまざまな地区の行事があるが、区民の高齢化に伴う担い手不足が深刻であり、次世代への伝承が喫緊の課題である。 ・事業するにあたり、少子高齢化で人材が少なことが課題である。 ・昔はお盆の時期になると各地区で盆踊りが盛んに行われていた。太鼓を打ち鳴らしながら、唄い手と踊り手が一緒に踊った音頭（播州音頭等）を最近聞くことがなくなり残念である。なんとか残すことができないかと思う。 ・かつて松茸がたくさん採れたが、現在は全く採れなくなった。松山を再生させて松茸のブランド化を目指したいが、人手や資金、区民合意、専門知識不足など課題が多い。

資料２－２ 中学生アンケート調査

実 施 概 要

- ☐ 目 的：若年層が捉える福崎町の歴史文化の特徴や、意識啓発に効果的な取組を把握し、次世代の担い手育成に向けた施策を検討するための資料とする。
- ☐ 対 象：町内の中学２年生（全員） １６４名
福崎東中学校 ９９名
福崎西中学校 ６５名
- ☐ 実施方法：町内の２中学校（福崎東中学校、福崎西中学校）に依頼して実施。
- ☐ 実施期間：令和２年９月
- ☐ 設 問：① 福崎町の主要な歴史文化遺産の認知状況
② 一番印象に残っている歴史文化に関わる体験・経験など
③ 取組（学び、体験、紹介）に対する意向
④ 福崎町のまちづくりにおける歴史文化の重要性
- ☐ 回収結果：配布数 １６３票（１名欠席のため）
回収数 １６３票
・福崎東中学校 ９９票
・福崎西中学校 ６４票
回収率 １００％

設問①	福崎町の歴史や文化、文化財について、あなたはどのくらい知っていますか。 項目ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで、○をつけてください。
-----	--

【回答者数：163名（100%）※ただし「カ」は160名、「キ」は161名、「ク」は162名】

● 福崎町の主要な歴史文化遺産の認知状況

- ・認知状況の全体傾向としては、「キ．秋祭り・屋台」が最も認知度が高く、平均 1.19*となっており、「よく知っている」の回答数も 68 件（42%）と最も高くなっている。「ア．柳田國男と民俗学」が平均 1.56*、「ウ．銀の馬車道」が平均 1.80*、「ケ．七種山」が平均 1.84*と続いている。なお、最も認知度が低いのは「カ．固寧倉」であり平均 2.94*であった。

※「よく知っている」を 1、「大体知っている」を 2、「少し知っている」を 3、「聞いたことがある」を 4、「全く知らない」を 5 として算出した平均値。

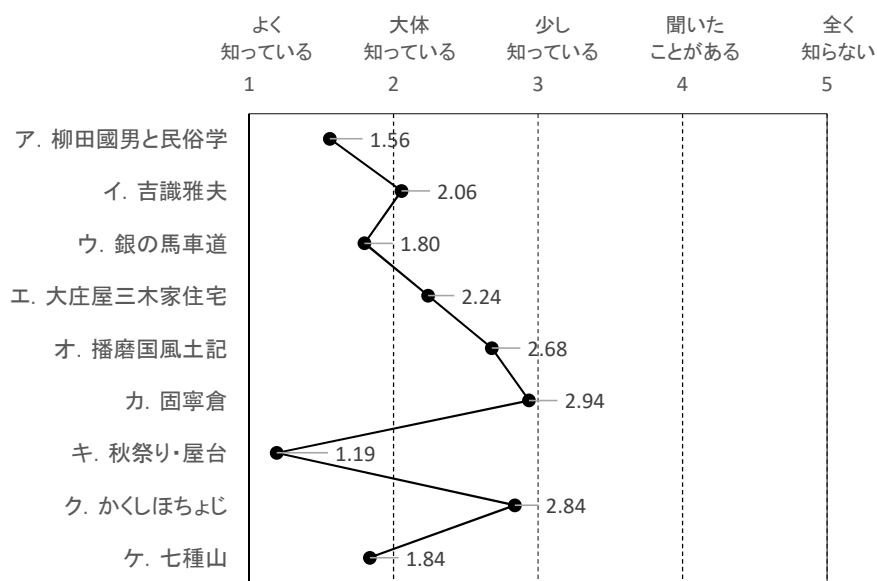


図 S2- 12 福崎町の主要な歴史文化遺産の認知状況の回答傾向

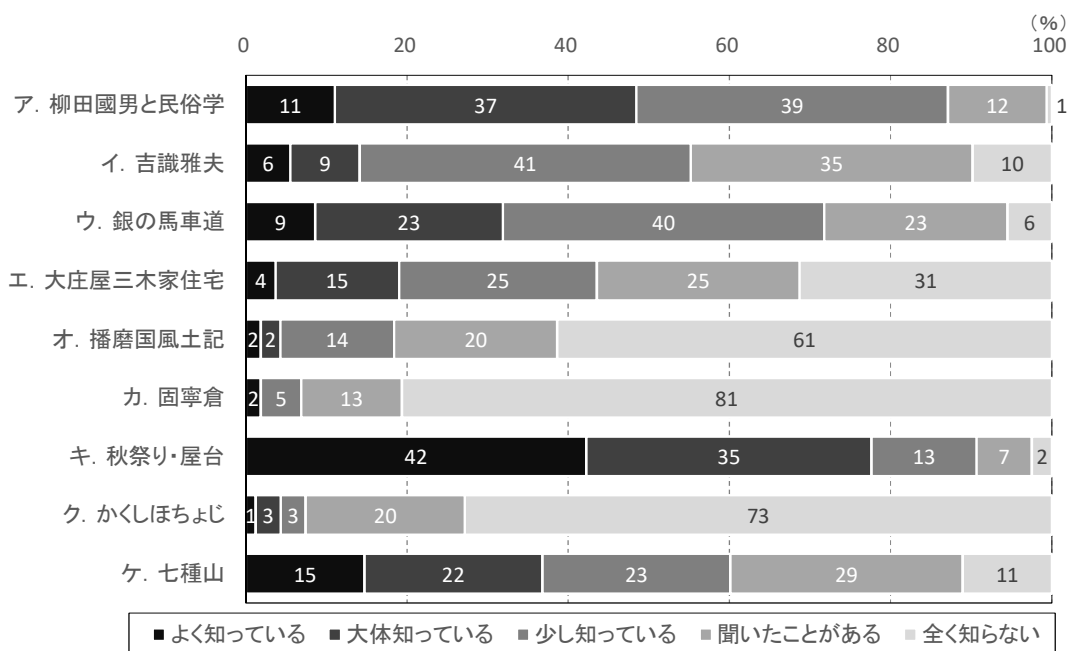


図 S2- 13 福崎町の主要な歴史文化遺産の認知状況（各歴史文化遺産に対する回答状況）

設問②	あなたがこれまで参加・経験・体験したことがある「地域のお祭りや行事、歴史や文化に関連するイベントや学校の授業・見学・体験など」のなかで、一番印象に残っているもの（1つ）とその理由を教えてください。
-----	--

【回答者数：158名（97%）、無回答5名】

● 一番印象に残っている歴史文化に関わる体験・経験等

- ・「秋祭り・屋台」が112件と突出して多く、全体の71%を占める。
- ・「祭り・行事」、「イベント」、「体験学習・見学」の類型では、「祭り・行事」が136件（86%）、「イベント」が5件（3%）、「体験学習・見学」が16件（10%）であった。

表 S2-8 一番印象に残っている歴史文化に関わる体験・経験等

歴史文化に関わる体験・経験等		回答数	類型 該当数	割合
類型	回答内容			
祭り・行事	秋祭り・屋台	112	136	86%
	夏祭り	9		
	稲荷祭り	3		
	とんど	1		
	かくしほちょじ	1		
	お盆	1		
	盆踊り	1		
	虫送り	1		
	祭り（どの祭りかは特定せず）	7		
イベント	民俗学の俗べ	2	5	3%
	歩こう大会	2		
	八千種地区全部の屋台が八千種小に集まったもの	1		
体験学習・見学	ふくさき歴史体験隊	6	16	10%
	ふるさと学習	2		
	もち麦づくり	2		
	資料館で開かれた戦争に関するものの展示	1		
	学校で三木家に入って遠野の話や柳田國男の話を聞いたこと	1		
	固寧倉の見学	1		
	辻川公園の河童の見学	1		
	七種の滝の見学	1		
	生野銀山に行ったこと	1		
特になし			1	1%

● 印象に残っている理由

- ・「一番印象に残っている歴史文化に関わる体験・経験等」の内容の回答があった157件のうち、155件から「印象に残っている理由」の回答があった（無回答2件）。
- ・「印象に残っている理由」として、「印象」（楽しい、迫力がある、きれい等の印象のみ）を回答したのが77件（50%）と約半数であり、「体験」（乗り子、料理づくり、埴輪づくり等やその体験に基づいた印象）を回答したのが52件（34%）、「状況」（友達と一緒に、みんなと会える、花火が見れる等やその状況に基づいた印象）を回答したのが24件（21%）であった。「その他」は2件で、「興味があるから」、「毎年楽しみだから」という回答であった。
- ・「体験」では、29件が「乗り子」の体験と最も多く、それにより達成感や地域への貢献感、地域の一員となっていることを感じたからという回答もみられた。
- ・「印象」では、「楽しい」が43件と最も多く、「迫力がある」が18件（うち1件は「楽しい」と重複）と続いている。また、この他は「いつもと違う様子」、「きれい」、「かっこいい」、「一体感」、「面白い」などの回答であった。
- ・「状況」では、「友達と一緒に」「みんなと一緒に」「みんなと会える（話せる）」が19件と大半を占めていた。

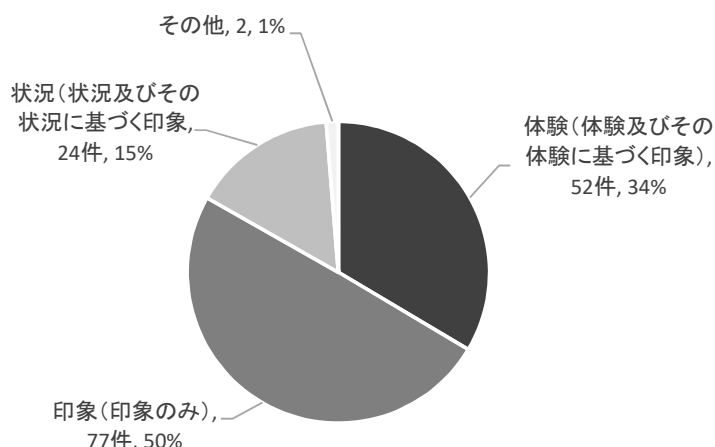


図 S2-14 印象に残っている理由の回答傾向

設問③	あなたは、福崎町の歴史や文化に関する次の内容について、どのくらい取り組んでみたいと思いますか。 項目ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで、○をつけてください。
-----	--

【回答者数：「ア」は161名（99%）、「イ」は160名（98%）、「ウ」は159名（98%）】

● 今後の取組（学び、体験、紹介）に対する意向

- 全体的に「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した人の割合が高い。
- 「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した人の割合は、「イ．福崎町の歴史や文化に関するいろいろな体験をしてみたい」が76名（48%）、「ア．福崎町の歴史や文化をもっとくわしく学びたい」が75名（47%）と半数弱を占めている。一方、「ウ．福崎町の歴史や文化をたくさんの人に紹介したい」は52名（33%）と他の項目よりも少なくなっている。

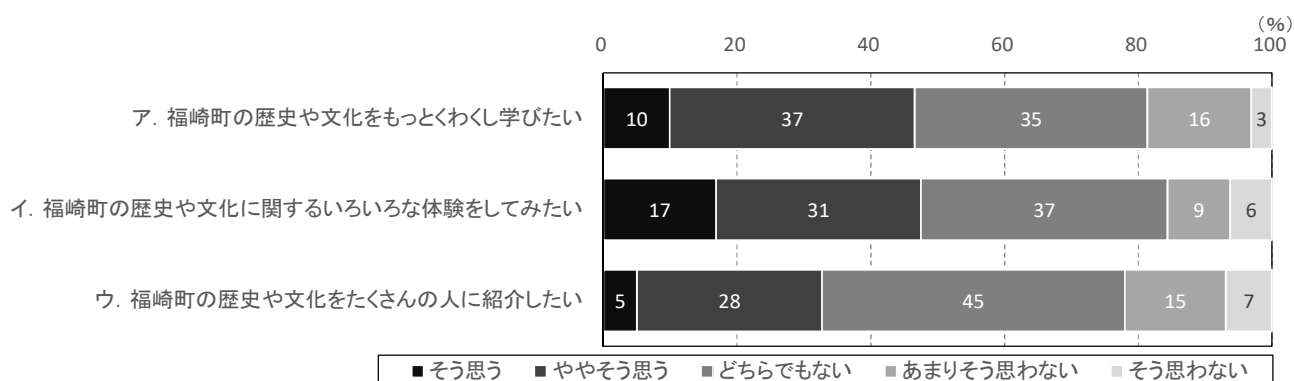


図 S2- 15 取組（学び、体験、紹介）に対する意向の回答状況

設問④	あなたは、福崎町の歴史や文化は、今後の福崎町のまちづくりにとって、どのくらい大切だと思いますか。 あてはまる番号1つに○をつけてください。
-----	--

【回答者数：160名（98%）】

● 福崎町のまちづくりにおける歴史文化の重要性

- 「とても大切」又は「やや大切」と回答した人が、合計140名（88%）と多く、「大切でない」という回答はみられなかった。（図 S2- 16）

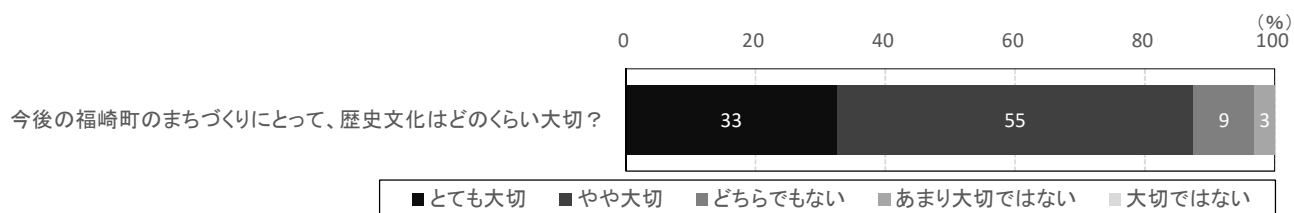


図 S2- 16 福崎町のまちづくりにおける歴史文化の重要性の回答状況

資料２－３ 企業アンケート調査

実 施 概 要

- ☐ 目 的：企業が捉える福崎町の歴史・文化の特徴、企業のこれまでの歴史・文化への関わりや今後の関わり意向を把握し、歴史文化遺産の保存・活用の方針・方策を検討するための資料とする。
- ☐ 対 象：町内の企業 ５７４事業所
- ・福崎町工業団地 ３４事業所
 - ・福崎町商工会会員 ５４０事業所
- ☐ 実施方法：福崎町工業団地は福崎町工業団地協議会に依頼して配布
福崎町商工会会員は福崎町商工会に依頼して配布
ＦＡＸ、メール、役場へ持参のいずれかにより回収
- ☐ 実施期間：令和２年８月１２日～令和２年９月２３日
- ☐ 設 問：Ⅰ．福崎町の歴史・文化について
- ① 企業が大切に思う福崎町の歴史文化遺産
- Ⅱ．歴史文化遺産との関わりについて
- ② これまでの歴史文化遺産との関わり
 - ③ 今後の歴史文化遺産との関わり意向
 - ④ 福崎町における歴史文化遺産を活かしたまちづくり等に対する自由意見
- ☐ 回収結果：配布数 ５７４票
- | | |
|-----|-----|
| 回収数 | ３０票 |
| 回収率 | ５％ |

設問①

福崎町の歴史文化遺産のうち、大切だと思うものは何ですか。
大切だと思う歴史文化遺産の名前をいくつでもご記入ください。

【回答事業所数：26 事業所（87%）、全項目「特になし」又は無回答：4 事業所（13%）】

● 大切だと思う福崎町の歴史文化遺産

- ・合計 227 件の回答があった。（※歴史文化遺産数は 88 件（抽象表現の回答も 1 件とカウント））
- ・類型別では、「歴史的な建物、石造物」が 59 件と最も多く、「人物やその功績」が 43 件、「自然・風景」が 33 件、「祭りや講など」が 31 件と続いている。（図 S2-17）
- ・具体的な歴史文化遺産では、「柳田國男」が 21 件と最も多く、「七種の滝」が 18 件、「柳田國男生家」が 15 件、「大庄屋三木家住宅」が 14 件、「秋祭り」と「もち麦／もち麦麺」が 11 件、「河童伝説」が 10 件と続いている。（表 S2-9）

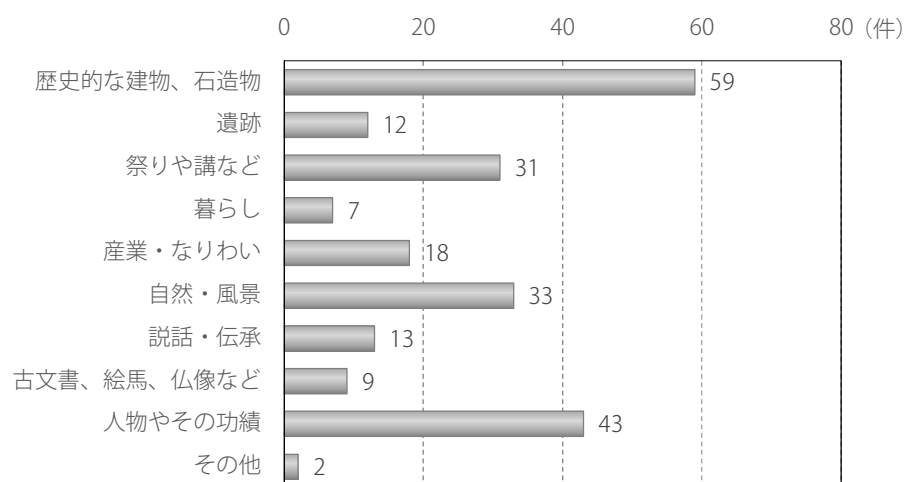


図 S2-17 大切だと思う福崎町の歴史文化遺産の類型別の回答傾向

表 S2-9 大切だと思う福崎町の歴史文化遺産（上位 20 件）

順位	回答数	歴史文化遺産の名称	類型
1	21	柳田國男	人物やその功績
2	18	七種の滝	自然・風景
3	15	柳田國男生家	歴史的な建物・石造物
4	14	大庄屋三木家住宅	歴史的な建物・石造物
5	11	秋祭り	祭りや講など
5	11	もち麦／もち麦栽培	産業・なりわい
7	10	河童伝説	説話・伝承
8	7	木造薬師如来坐像（神積寺）	古文書、絵馬、仏像など
9	5	松岡静雄	人物やその功績
10	4	歴史民俗資料館（旧神崎郡役所）	歴史的な建物・石造物
10	4	屋台	祭りや講など
10	4	鬼追式（神積寺）	祭りや講など
10	4	もち麦麺	産業・なりわい
10	4	松岡鼎	人物やその功績
10	4	井上通泰	人物やその功績
10	4	松岡映丘	人物やその功績
10	4	吉識雅夫	人物やその功績
18	3	旧辻川郵便局	歴史的な建物・石造物
18	3	神積寺	歴史的な建物・石造物
18	3	銀の馬車道	遺跡

※集計にあたっては、回答趣旨が変わらない範囲で表現を修正している。

表 S2- 10 大切だと思う福崎町の歴史文化遺産（全回答一覧）

歴史的な建物・石造物	回答数
柳田國男生家	15
大庄屋三木家住宅	14
歴史民俗資料館（旧神崎郡役所）	4
旧辻川郵便局	3
神積寺	3
岩尾神社	2
熊野神社	2
石造鳥居（岩尾神社）	2
鈴ノ森神社	1
應聖寺	1
日光寺	1
西光寺の毘沙門堂（仁王門）	1
有井堂	1
石橋（岩尾神社）	1
立石（山崎）	1
小國家	1
上井と下井用水	1
辻川山三角点	1
新町の道標（大イチョウ下）	1
※各地域の寺社（神社は旧村社・郷社以上）	1
※各地に残る道標	1
※地藏	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

遺跡	回答数
銀の馬車道	3
大塚古墳	2
東広畑古墳	2
駒ヶ岩と船着場	2
妙徳山古墳	1
辻川最古の道	1
古宮	1

祭りや講など	回答数
秋祭り	11
屋台	4
鬼追式（神積寺）	4
浄舞	2
田原文殊会式	1
宝塔祭	1
應聖寺護摩焚き	1
辻川鬼太鼓	1
とんど	1
伊勢講	1
※祭具（国産製の本来のもの）	1
※各地区の祭り・伝統行事	2
※各地域の寺社の祭り（昔から続いているもの）	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

暮らし	回答数
正月の歳取神事	1
正月の雑煮	1
正月のお節料理	1
サバ寿司（播州の腐れ寿司）	1
どじょう汁	1
甘酒	1
※季節ごとの郷土料理	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

産業・なりわい	回答数
もち麦／もち麦の栽培	11
もち麦麵	4
もち麦ごはん	1
もち麦を使った特産品	1
もち麦関連食品	1
ヤマモモ	1
桃の栽培	1

自然・風景	回答数
七種の滝	18
七種山	2
神前山	2
日光寺山	2
駒ヶ岩	2
辻川山	1
七種川	1
ため池群	1
社がある池	1
熊野神社の森	1
大イチョウ（馬田出屋敷）	1
百歳の森	1
※イチョウ	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

説話・伝承	回答数
河童伝説	10
九尾の狐の話	1
西光寺のキツネ	1
北野の文殊	1

古文書、絵馬、仏像など	回答数
木造薬師如来坐像（神積寺）	7
木造文殊菩薩坐像（神積寺）	1
銅像誕生釈迦仏立像（應聖寺）	1
※すべて	1

※印は物件を特定していない抽象表現による回答

人物やその功績	回答数
柳田國男	21
松岡静雄	5
松岡鼎	4
井上通泰	4
松岡映丘	4
吉識雅夫	4
岸上大作	2

その他	回答数
西光寺の開拓史	1
妖怪	1

設問②	これまで（現在も含む）、御社（店舗や事業所等を含む）として、保存や活用に関わってきた歴史文化遺産があれば、その名前、関わってきた内容について教えてください。
-----	--

【回答区数：13 事業所（43%）、「特になし」又は無回答：17 事業所（57%）】

● これまでの歴史文化遺産との関わり

- ・13 事業所から合計 26 件の歴史文化遺産との関わりがあげられた。
- ・関わってきた歴史文化遺産の類型は、「祭りや講など」が 16 件、「歴史的な建物、石造物」が 7 件、「遺跡」が 2 件であり、その他の類型の回答はみられなかった。
- ・関わりの内容は、「歴史的な建物、石造物」は 5 件が「修理・改修・再建等にあたっての寄付」であり、「改修工事等」と「玉垣奉納」が各 1 件、「祭りや講など」は 15 件が「寄付・協賛・御花」であり、「休日の変更」が 1 件、「遺跡」の 2 件はいずれも「研究会」としての関わりであった。（表 S2-11）

表 S2- 11 これまでの歴史文化遺産との関わり

関わってきた歴史文化遺産の類型	関わりの内容	回答数	
歴史的な建物、石造物	修理・改修・再建等にあたっての寄付	5	7
	改修工事等	1	
	玉垣奉納	1	
遺跡	研究会	2	2
祭りや講など	寄付・協賛・御花	15	16
	休日の変更	1	

設問③	今後、御社（店舗や事業所等を含む）として、保存や活用に関わっていききたい歴史文化遺産があれば、その名前、関わっていききたい内容について教えてください。
-----	---

【回答区数：10 事業所（33%）、「特になし」又は無回答：20 事業所（67%）】

● 今後の歴史文化遺産との関わり意向

- ・10 事業所から合計 17 件の歴史文化遺産との関わり意向があげられた。
- ・回答の大半が現在の関わり（設問②の内容）の継続であった。（表 S2-12）
- ・新しい関わりの回答内容としては、「三木家住宅（歴史的な建物、石造物）を宿泊施設として利用する」、「もちむぎの館（その他）を接待等に利用してもち麦を広める」という回答であった。

表 S2- 12 今後の歴史文化遺産との関わり意向

関わってきた歴史文化遺産の類型	関わりの内容	回答数	
歴史的な建物、石造物	修理・改修・再建等にあたっての寄付（継続）	2	4
	社としての利用	1	
	その他（活用に協力）	1	
祭りや講など	寄付・協賛・御花（継続）	11	12
	休日の変更（継続）	1	
その他	社としての利用	1	1

設問④	福崎町による歴史文化遺産を活かしたまちづくりや、企業（店舗や事業所等を含む）と歴史文化遺産の保存・活用との関わりについて、ご意見等をご自由にご記入ください。
-----	--

【回答区数：9 事業所（30%）、「特になし」又は無回答：21 事業所（70%）】

● 福崎町における歴史文化遺産を活かしたまちづくり等に対する自由意見

- ・「要望・提案」についての意見と「今後の意向」についての意見に大きく分けられ、「要望・提案」については、「体制」「調査」「情報発信・意識啓発」「活用」「その他」に細分できる。意見の概要は表 S2-13 の通りである。

表 S2-13 福崎町による歴史文化遺産を活かしたまちづくりに対する意見概要一覧

要望 提案	体制	・「まちづくり協力金」制度を税制優遇措置とセットで創設し、企業の協賛を得やすくしてはどうか。
	調査	・古宮跡地は、埋蔵物が出土する可能性が高く、重要施設になる可能性があるが資料がほとんどない遺跡であり、区域確定のための調査が必要である。 ・駒ヶ岩と船着場は、江戸時代に構築されたと推定される高瀬舟の船着き場。大庄屋三木家の年貢米の出荷施設であるが、地域の特産品などの姫路飾磨津や市川流域への物流の拠点でもあった。地域経済を支えたかまぼこ型をした石積の船着き場の構築経過などの資料がほとんどないため、調査が必要である。 ・室町時代、嘉吉の乱により西光寺（宝性院）一帯が焼き払われた又は潰されたという話が知りたい。
	情報発信 意識啓発	・町内に勤める人、住んでいる人ともに、歴史文化に無関心な人が多いように思う。特に町外から勤めているひとはそれらを知る機会がほとんどない。福崎町商工会を通じて歴史的価値が再発見・再認識できる機会をいただけるとよい（福崎町HPの歴史文化関連の充実など）。 ・福崎町は住みたい街 No.1 に選ばれているので、文化面においても住民が自慢できるように遺産等の周知に努めることが肝要と思う。
	活用	・駒ヶ岩と船着場は、川岸蔵の再建も含めて、一体の整備をすれば観光資源や地域住民の憩いの場として活用できると思われる。 ・作門寺山門から七種の滝までのコースは、自然豊かで、森林浴ができてとても気持ちがいいコース。多くの方に来てもらえるよう駐車場など整備できればと思う。 ・柳田國男先生を通じた妖怪を活用した町おこしには大変共感している。ファンは多いと思う。歴史文化遺産とのコラボレーションをさらに強化してはどうかと思う。 ・歴史文化遺産の周辺整備で整然とした環境が人を呼び込むためには不可欠に思う。 ・昔から町では文化の町で活動を行っているので、今後も柳田國男をはじめ、各種歴史文化遺産も含め、もっとPRとリンクをさせていかないといけないと思う。そのためには民間の力、協賛もうまく活用しながら、既存のコンテンツ（歴史文化遺産他）とうまくつないでいければと思う。
	その他	・各歴史文化遺産を個別コンテンツとして捉えるのではなく、福崎町全体あるいは特定区域を一体として捉え、該当エリア全体を「テーマパーク」的発想で盛り上げていくスタンスおよびコンセプトを基本としたまちづくりを行うべきである。
今後の意向		・福崎町商工会として、地域経済が活性化できるように文化遺産の活用に関わっていきたいと考えている。 ・企業の存続は地域の発展とともにあると考えている。事案ごとに判断しながら、町内の文化遺産等の維持にできるだけ協力・協賛したい。 ・小企業では経営者個人の活動と法人の活動を区分けすることは難しい。特に企業だからといった意識ではなく、地域の一員としての役割を、要求される立場（法人あるいわ個人）に応じて関わっていききたい。

資料3 福崎町の歴史文化遺産

資料3-1 歴史文化遺産の把握調査（参考文献等）一覧

把握調査等の事業主体：●町・町の機関 ■町民 ●県 ○国

類型			歴史文化遺産の把握調査成果・資料等
全般			●『福崎町史 第一巻（本文編Ⅰ）』（平成6年3月、福崎町史編集専門委員会編集、福崎町発行） ●『福崎町史 第二巻（本文編Ⅱ）』（平成7年3月、福崎町史編集専門委員会編集、福崎町発行） ●『福崎町史 第三巻（資料編Ⅰ）』（平成2年7月、福崎町史編集専門委員会編集、福崎町発行） ●『福崎町史 第四巻（資料編Ⅱ）』（平成3年8月、福崎町史編集専門委員会編集、福崎町発行） ■『高橋部落史』（平成12年1月、高橋区） ■『板坂村史』（平成15年3月、板坂区） ■『ふるさと だいもん』（平成19年6月、大門区） ■『田口村の歴史』（平成23年5月、田口区） ■『西光寺村史』（平成27年、西光寺区） ■『かたりべ』第1集～第18集（昭和55年～平成12年） ●『地域のお宝再発見』（平成31年3月、福崎町） ●福崎町立神崎郡歴史民俗資料館の特別展パンフレット ●自治会・企業アンケート調査（令和2年度実施）
有形文化財	建造物	建築物	●『兵庫県の近世寺社建築－兵庫県近世寺社建築緊急調査報告書－』（昭和55年3月、兵庫県教育委員会編集・発行） ●『兵庫県の近代和風建築－兵庫県近代和風建築総合調査報告書－』（平成26年3月、兵庫県教育委員会編集・発行） ●古民家再生促進支援事業（兵庫県）に基づく建物調査（兵庫県住宅建築局） ○『近代遺跡調査報告書 政治（官公庁等）』（平成26年3月、文化庁文化財部記念物課） ○『近代遺跡調査報告書 交通・運輸・通信業 第2分冊』（平成31年1月、文化庁文化財第二課） ●『景観資源発掘及び景観重要建造物指定調査報告書』（平成19年3月、兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室）
		石造物	●『福崎町の文化財第三集 石造遺品』（平成5年3月、福崎町歴史民俗資料館編集、福崎町教育委員会発行） ●『広報ふくさき No.325』（平成5年12月）、『かたりべ 第十三集』（平成5年11月、福崎町かたりべ会編集・発行）
		その他の構造物	●『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－』（平成18年3月、兵庫県教育委員会編集・発行）
	美術工芸品	絵画	●『絵馬』（昭和60年3月、神崎郡歴史民俗資料館編集、福崎町教育委員会発行）
		彫刻・工芸品	※個別の把握調査は実績できていない
		書籍・典籍・古文書・歴史資料	●『兵庫県指定文化財 三木家住宅 総合調査報告書』（平成11年3月、福崎町教育委員会編集・発行） ●平成21～24・30年度及び令和元年度神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター事業報告書 ●『福崎町の棟札』（平成21年10月、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館編集、福崎町教育委員会発行）
		考古資料	※出土遺物等の保管のみで、リスト化等の整理作業は実施できていない

無形文化財		音楽・演劇・ 工芸技術等	※個別の把握調査は実績できていない
民俗 文化財	有形の 民俗 文化財	民具	●福崎町立神崎郡歴史民俗資料館所蔵の民具データ ●平成 29・30 年度神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター事業報告書
		祭具	●『福崎町内秋季例大祭映像記録』（平成 28 年 3 月、福崎町文化協会企画・制作）
	無形の 民俗 文化財	年中行事・ 民俗芸能	●『ふくさきのまつりごと』（平成 17 年 10 月、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館編集、福崎町教育委員会発行） ●『兵庫県の祭り・行事―兵庫県のまつり・行事調査報告書』（令和 2 年 3 月、兵庫県教育委員会編集・発行）
		その他の風俗 慣習（食文化）	●『平成 28 年度 伝統的生活文化実態調査事業報告書【郷土食】』（平成 29 年 3 月、文化庁文化財部伝統文化課）
記念物	遺跡	散布地・集落 遺跡・古墳・寺 跡・城館跡・生 産遺跡等	●●『兵庫県遺跡地図』（兵庫県教育委員会） ●『福崎町埋蔵文化財調査概要報告』1～19（平成 5 年 3 月～令和 2 年 3 月、福崎町教育委員会編集・発行）
		街道・古道等	●『福崎の道』（平成 19 年 10 月、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館編集、福崎町教育委員会発行） ●『近代遺跡調査報告書 交通・運輸・通信業 第 1 分冊』（平成 30 年 3 月、文化庁文化財部記念物課）
		戦跡	●特殊地下壕位置図（平成 22 年、福崎町）
	名勝地	庭園・橋梁・峽 谷・山岳等	●『名勝に関する総合調査―全国的な調査（所在調査）の結果―報告書』（平成 25 年 4 月、文化庁文化財部記念物課） ●『兵庫の貴重な自然』兵庫県版レッドデータブック（2011、兵庫県農政環境部）
		動物・ 植物・ 地質鉱 物	●『兵庫の貴重な自然』兵庫県版レッドデータブック（2011～2014,2017,2020、兵庫県農政環境部） ●『第 5 回自然環境基礎調査 特定植物群落調査報告書』（平成 12 年 3 月、環境庁自然保護局生物多様性センター） ●福崎町指定「保存樹」
	文化的景観		生活・生業・風 土により形成 された景観地
伝統的建造物群		宿場町・城下 町・農漁村等	●『景観資源発掘及び景観重要建造物指定調査報告書』（平成 19 年 3 月、兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室）
文化財類型に 該当しないもの		寺社・惣堂	●『福崎町神社仏閣まっぷ』（平成 30 年 5 月、福崎町観光協会）
		民間説話・ 地名・伝承地・ 屋号等	■『かたりべ』第 16・17 集 福崎町小字名調査特集（福崎町かたりべ会） ■『福崎ものがたりⅠ』（平成 20 年 2 月、福崎町立図書館応援隊）

※ 国・県の調査報告書は、福崎町の歴史文化遺産が掲載されているもののみ記載している。

資料 3－2 指定等文化財

(1) 国指定文化財

番号	種別	名称	件数	所在地	指定年月日	所有者	管理者
1	重要文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像	1 軀	東田原 1891	S34.8.2	神積寺	神積寺

(2) 兵庫県指定文化財

番号	種別	名称	件数	所在地	指定年月日	所有者	管理者
2	重要有形文化財 (建造物)	石造五重塔	1 基	西田原 752	S44.3.25	神積寺	神積寺
3	重要有形文化財 (建造物)	石造鳥居	1 基	東田原 1935-1	S44.3.25	岩尾神社	岩尾神社
4	重要有形文化財 (建造物)	石橋	1 基	東田原 1935-1	S45.3.30	岩尾神社	岩尾神社
5	重要有形文化財 (建造物)	三木家住宅	9 棟	西田原 1106	S47.3.24	町	町
6	重要有形文化財 (建造物)	岩尾神社本殿	1 棟	東田原 1935-1	S58.3.31	岩尾神社	岩尾神社
7	重要有形文化財 (建造物)	旧神崎郡役所	1 棟	西田原 1038-12	S62.3.24	町	町
8	重要有形文化財 (考古資料)	阿弥陀種子板碑	1 基	東田原 1891-1	S48.3.9	神積寺	神積寺
9	重要有形民俗文化財	柳田國男生家	1 棟	西田原 1038-12	S47.3.24	町	町
10	重要無形民俗文化財	かくしほちょじ	1	鍛冶屋区	R3.3.19	鍛冶屋区	鍛冶屋区
11	史跡	妙徳山古墳	1 基	東田原 1891-1	R2.3.13	神積寺	神積寺
12	名勝	七種山	1	田口 703-2 他	S44.3.25	金剛城寺	金剛城寺
13	名勝	應聖寺庭園	1 面	高岡 1912	H4.3.23	應聖寺	應聖寺

(3) 福崎町指定文化財

番号	種別	名称	件数	所在地	指定年月日	所有者	管理者
14	有形文化財 (建造物)	阿弥陀堂	1 棟	解体保存中	S51.4.1	福田区	福田区
15	有形文化財 (建造物)	悟真院唐門	1 棟	東田原 1905	S51.4.1	悟真院	悟真院
16	有形文化財 (建造物)	法界萬霊塔	1 基	山崎千束 45-1	H8.4.1	山崎区	山崎区
17	有形文化財 (建造物)	石燈籠	1 対	東田原 1891	H8.4.1	神積寺	神積寺
18	有形文化財 (建造物)	おかげ燈籠	1 基	大貫字山王 2617	H8.4.1	日吉神社	西大貫区
19	有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	福田 786	S51.4.1	福田区	福田区

20	有形文化財 (彫刻)	石造地藏菩薩像	1 軀	田口 236	S51.4.1	金剛城寺	金剛城寺
21	有形文化財 (彫刻)	石造地藏菩薩立像	1 軀	東田原 1	S51.4.1	大門区	大門区
22	有形文化財 (彫刻)	石造宝塔(残欠)	1 基	東田原 1905	H 元.4.1	悟真院	悟真院
23	有形文化財 (彫刻)	石造五如来坐像	5 軀	南田原 578	H8.4.1	長目区	長目区
24	有形文化財 (彫刻)	木造文殊菩薩坐像	1 軀	東田原 1891	H14.4.1	神積寺	神積寺
25	有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	東田原 1891	H30.3.22	神積寺	神積寺
26	有形文化財 (彫刻)	銅造誕生釈迦仏立像	1 軀	高岡 1912	H30.3.22	應聖寺	應聖寺
27	有形文化財 (工芸)	妙法寺 梵鐘	1 口	山崎 843	S59.11.15	妙法寺	妙法寺
28	有形文化財 (考古資料)	壺棺 (A)	1 個	西田原 1038-12	S47.1.12	町教委	町教委
29	有形文化財 (考古資料)	壺棺 (B)	1 個	西田原 1038-12	S47.1.12	町教委	町教委
30	有形文化財 (歴史資料)	つるべ	1 個	西田原 1038-12	H 元.4.1	町教委	町教委
31	有形民俗文化財	固寧倉	1 棟	福田 861	S53.12.1	福田区	福田区
32	有形民俗文化財	庚申塔	1 基	高岡山ノ上 1963-5	H8.4.1	桜区	桜区
33	無形民俗文化財	追儺	1	東田原 1891	S53.3.15	神積寺	保存会
34	無形民俗文化財	浄舞	1	西田原 1539	S53.3.15	熊野神社	保存会
35	無形民俗文化財	浄舞	1	余田区	S53.3.15	大歳神社	保存会
36	無形民俗文化財	獅子舞	1	桜区	S53.3.15	保存会	保存会
37	無形民俗文化財	法成就講	1	高橋区	S58.3.22	高橋区	高橋区
38	史跡	大塚古墳	1 基	山崎 565	S47.1.12	福崎財産区	山崎区
39	史跡	相山古墳	1 基	大貫 2909	S47.1.12	個人	個人
40	史跡	東広畑古墳	1 基	西田原字東広畑	H9.2.19	町	町
41	史跡	東新田古墳	1 基	西田原字東新田	H9.2.19	町	町
42	史跡	神谷古墳	1 基	高岡 1937	H26.5.1	醫王寺	醫王寺
43	史跡	朝谷 1 号墳	1 基	高岡 1937	R3.3.23	個人	個人
44	天然記念物	クロガネモチ	1 本	八千種 1162	S61.4.1	嶺雲寺	嶺雲寺

45	天然記念物	ヤマモモ	2 幹本	西田原 1308-7	S61.4.1	鈴ノ森神社	辻川区
46	天然記念物	イチョウ	1 本	福崎新 64	S61.4.1	町	町
47	天然記念物	コヤスノキ	群生	田口（七種山中）	S61.4.1	金剛城寺	金剛城寺

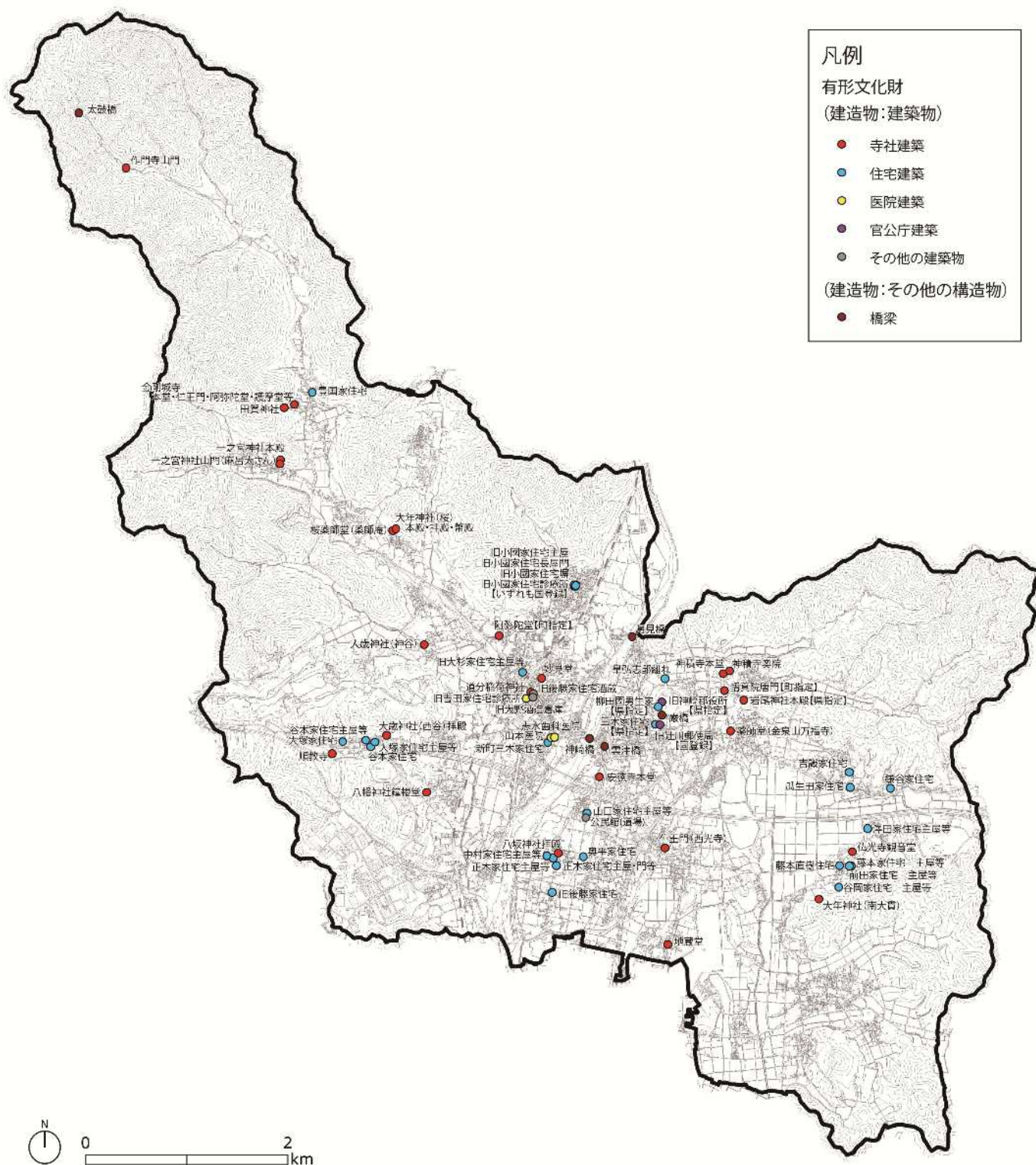
（４）国登録文化財

番号	種別	名称	件数	所在地	指定年月日	所有者	管理者
48	登録有形文化財 （建造物）	旧小国家住宅主屋	1	山崎 814	H19.12.19	個人	個人
49	登録有形文化財 （建造物）	旧小国家住宅診療所	1	山崎 814	H19.12.19	個人	個人
50	登録有形文化財 （建造物）	旧小国家住宅長屋門	1	山崎 814	H19.12.19	個人	個人
51	登録有形文化財 （建造物）	旧小国家住宅塀	1	山崎 814	H19.12.19	個人	個人
52	登録有形文化財 （建造物）	旧辻川郵便局	1	西田原 1022-1	H20.7.23	町	町

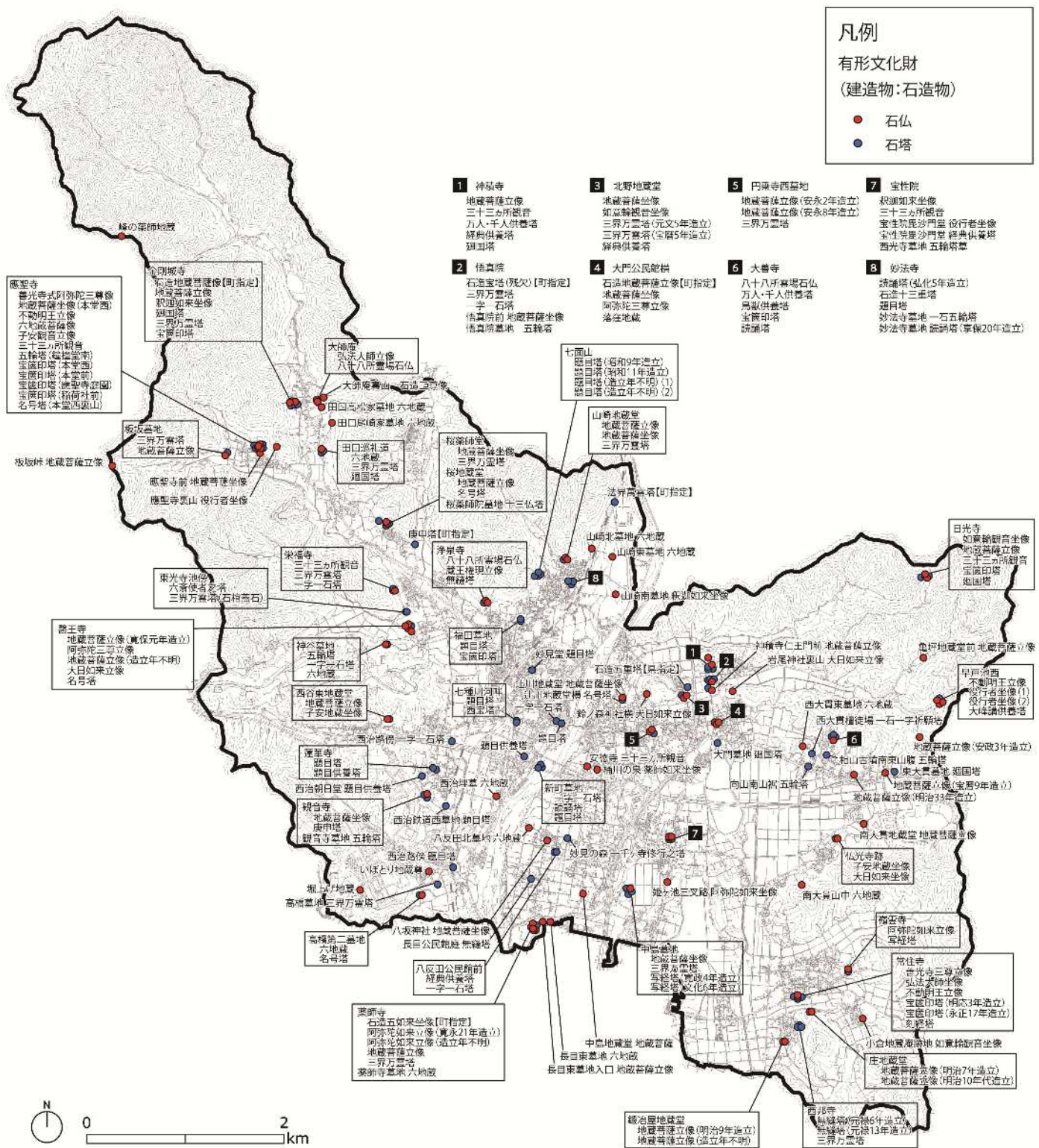
資料 3-3 福崎町の歴史文化遺産

ここでは、本計画の作成にあたって把握した歴史文化遺産のうち、地図に所在地や開催場所等を表示できるものを類型ごとに示しています。歴史文化遺産の一覧表は、別冊「地域編」を参照してください。

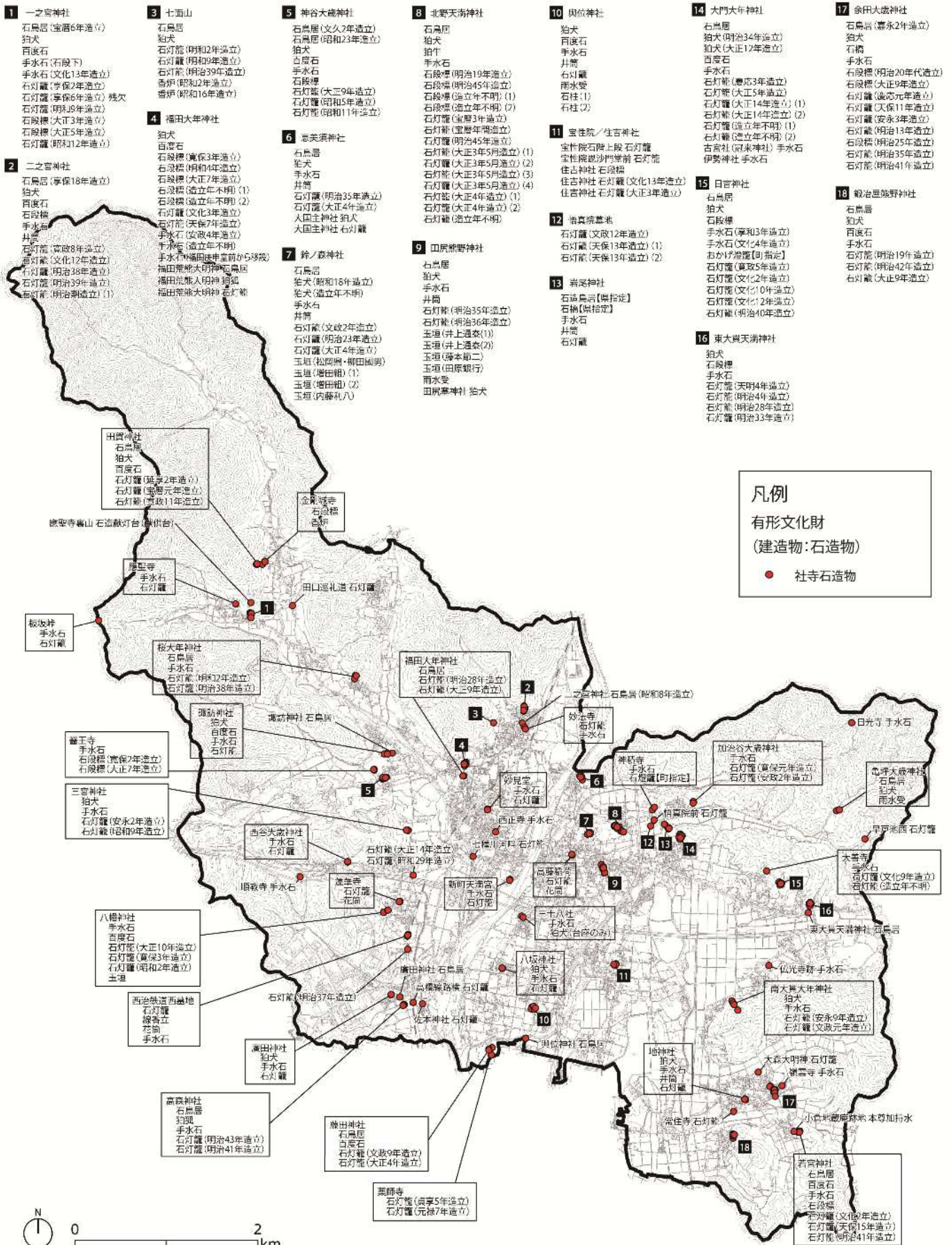
有形文化財（建造物：建築物、その他構造物）



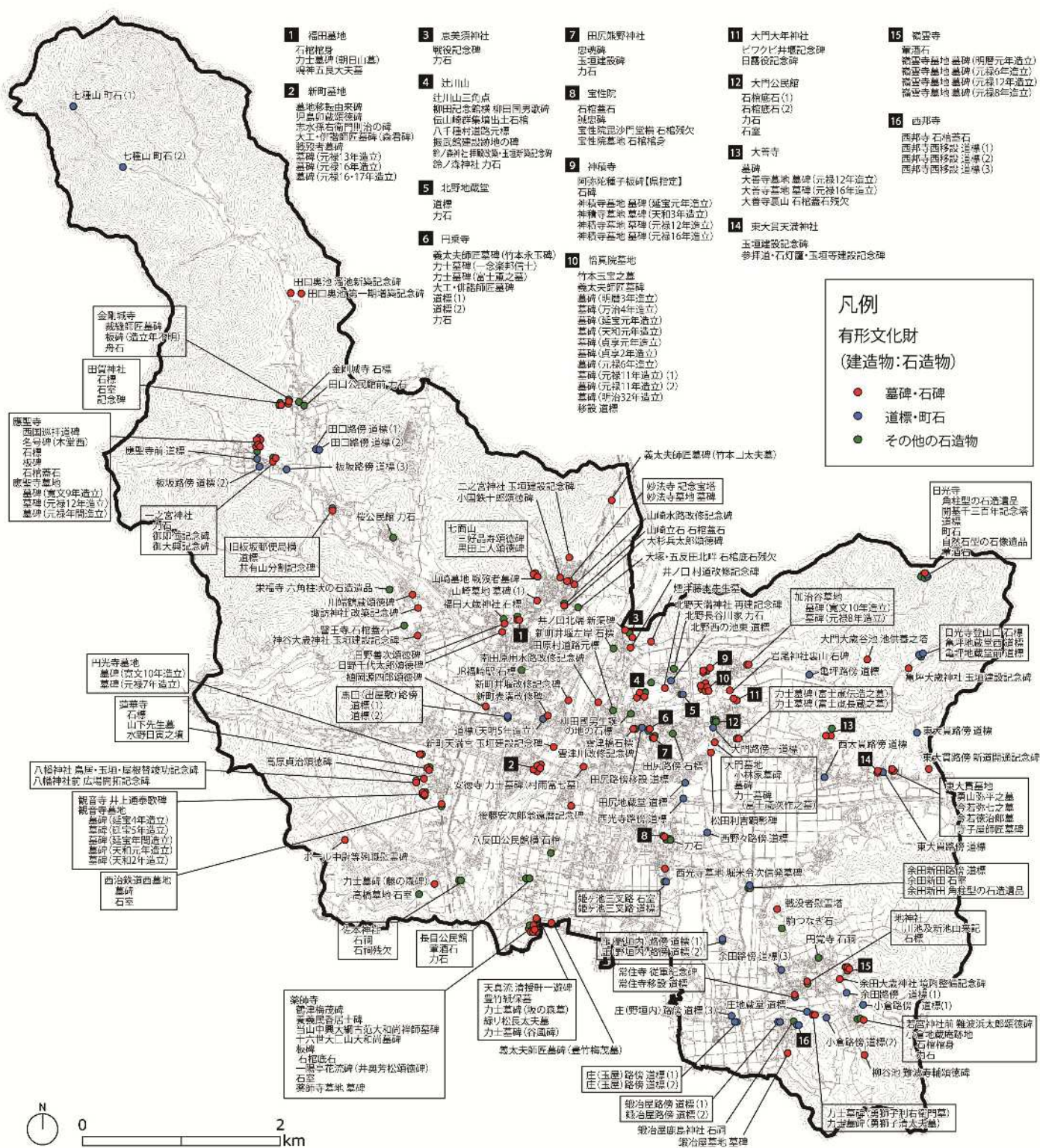
有形文化財（建造物：石造物〔石仏・石塔〕）



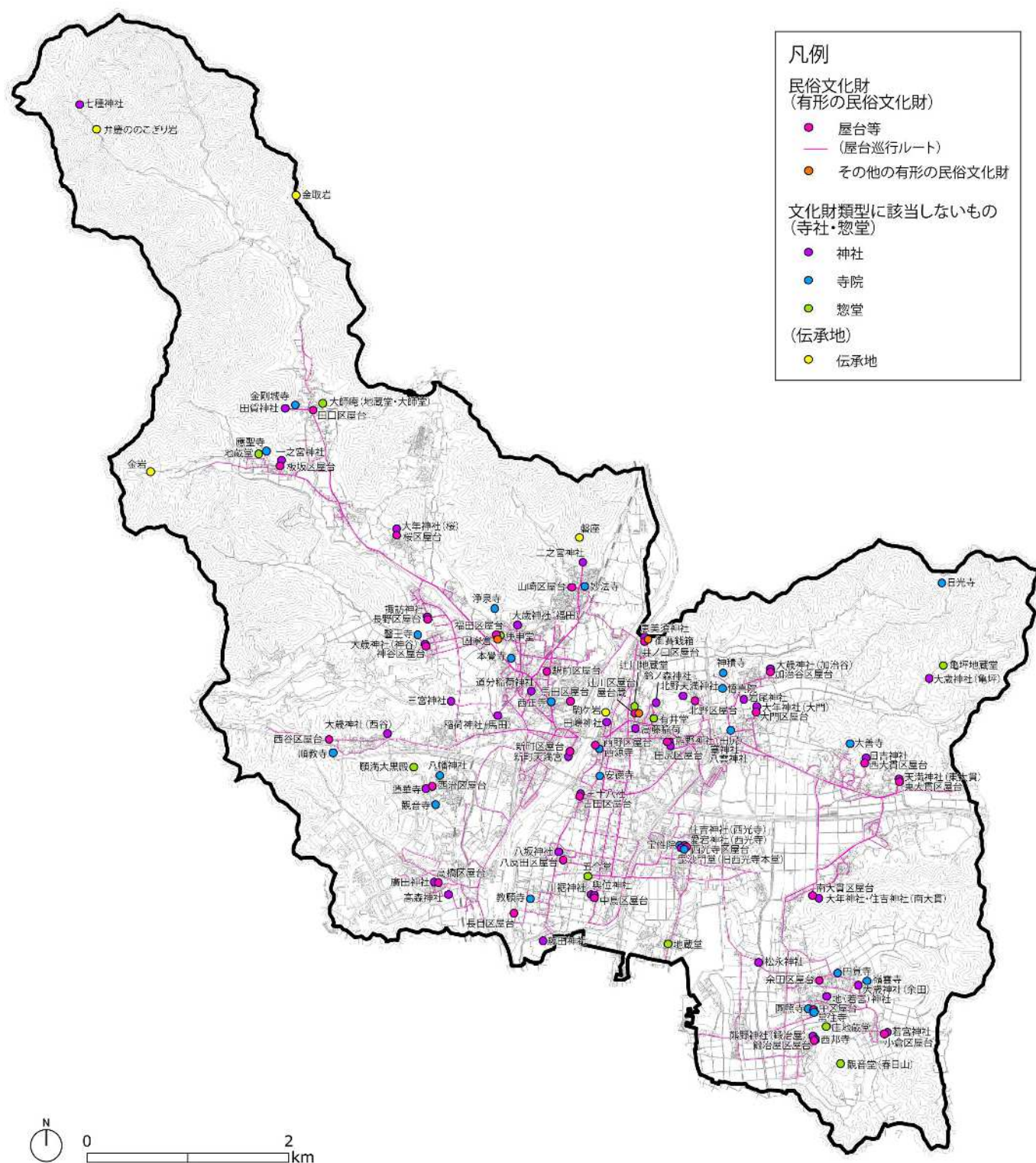
有形文化財（建造物：石造物〔寺社石造物〕）



有形文化財（建造物：石造物〔道標・町石、墓碑・石碑、その他の石造物〕）



民俗文化財（有形の民俗文化財：祭具〔屋台〕）
文化財類型に該当しないもの（寺社・惣堂、伝承地）



民俗文化財（無形の民俗文化財：年中行事・民俗芸能）

1 長目区

青灯 (1/27, 藤田神社)
 安葬会 (2/11, 公民館)
 花まつり (4/29, 公民館)
 湯立 (7/16, 藤田神社)
 西馬六千 (旧暦7/0, 公民館)
 七夕祭・盆踊り (旧暦7/6, 8/12, 子供広場)

2 中島区

どんとまつり (1/9, 上中島グラウンド)
 花まつり (5/8, 集会所 (五合堂))
 湯立・川湯祭 (7/16, 奥田神社・公民館)
 七夕祭 (8/5, 上中島公民館)
 盆踊り (8/14, 奥田神社・公民館)
 熊鷹鬼供養 (8/22, 集会所 (五合堂))
 地蔵祭 (3/20・8/20・9/23, 上中島地蔵堂)

3 西光寺区

正月行事 (1/3, 住吉神社)
 青灯・節分恵巻・耳まき (2/3, 住吉神社)
 海祭会 (2/15, 宝性院)
 春等普光寺法要 (4/30, 宝性院)
 花まつり法要 (5/8, 宝性院)
 夏祭り (7/29, 住吉神社)
 夏祭り (8/21, 住吉神社)
 夏祭り (8/24, 宝性院・4階保・8階保)

4 八反田区

青灯 (2/3, 八反田神社)
 涅槃会 (2/15, 公民館)
 花まつり (5/8, 公民館)
 湯立 (7/16, 八反田神社)
 湯立 (海の日, 八反田神社 (長田))
 盆踊り (8/23前後の土曜・日曜, 公民館)
 地蔵祭・地蔵堂 (8/23前後の土曜・日曜, 公民館)

5 吉田区

青灯 (2/3, 三十八社)
 湯立 (7/18)
 七夕祭 (8/4)
 地蔵祭・夏祭り・熊鷹鬼 (8/9, 安徳寺)
 西馬六千 (8/9, 安徳寺)

6 西野区

青灯 (2/3, 田嶋神社)
 彼岸会・春 (3/8, 西野寺)
 盆踊り (8/26, 公民館)
 彼岸会・秋 (9/20, 西野寺)

7 井ノ口区

トンド (2月第1土曜・初夜前日, 東美須神社)
 えびまつり (初夜前日, 東美須神社)
 夏夜 (7/10, 東美須神社)

8 北野区

青灯 (2/3, 北野天満神社)
 夏まつり (7/25, 北野天満神社)

9 辻川区

正月祭 (1/1・3, 東美須神社・新・森神社・高藤神社)
 トンド (1/13又は14, 新・森神社・高藤神社)
 トンド (2月最初の日の日, 高藤神社)
 青灯 (2/3, 新・森神社・高藤神社)
 えびまつり (7月, 東美須神社)
 夏まつり (7月第2日曜, 新・森神社)
 地蔵祭 (8/23, 地蔵堂)

10 田尻区

トンド (1/14, 落ヶ池北岸)
 高灯 (節分の日, 北野神社)
 田尻祭 (7月, 新・森神社境内社・養神社)
 夏まつり (8/18, 岸野神社)
 地蔵祭 (8月, 戸興寺)

11 大門区

節分・寄燈 (2/3, 大年神社)
 花まつり (5/8, 万福寺)
 夏まつり (7/11, 大年神社)
 土送り (海の日, 大年神社・榎上池)
 地蔵祭 (8/23, 公民館・地蔵堂)

12 加治谷区

初詣 (1/1, 大蔵神社)
 湯立 (成人の日, 神前寺)【可指定】
 初午 (2月, 聖成大明神)
 青灯 (2/3・12/31, 大蔵神社)
 文殊会式 (3月第1日, 神前寺)
 夏まつり (7月, 大蔵神社)
 地蔵祭 (8/23, 公民館・地蔵堂)

13 亀坪区

青灯 (2/3, 大蔵神社)
 夏祭り (7/9, 大蔵神社)
 地蔵祭 (8/23, 地蔵堂)

14 南大貫区

初詣・初詣いっしょ・年輪祭り (12/31, 住吉神社)
 きつね追ひ (1/14, 南大貫区内)
 トンド (1/15, 公民館・付近の田)
 初午 (2/12, 住吉神社)
 夏まつり・百鬼 (8/2, 住吉神社又は大年神社)

15 南大貫区

七夕祭 (8/7, 公民館)

16 西大貫区

元旦・灯り入れ (1/1・1/3, 日吉神社)
 きつね追ひ (1月第2日曜, 西大貫区内)
 とんど (1月第2日曜, 西大貫区内)
 初午 (2/1, 古本館神社)
 花まつり (4月, 大善寺)
 初詣 (5月, 日吉神社)
 初詣 (7/7, 日吉神社西の観音社)
 七夕祭 (大貫やさい市場)
 千灯供養 (8/15, 西大貫墓場)
 ホッコレン (8月, 大善寺)
 彼岸会・秋

17 余田区

トンド祭 (1月, 余田区内各階保)
 初午 (2月最初の日の日)
 夏まつり (7月)
 盆踊り (8月, 地蔵公園)
 地蔵祭 (8月, 地蔵公園)

18 小倉区

とんど (1月)
 初午 (2月最初の日の日, 岸本稲荷・家原稲荷)
 地蔵祭 (8/23, 公民館)

19 庄区

初午 (2月第1日曜, 松永神社)
 七夕祭 (公民館)
 盆踊り (公民館)

20 鍛冶屋区

かくしほよじ (成人の日前日・当日, 鍛冶屋区内)【可指定】

才の堂 (1/14, 公民館)
 お般若 (7/9, 公民館)
 盆踊り (8/6, 公民館)
 地蔵盆 (8/23, 鍛冶屋区内の地蔵堂)
 花送り・熊鷹鬼 (8/24, 西野寺)
 七夕祭
 彼岸会・秋 (8/20, 西野寺)

21 新町区

初詣 (1/1・1/3, 新町天満宮)
 初天神祭 (1/25, 新町天満宮)
 青灯・とんど (2/3, 新町天満宮)
 土塔祭 (新町区内4箇所の土塔)
 夏まつり (7/25, 新町天満宮)

22 馬田区

トンド (1/14, 見立公園)
 青灯 (2/3, 西山稲荷神社)
 七夕祭 (7月, 公民館)
 盆踊り (8/16, 西山稲荷神社)
 地蔵祭 (8/23, 西正寺)

23 山崎区

正月行事 (1/1, 二之宮神社)
 トンド (1/14, 二之宮神社)
 青灯 (2/3, 二之宮神社)
 彼岸会・春 (9月, 妙法寺)
 茅の輪くくり (二之宮神社)
 盆踊り (8月, 二之宮神社)
 地蔵祭 (8/23, 地蔵堂)
 彼岸会・秋 (9月, 妙法寺)

24 駅前区

トンド (1/14, 福田水源地の空地)
 初午祭 (2/11)
 夏まつり (7/25, 追分稲荷神社)
 七夕祭 (8月第1日曜)

25 福田区

正月行事 (1/1, 大蔵神社)
 トンド (1/14, 大蔵神社)
 青灯 (2/3, 大蔵神社)
 夏まつり (7月第1日曜, 大蔵神社)
 水神祭 (7月第1日曜, 西清水水源)
 八朔 (8月第1土曜, 大蔵神社)

26 田口区

初詣 (1/1, 七福神社・田嶋神社)
 トンド (1/14, 田口区内の各階保)
 初午 (初午の後の日曜, 稲荷神社)
 青灯 (2/3, 田嶋神社)
 金比翼祭 (9月・11月の最初の日曜, 金比翼神社)
 夏まつり (7/27前後の日曜, 七福神社・田嶋神社)
 盆踊り (8/14, 集落センター)
 地蔵祭 (8/24, 大善寺)
 お日待ち (1/30, 田嶋神社)

27 板坂区

初詣 (1/1, 鹿野寺・一之宮神社)
 トンド (1/14, 板坂区内の各階保・鹿野寺)
 愛宕祭 (1/24, 愛宕山山頂上の石像前)
 大日大般若会・春 (1/28, 鹿野寺)
 一之宮神社・大般若会・春 (2/1, 一之宮神社)
 探検・節分 (2/3・2/4, 一之宮神社)
 鬼追ひ・鬼舞 (2月第1日曜, 鹿野寺)
 初詣 (2月第1日曜, 一之宮神社・鹿野寺)
 涅槃会 (2/15, 鹿野寺)
 彼岸会・春 (3/8, 鹿野寺)
 金比翼祭 (3/10, 金比翼神社)
 湯立会・花まつり (5/8, 鹿野寺)
 放生会 (花まつりの前日又は翌日, 鹿野寺)
 湯立・夏越の祓い (7月第1日, 一之宮神社)
 盆踊り (8/15, 鹿野寺)
 盆踊り (8/14, 公民館・駅前広場)
 地蔵祭 (8/24, 地蔵堂)
 お大師さん (4/21・6/21, 東山大師堂)
 大日大般若会・秋 (8/28, 鹿野寺)
 一之宮神社・大般若会・秋 (9/1, 一之宮神社)
 彼岸会・秋 (9月, 鹿野寺)
 湯月会 (11/24, 鹿野寺)
 除夜・除夜の鐘 (12/31, 鹿野寺)

28 桜区

トンド (1/14, 奥田広場)
 湯立 (7/21, 大年神社)
 水神さん・百鬼 (7/23, 清満)
 地蔵祭 (8/23, 熊鷹鬼・地蔵堂)
 お日待ち (12/21, 大年神社)
 伊勢詣
 新子舞 (秋季奉迎祭)【可指定】

29 長野区

青灯・初詣 (1/3, 諏訪神社)
 トンド (諏訪神社)
 青灯・節分 (諏訪神社)
 夏まつり (諏訪神社)
 盆踊り (諏訪神社)

30 神谷区

トンド (1月第2日曜, 公民館)
 初午 (2/11前後の日曜, 大蔵神社)
 トンド (2/3, 大蔵神社)
 花まつり (5/5, 善王寺)
 夏まつり (7月第3日曜, 大蔵神社)
 地蔵祭 (8/23, 大蔵神社)
 ニギハヤヒ (12/17, 大蔵神社の稲荷社)

31 西谷区

トンド (1/14, 大蔵神社)
 青灯 (節分の日, 大蔵神社)
 湯立・夏まつり (7/15, 大蔵神社)
 七夕祭 (8/7, 公民館)
 盆踊り (8/14, 西谷区内の広場)
 地蔵祭 (8/23, 西谷区内の各地蔵)

32 西治区

トンド (1/14, 西治区内の各階保)
 応神祭 (1月, 八幡神社)
 青灯 (2/3, 八幡神社)
 彼岸会・熊鷹鬼 (8月, 熊鷹寺・熊鷹寺)
 七夕祭 (7/8, 公民館)
 盆踊り (8/12, ミリッポドーム)
 奉納盆会・熊鷹鬼法要 (8月, 熊鷹寺)
 地蔵祭 (8/24, 熊鷹寺)
 彼岸会・熊鷹鬼 (8月, 熊鷹寺・熊鷹寺)

33 高橋区

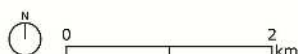
初午 (高橋神社)
 法成成就【可指定】
 青灯 (2/3, 高橋神社・高森神社)
 湯立・夏祭り (7/25, 高橋神社)
 日祭 (7/12, 高橋神社)
 水神祭 (7月, 佐本八幡王神社)
 七夕祭

A 田原の秋祭り
 (田原地区内、田原熊鷹神社)
 ※浄舞 (熊鷹神社)【可指定】

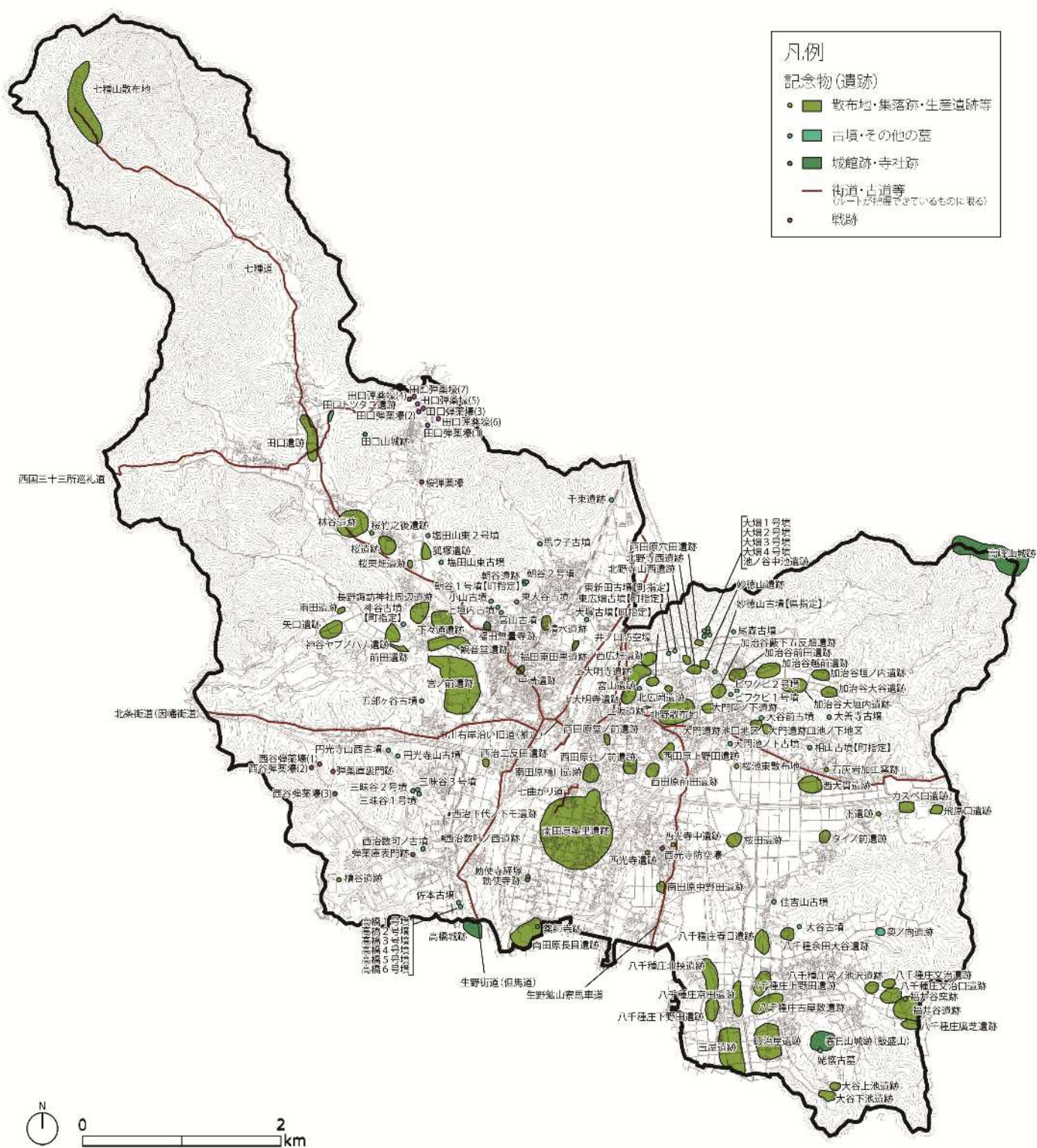
B 大貫の秋祭り
 (八千穂地区旧大貫村の区域内、南大貫大年神社)

C 八千穂の秋祭り
 (八千穂地区旧八千穂村の区域内、余田大蔵神社)
 ※浄舞 (余田大蔵神社)【可指定】

D 福崎の秋祭り
 (福崎地区内、二之宮神社)



記念物（遺跡）



記念物（名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景觀、傳統的建造物群



資料4 計画骨子（施策体系）

基幹事業（1／2）

取組分野	課題	必要な取組	方針	措置															
				事業名 ※網掛けは新規事業		事業内容	取組主体				計画期間			財源					
							町民等	専門家	行政 社会 教育課	その他 関係課	前期	中期	後期	国費	県費	町費	団体費		
担い手育成	・歴史文化の大切さを十分に認識できていない人が多い。	・町民・大学・企業・出身者などのさまざまな主体における福岡町の歴史文化を大切に思う人・支える人の育成 ・歴史文化は自分たちのものという当事者意識の醸成	方針(1) 歴史文化の担い手となる福岡 "つながり人" を育みます	1	歴史文化を気軽に学べる場づくり	下張り文書剥がし・整理や発掘体験、歴史文化ものがたりを活かした歴史ウォーク、初心者向け歴史文化学習講座などの実施。	○	○	◎	○				○		○			
				2	歴史文化を気軽に学べるツールづくり	身近な小学校区を単位とした歴史文化読本や漫画、絵本、カルタなど、親しみやすく、楽しみながら歴史文化を学べるツールの作成。	◎	◎	◎	○				○		○			
				3	出前講座等の講師派遣	「福岡まちづくり出前講座」や「まちの先生」の各制度を活用した歴史文化分野における講師派遣。	○	○	◎	◎						○	○		
				4	地域交流広場事業	ふるさと発見ウォークや昔の遊び体験、茶道教室など、歴史文化をテーマとした地域交流広場事業の推進。	◎			○	○				○	○			
				5	公民館クラブ活動事業	趣味の活動から歴史文化への興味・関心につなげるための関連する歴史文化遺産や偉人などを学ぶ機会の創出や、さらなる活動の展開や交流のための成果発表会等の開催。	◎		◎	○						○	○		
				6	顕彰事業	「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」の実施など、福岡ゆかりの偉人やその功績を顕彰する取組の実施。	○	○	◎	○							○		
	・人口減少や少子高齢化が進み、歴史文化遺産の保存活用の担い手が減少。	・郷土学習や歴史文化体験、観光ガイドなどを通じた歴史文化遺産の保存・活用の次世代の担い手の育成	(1)－② 福岡町の歴史文化の次世代の担い手を育みます	7	学校教育における歴史文化カリキュラムの検討	各科目と連携した小中一貫の歴史文化カリキュラムなど、学校教育において福岡町の歴史文化を継続的に学ぶことができるカリキュラムの作成・運用の検討。			○	○	◎					○			
				8	小中学生等による歴史文化研究・芸術活動の推進	「柳田國男ふるさと賞」や歴史文化をテーマとした絵画展の開催などを通じた、小中学生等による歴史文化に係る研究・芸術活動の推進。	○			◎	◎						○		
				9	本物に触れられる歴史文化学習	「ふくさき歴史体験隊」や学校教育での出土遺物貸出や校外学習等、本物の歴史文化遺産等に触れながら学べる機会の提供。			◎	◎					○		○		
				10	伝統文化継承事業	祭りの太鼓や舞等の技術など、受け継がれる伝統の技・知識・知恵を伝える取組の推進。	◎			○	○				○	○	○		
				11	子ども観光ガイド育成事業	学校教育と連携した小学生・中学生・高校生等による観光ガイドの育成。	◎	○	◎	◎					○	○	○		
	・歴史文化の大切さを認識していても、実際の活動に十分に展開できていない。	・歴史文化遺産の保存・活用に係る専門的な人材、まちづくりに活かすためのリーダー的な人材や活動団体等の育成	(1)－③ 歴史文化の保存・活用に中心となって取り組める人材や団体を育みます	12	歴史文化の専門的な人材の育成	学習講座等を通じて、古文書を解説できる人材、かたりべとなる人材、歴史文化について解説できる人材など、歴史文化に関する知識や技術をもつ専門的な人材の育成。	○	○	◎	◎					○	○	○		
				13	教育者の育成	小中学校教員が福岡町の歴史文化に対する理解と知識を深めることができる研修会・勉強会等の実施。			○	◎	◎					○	○		
				14	民間活動団体の組織・育成	歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体の組織・育成。	◎			○	○						○	○	
調査・研究	・十分な把握調査が実施できていない類型が多く残されている。	・寺社建築や彫刻・工芸品などの十分な調査ができていない類型や、民俗文化などの福岡町の歴史文化にとって特に重要となる類型の優先的な把握調査 ・子どもや出身者などの多様な視点からの把握調査	方針(2) さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行います	15	歴史的建築物の基礎調査	古民家や寺社建築などの歴史的建築物の把握調査(一次調査)の実施。	○	◎	◎	○					○	○			
				16	美術工芸品調査	自治会や寺社等が所有する古文書や絵画、彫刻などの美術工芸品の把握調査(一次調査)の実施。	○			◎					○	○	○		
				17	民俗文化調査	各自治会の祭り・行事の実施状況の定期的な調査、家の年中行事や民間説話などの調査等の実施。	◎	○	◎	○					○	○	○		
				18	歴史民俗資料館収蔵品の整理	歴史民俗資料館に収蔵する民具の束置調査・整理や、資料のリスト化・データ化等の実施。				◎						○	○		
				19	地域の歴史文化遺産把握調査	各自治会や小中学生、出身者等が大切に思う歴史文化遺産の把握調査の実施。	◎			◎	○						○		
	・町民等による調査・研究の取組が限定的。	・町民等を中心とした調査・研究の町全域への波及	(2)－② 町民を中心とした歴史文化遺産の把握調査及び歴史文化研究を推進します	20	古文書調査	町民や専門家との協働による区有文書や寺社文書、三木家未調査資料等の把握調査及び整理の実施。	◎	◎	◎							○	○		
				21	地域史誌の編纂	自治会等による歴史文化や歴史文化遺産の調査・研究を通じた地域史誌の編纂の推進。	◎			○	○						○	○	
				22	未指定の歴史文化遺産の詳細調査	把握した歴史文化遺産の価値を明らかにするための詳細調査や、文化財指定等の可能性があるものの学術調査の実施。	○	◎	◎	○							○		
				23	指定等文化財の学術調査	指定等文化財のさらなる価値の解明に向けた指定等文化財や関連する歴史文化遺産の学術調査の実施。	○	◎	◎								○	○	
				24	福岡町の歴史文化総合調査研究	福岡町の歴史文化の価値や魅力に関する調査・研究の実施。	○	◎	◎	○								○	
保存・管理	・指定等を受けていないものを含めた数多くの歴史文化遺産の保存が必要。	・文化財指定・登録等に向けた積極的な取組や、指定・登録等に至らない歴史文化遺産の関連制度による保存措置	(3)－① 法・条例に基づく指定・登録等を推進します	25	文化財指定・登録等	登録文化財の提案制度を活用した文化財指定・登録等の推進を通じた、現状変更の許可制・届出制による価値の保存。	○	○	◎							○			
				26	関連制度に基づく指定等	景観や自然環境などの関連制度に基づく指定等の推進による価値の保存。	○	○	○	◎							○		
				27	歴史文化遺産の保存・修理	歴史文化遺産データベースに掲載する歴史文化遺産で、老朽化や破損などがみられるものの保存・修理の実施。	◎	○	◎	○						○	○	○	○
	・老朽・破損等により保存措置が求められる歴史文化遺産が増加。 ・史料の保管・収蔵環境が十分に整っていない。 ・柳田國男生家の茅葺(藁葺)材の確保。 ・移り変わる民俗文化の価値の確実な継承が必要。	・町民等による歴史文化遺産の日常的な維持・管理の継続 ・三木家住宅の保存修理、絵馬の保存・修理方策や柳田國男生家の茅葺(藁葺)材の確保方策などの検討を含めた、歴史文化遺産の老朽・破損への対応の推進 ・専門家との連携による指定等文化財の保存活用計画の策定の推進 ・史料の適切な保管・収蔵を行える施設・設備の整備 ・民俗文化の映像記録などの継続的な記録作成	(3)－② 歴史文化遺産を適切に保存・管理します	28	絵馬の保存・修理等の方策の検討	絵馬の保存・修理や適切な管理のための方策の検討。	○	◎	◎								○		
				29	歴史文化遺産の保管・収蔵施設の充実	既存の建築物を利用した美術工芸品等の保管・収蔵施設の整備、史料の保存・収蔵設備の充実等の検討。			○	◎								○	
				30	民俗文化の保存・継承	保存会等を中心とした祭り・行事等の伝統の技の保存・継承等の取組や映像記録等の継続的な記録作成。	◎	○	◎	◎						○	○		
				31	歴史文化遺産の日常的な維持・管理	境内清掃や古墳の草刈り等の維持・管理や文化財協力員等による見回り等の実施。	◎			◎								○	○
				32	指定等文化財の保存活用計画の作成	指定等文化財で必要なもの(公開・活用を行うもの等)について、適切な保存・管理(材料確保の方策や防災・防犯対策等を含む)のもとに活用を行うための個別計画の作成。		◎		◎								○	
				33	歴史文化遺産防災・防火訓練の実施	歴史文化遺産の防災・防火の意識醸成や体制強化のための定期的な防災・防火訓練の実施。	◎			◎	◎								○
	・台風などの災害や火災、損傷・盗難等による歴史文化遺産の被害が増加している。	・歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の取組の拡充 ・盗難や破損などの万一の事態に備えた美術工芸品等の記録作成	(3)－③ 歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制を強化します	34	美術工芸品の記録作成	災害等に備えた美術工芸品の写真撮影等の記録作成。	◎			◎							○	○	○
				35	歴史文化遺産の防災・防火・防犯設備の整備	指定等文化財を中心とした防災・防火・防犯設備の設置の推進。	◎			◎	◎							○	○
				36	(仮称)福岡町歴史文化遺産災害対応マニュアルの作成	歴史文化遺産の防災・防火の知恵の調査・整理や防災・防火・防犯意識の醸成・予防から応急対応、復旧・復興に至る災害対応マニュアルの作成。	○			◎	◎								○

基幹事業（2／2）

【取組主体】◎：中心となって取り組む ○：協力して取り組む	【計画期間】前期：～2 年（R4～5 年度） 中期：3～5 年（R6～8 年度） 後期：6～7 年（R9～10 年度）	【財源】国費：国の各種補助金 県費：県の各種補助金 町費：町の単費 団体費：団体の活動費
----------------------------------	---	---

取組分野	課題	必要な取組	方針	措置																		
				事業名 ※網掛けは新規事業	事業内容	取組主体				計画期間			財源									
						町民等	専門家	行政 社会教育課 その他関係課	前期	中期	後期	国費	県費	町費	団体費							
活用	・観光振興を主とした活用や整備が、必ずしも歴史文化の正しい理解につながっていない。 ・今後、空き家となる歴史的建築物の増加が予想され、それらの活用が課題である。 ・他都市との連携が十分でない。	・歴史文化の正しい理解につながる活用の推進 ・これまで十分に光があたっていなかった歴史文化の活用 ・空き家となる歴史的建築物の活用促進 ・日本遺産の活用など、広域連携によるより魅力的な活用の取組	方針(4) 歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします	(4)－① 歴史文化の正しい理解のもと、歴史文化遺産を観光振興・産業振興に活かします	37	歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践	これまで開発・整備されてきた商品や施設を歴史文化の正しい理解へとつなげるための活用方策や新たな観光振興方策等の検討を通じた、計画的かつ効果的な取組の実施。	○	○	○	◎				○	○	○					
					38	新たな商品開発・特産品づくり	町民・企業・学生などからの提案やコラボレーションなどを通じた、もち麦をはじめとした多様な歴史文化を活かした新たな商品開発・特産品づくりの取組の推進。	◎	○	○	◎					○	○					
					39	歴史文化を活かしたイベントの開催	楽しみながら歴史文化遺産に楽しみながら触れあい、学ぶことができるイベントや、鉄道・バス事業者や旅行社などと連携した福岡の歴史文化の魅力を体感できる観光イベントなどの開催。	○	○		◎	◎				○	○	○	○			
					40	歴史的建築物の活用	登録有形文化財や、歴史文化遺産データベースに掲載する歴史的建築物で空き家となるものの、地域振興に資する施設等としての再生・活用。	◎	○	○	○	◎				○	○	○	○			
					41	日本遺産活用推進事業	日本遺産「播磨貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の活用事業の展開。	○	○	○	○	◎				○	○	○	○			
					42	広域連携による活用事業の展開	広域に關係する歴史文化遺産や歴史文化ものがたりについて、関係市町村等と連携した活用事業の展開。	○	○	○	○	◎						○				
	・まちづくりや教育、福祉などの他分野との連携に乏しい。	・観光、産業、まちづくり、教育、福祉などの幅広い分野への活用 ・自治会の主体的な活用の取組による歴史文化豊かな生活環境づくり	(4)－② 歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	(4)－② 歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	43	地域の歴史文化遺産マップづくり	自治会などによる、歴史文化ものがたりを活かした身近な歴史文化遺産の再確認や町民の誇り・愛着の醸成、町外への魅力発信などのための歴史文化遺産マップの作成。	◎			◎	◎			○	○	○	○				
					44	住民企画事業の推進	歴史文化ものがたりや歴史文化遺産を身近な生活環境づくりに活かすための町民等からの提案型の事業(住民企画事業)の推進。	◎			○	○					○	○				
	・案内・解説や交通アクセス等の活用のための整備が十分でない。 ・周辺の景観・環境の整備や歴史文化遺産の相互関係の活用が十分でない。	・さまざまな活用を見据えた整備や周辺を含めた魅力的な景観・環境づくり ・交通ネットワークの整備等を通じた、関連する歴史文化遺産や拠点施設等をつないだ効果的な活用	(4)－③ 歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	(4)－③ 歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	45	自治会や小学校区ごとの重点テーマの検討・実践	自治会や小学校区を単位とした重点的に取り組むテーマ等の検討・実践。	◎			○						○					
					46	歴史文化遺産の活用のための整備	さまざまな活用方法(観光、教育、日常利用など)や活用主体(子ども、高齢者、外国人、障がい者など)を想定した上で、歴史的建築物の活用のための整備、遊歩道や解説・案内板、便益施設等の整備などの推進。	◎	○		◎	◎				○	○	○				
					47	歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備	歴史文化遺産の魅力の維持・向上等のための、周辺の景観形成や環境保全の取組の実施。	◎	○	○	○	◎					○	○				
	48	観光・周遊ルートの設定・整備	歴史文化ものがたりに関係する歴史文化遺産を巡るルートの設定・整備。		○	○	○	◎					○	○	○							
49	観光・周遊のための交通体系の充実	歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用促進と、交通ネットワークの充実。	○			○	◎								○							
情報発信	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。(共通) ・子どもへの分かりやすい情報発信に欠ける。	・町ホームページによる分かりやすい情報の発信や広報連載記事の再編・発信、最新の調査成果の地域への還元など、町民等が歴史文化に対する興味・関心を高める機会の提供 ・子どもが自ら調べ、学ぶことができる情報の提供	方針(5) 価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します	(5)－① 町民等が歴史文化を身近に感じられる継続的・定期的な情報発信を行います	50	広報誌等による歴史文化情報の発信	『広報ふくさき』(福岡町)、『福岡町文化』(福岡町文化センター)、『うぶすな』(辻川界隈)『記念館新聞』(柳田國男・松岡家記念館)による継続的・定期的な歴史文化情報の発信。		○		◎	◎					○					
					51	説明会・講演会・シンポジウム等の開催	発掘調査説明会や歴史文化に関する講演会、シンポジウム等の開催を通じて、最新の調査・研究成果の地域への還元。			◎	◎					○	○	○				
					52	子ども向けの情報発信	『ふくさき再発見シリーズ』などの学習資料の作成・配信や、子ども向けホームページの開設などの実施。				◎					○		○				
	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。(共通)	・観光集客と保存・活用を支援するファン層の獲得のための魅力的な情報の発信 ・情報の相互リンクなど、効果的な情報発信体制の構築		(5)－② 福岡町の歴史文化の認知度を高め、福岡応援民を獲得・拡大するための魅力的な情報発信を行います	53	観光協会ホームページでの情報発信	福岡町観光協会ホームページにおける、歴史文化ものがたりなどを活かした魅力的な歴史文化情報の発信。				○		◎					○				
					54	ペイドメディアを活用した情報発信	マス 4 媒体(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)などのペイドメディアを活用した認知度を上げるための歴史文化情報の発信。				◎		◎				○		○			
					55	多様な媒体・主体を活用した情報発信	SNS やロコミサイト、メールマガジンなどの多様な媒体の活用を通じた、民間企業・団体やインフルエンサーなどと連携した効果的な情報発信。	◎			○	○						○	○			
	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。(共通) ・町のホームページの歴史文化情報の構成が分かり難い。	・観光客の観光支援やより詳しい情報へのニーズに対応したさまざまな媒体による歴史文化情報の発信		(5)－③ 福岡町の歴史文化の理解を深めるための情報発信を行います	56	資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討	歴史民俗資料館の展示方法・展示内容の検討、柳田國男・松岡家記念館のリニューアル改修等の実施。	○	○		◎	○				○	○	○				
					57	町ホームページ等による歴史文化情報の再編・発信	町ホームページの歴史文化情報の体系的な整理・再構成と、これまでの広報に連載してきた記事の再編・発信。					◎					○		○			
					58	解説リーフレットやマップ等の作成	歴史文化遺産の解説や観光・周遊マップ、歴史文化遺産の分布図などのリーフレットの作成・発行。	○				◎	◎				○	○	○			
					59	観光アプリの充実	歴史文化ものがたりを巡るルートの追加など、観光アプリの歴史文化情報の充実。				○	○	◎				○		○			
					60	特別展・企画展の開催	三木家住宅などの歴史的な建造物や、歴史民俗資料館などの文化・観光施設等での特別展・企画展の継続的・定期的な開催。	○	○		◎	○							○	○		
	体制整備	・庁内の十分な連携が図れていない。		・庁内の連携体制の整備と町民等に対する適切な助言・指導を行える体制の整備	方針(6) 各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます	(6)－① 庁内の歴史文化まちづくりに係る体制を強化します	61	庁内連携体制の整備	歴史文化に詳しい職員や育成などの歴史文化遺産の保存・活用体制の充実、並びに関係各課や関係施設間の連携体制の整備。				◎	◎					○			
62			取組に対する助言・指導体制の整備				町民等が気軽に相談できる相談窓口の設置と、必要に応じて専門家を派遣して助言・指導を行える体制の整備。				◎							○				
・主体間の十分な連携が図れず、保存会や文化観光まちづくり協議会などの活動も限定的である。		・さまざまな主体が交流・連携しながら、調査・研究や保存・活用を効果的に推進できる体制の整備 ・文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の体制の整備 ・福岡町の地の利を活かした企業や大学などとのより一層の連携体制の整備	(6)－② さまざまな主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組める体制を整えます	63		情報共有・交換の場づくりの検討	町民等をはじめとしたさまざまな主体が連携するための情報共有・交換の場の設置に向けた検討。	◎		◎		◎						○				
				64		調査・研究体制の構築	町や各自治会、文化財協力員、小中学校教員、専門家等が連携して、継続的な調査・研究ができる体制の整備。	◎		◎	◎							○				
				65		文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の取組	文化観光まちづくり協議会を中心として、さまざまな主体が連携して保存・活用に取り組める体制整備。	◎		◎	◎	◎	◎						○	○		
				66		(仮称)歴史文化遺産パートナー制度の検討	企業や大学、民間活動団体等による歴史文化遺産の保存・活用への協力・支援を促進するための「(仮称)歴史文化遺産パートナー制度」の創設の検討。	◎		◎	◎	◎	◎						○			
				67		観光客や支援者等と連携した取組の推進	町出身者や関係者、来訪者・観光客などと連携した情報発信や保存・活用の取組の推進。	◎		◎	◎	◎	◎							○		
・これまでは指定等文化財を主な対象としてきたため、指定等を受けていない歴史文化遺産への支援が十分に行き届いていない。		・歴史文化遺産データベースや保存・活用のための新たな制度の創設、資料や情報の管理・活用や専門的な人材の活用の仕組みづくりなど、各主体の自発的な取組を促進できる体制の整備 ・新たな観光支援・受け入れ体制の検討・構築	(6)－① 歴史文化遺産を適切に守り、育み、活かす取組を支える仕組みを整えます	68		歴史文化遺産データベースの構築・運用	歴史文化遺産データベースの町ホームページでの公開と、町民等からの情報収集による継続的な更新。	○			◎								○			
				69		「(仮称)ふくさき遺産」認定制度の創設・運用	指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、町民等が大切に思うものなどを認定して、その保存・活用の取組を支援する制度の創設・運用。	○		○		◎								○		
				70		歴史文化遺産の保存・活用の取組に対する助成	町民等の保存・活用の取組に対する助成。					◎	◎						○	○	○	
				71		資料データベース作成と活用方策の検討	町の所有・保管する資料等の公開活用に向けた資料データベースの作成や公開活用方策の検討。			○		◎								○		
				72		歴史文化情報の発信状況の一元化管理	各施設で発信する歴史文化情報の調整・整合と、案内資料・マップの連携した配布・発信体制の整備。					◎		◎							○	
				73		財源確保の仕組みづくり	ふるさと納税の活用や基金創設など、歴史文化遺産を保存・活用するための財源確保の仕組みの検討・構築。			○		◎	○							○		
				74		観光受け入れ体制の検討・構築	ガイド体制の整備、多言語対応など、多様な観光客の受け入れ体制の検討・構築。	◎		○		◎	◎	◎					○	○	○	
				75		歴史文化人材バンクの創設に向けた検討	専門知識・技術をもつ人材を調査・研究や保存・活用の取組に活用するための人材バンクの創設の検討。	◎		◎		◎	○								○	

重点事業

【取組主体】◎：中心となって取り組む ○：協力して取り組む	【計画期間】前期：～2 年（R4～5 年度） 中期：3～5 年（R6～8 年度） 後期：6～7 年（R9～10 年度）	【財源】国費：国の各種補助金 県費：県の各種補助金 町費：町の単費 団体費：団体の活動費
----------------------------------	---	---

設定の目的	重点プロジェクト	課題	必要な取組	方針	措置																	
					事業名 ※網掛けは新規事業	事業内容	対応する 基幹事業	取組主体				計画期間			財源							
								町民等	専門家	行政 社会 教育課	その他 関係課	前期	中期	後期	国費	県費	町費	団体費				
福崎町の歴史文化の特徴に磨きをかけて、福崎らしい歴史文化を育み、活かし、まちづくりに戦略的に活かす	「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト	・「民俗学のふるさと」をキャッチフレーズとして、各種まちづくりに取り組んできたが、「民俗学」とは何か、「民俗学のふるさと」の魅力は何か、どのように活かせば良いか、が十分に理解・共有されていない。 ・「民俗学のふるさと」としての魅力向上・活用の取組の地域や内容が、限定的である。	・身近な民俗文化から、「民俗学」を体験しながら学び、理解を深める。	方針1 「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します	1-1	『故郷七十年』等の活用事業	『故郷七十年』や柳田國男の著書、『福崎町史』(千葉徳爾執筆箇所等)などを読む会の開催、『故郷七十年』の注釈書や小学生向けコンテンツの作成などの推進	1 2	◎	◎	◎	○				○		○				
					1-2	民俗文化に触れるフィールドワーク	屋台巡行マップづくり、郷土料理・行事食の調査・食べ比べ、鳥居・狛犬比較会など、民俗文化に係る調査や地域間での比較などを町民等と一緒に実施	1 17	○	○	◎	○							○			
					1-3	小中学校と連携した民俗文化調査	学校教育との連携のもと、年中行事や民間説話、みちに関わる歴史文化遺産など、民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究の推進	8 17	◎	○	◎	◎					○	○	○			
					1-4	民俗文化の記録等の作成	小中学校と連携した民俗文化調査の成果をとりまとめた報告書やパンフレット等の作成	30	◎	○	◎	◎					○	○	○			
					1-5	「民俗学のふるさと」に係る企画展等の開催	調査・研究成果の展示・報告などの定期的な開催	60	○	○	◎	○						○	○			
					1-6	地域における周遊ルートの検討・マップづくり	小学校区や自治会の区域における民俗文化をテーマとした関連する歴史文化遺産を巡る周遊ルートの検討や周遊マップづくりの実施	43 48	◎	○	◎	◎					○	○	○	○		
			・「民俗学のふるさと」の魅力向上を図るとともに、計画的にまちづくりや観光に活かしながら、民俗文化を守り、伝える。	方針2 「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします	1-7 2-1	柳田國男・松岡家記念館のリニューアル等	柳田國男・松岡家記念館の改修等を通じた、福崎町における民俗文化の保存・活用の拠点機能の強化	56	○	○	◎	○						○	○			
					2-2	歴史民俗資料館の保管・収蔵・展示機能の充実	民具などの保管・収蔵設備の充実と、展示方法・展示内容の検討による展示機能の充実	29 46 56	◎	○	◎	○						○	○	○		
					2-3	三木家住宅の保存・修理・活用・整備	各棟の修理や土塀補修、厩の復元等と、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備	27 46	○	○	◎	○						○	○	○	○	
					2-4	柳田國男生家の保存・修理・活用・整備	茅葺(藁葺)屋根の葺き替え等の保存・修理と、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備	27 46	◎	○	◎	○						○	○	○		
					2-5	歴史的建造物の活用に向けた整備	辻川界隈の歴史的建築物のうち、可能なものについてのまちづくりや周遊観光の拠点としての整備の推進	40	◎	○	○	◎						○	○	○	○	
					2-6	観光ガイドや語りべの育成・活用	観光ガイドや語りべの育成を通じた、観光受け入れ体制の整備	12 74	◎	○	◎	◎						○	○	○		
					2-7	文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討・実践	辻川界隈を中心に、町内外の各地域と連携した観光振興のあり方や、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館、三木家住宅等の各施設の役割分担のあり方等の検討・実践	37 65	◎	◎	◎	◎						○	○	○	○	
					2-8	小学校区や自治会単位での重点的な取組の検討・実践	民俗文化を中心とした関連する歴史文化遺産の整理のもと、取組対象や内容の検討・実践	45	◎		○									○		
					2-9	観光・周遊ルートの設定・整備	古くからの道筋を中心に、そこに伝わる民間説話などを手掛かりとした各地域をつなぐ周遊ルートの検討・設定と道筋の景観づくり等の推進	48			○	◎							○	○	○	
					2-10	周遊案内機能の充実	「民俗学のふるさと」に関連する歴史文化遺産の案内板・解説板の整備や観光アプリの充実(音声ガイドの搭載など)	46 58 59	◎	○	◎	◎							○	○	○	
					2-11	観光・周遊のための交通体系の充実	歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用など、観光・周遊の推進のための交通ネットワークの充実	49	○		○	◎									○	
					2-12	民間企業等と連携した民俗文化の保存・活用	町内企業等による(仮称)歴史文化遺産パートナー制度の活用や旅行業者等と連携した祭り・行事等の公開・活用などの検討・推進	39 66 67	◎		◎	◎									○	○

福崎町文化財保存活用地域計画（素案）

令和3年12月
兵庫県神崎郡福崎町
